

目 次

津市条例

津市監査委員条例及び津市職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

津市市税条例の一部を改正する条例

津市大型共同作業場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び津市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

津市介護保険条例の一部を改正する条例

津市労働会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市規則

津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員等の旅費に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

津市告示

公示送達

公示送達

認可地縁団体の告示事項の変更

学校給食費のコンビニエンスストア収納事務委託

狂犬病予防注射済票交付手数料徴収事務の一部委託

議決を経た予算等の公表

市道路線の認定

市道路線の区域決定

市道路線の区域変更

市道路線の供用開始

市道路線の廃止

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

放置自転車の撤去及び保管

公示送達

学校給食費のコンビニエンスストア収納事務委託

認可地縁団体の告示事項の変更

公示送達

津市こども応急クリニック・休日デンタルクリニック、津市応急クリニックの使用料及び手数料の徴収事務委託

津市公告

- 条件付一般競争入札の執行
- 開発行為に関する工事の完了
- 公募型プロポーザルの実施
- 条件付一般競争入札の執行
- 負傷動物の収容
- 開発行為に関する工事の完了
- 負傷動物の収容
- 負傷動物の収容
- 建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市上下水道事業告示

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始

津市上下水道事業公告

- 建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行
- 建設工事等の条件付一般競争入札の執行

津市消防本部告示

- 指定催しの指定

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市監査委員条例及び津市職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 2 号

津市監査委員条例及び津市職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

(津市監査委員条例の一部改正)

第 1 条 津市監査委員条例（平成 1 8 年津市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

(津市職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 2 条 津市職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 8 年津市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項」に、「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

第 2 条中「第 1 7 3 条の 4 第 1 項第 1 号」を「第 1 7 3 条の 5 第 1 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 3 号

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正
する条例

(津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 1 8 年
津市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中「2 7, 0 0 0 円を上限として、」を「国家公務員等の旅費に関す
る法律（昭和 2 5 年法律第 1 1 4 号）に基づき国家公務員に支給される宿泊
費の額を基準として」に改める。

(津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 2 条 津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成 1 8 年津市条
例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表中「2 7, 0 0 0 円を上限として、」を「国家公務員等の旅費に関す
る法律（昭和 2 5 年法律第 1 1 4 号）に基づき国家公務員に支給される宿泊
費の額を基準として」に改める。

(津市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 津市職員等の旅費に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 4 5 号）の一
部を次のように改正する。

第 1 1 条中「1 夜当たり 1 9, 0 0 0 円を上限として、」を「国家公務員
等の旅費に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 1 4 号）に基づき国家公務員に
支給される宿泊費の額を基準として」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第2条の規定による改正後の津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例及び第3条の規定による改正後の津市職員等の旅費に関する条例（以下「改正後の職員旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出張命令権者が出張命令を発する出張及び改正後の職員旅費条例第3条第4項の規定により旅費の支給を決定する出張について適用し、施行日前に出張命令権者が出張命令を発した出張及び同項の規定により旅費の支給を決定した出張については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる出張について、施行日以後に改正後の職員旅費条例第3条第5項及び第6項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。

津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 4 号

津市市税条例の一部を改正する条例

津市市税条例（平成 1 8 年津市条例第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 5 の 2 第 1 項第 2 号エを次のように改める。

エ 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）第 6 条の規定により
三重県知事の認可を受けた公益信託の信託財産とするために支出したも
の

第 3 4 条の 5 の 2 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第
3 項又は第 4 項」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに
第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号に
おいて同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5
項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、
公的年金等支払者（所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出
の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年
金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最
初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところに
より、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を
經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提
出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用

を受けるものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有するもの

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有するもの

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「附則第19条の2第1項」の次に「、附則第19条の3第1項」を加え、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第17項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第18項を第15項とし、第19項を第16項とし、同条に次の1項を加える。

17 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

附則第 17 条の 2 第 1 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に改め、同条第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に、「附則第 34 条の 2 第 5 項」を「附則第 34 条の 2 第 6 項」に、「附則第 34 条の 2 第 10 項」を「附則第 34 条の 2 第 12 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 13 号から第 15 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第 19 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

- 第 19 条の 3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 38 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 18 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第 34 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (2) 第34条の5から第34条の6まで、第34条の7第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の5の2第1項前段、第34条の6、第34条の7第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の5の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の5の2第1項第2号エ、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条及び第7条の3の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第63条の改正規定及び附則第3条第1項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第34条の5の2第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則

第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の津市市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の津市市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の3の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規

定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新条例附則第7条の4の規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

津市大型共同作業場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 5 号

津市大型共同作業場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

津市大型共同作業場の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 9 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 6 号

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年津市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条第 3 項中「准看護師」の次に「（以下「保健師等」という。）」を加え、同条に次の 2 項を加える。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所 A 型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前 2 項の規定により保健師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該保健師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事

業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「保健師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により保健師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該保健師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「保健師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により保健師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該保健師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「保健師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により保健師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該保健師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業

所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。（津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（令和6年津市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付す。

附則第2項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、附則に次の1項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は適用せず、改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 7 号

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年津市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 1 1 項第 2 号又は」を「第 1 1 項第 2 号若しくは」に改め、「場合」の次に「又は同条第 1 0 項第 3 号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満 3 歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第 6 条第 1 項中「事項」の次に「（法第 6 条の 3 第 1 0 項第 3 号に掲げる事業（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項）」を加え、同項第 3 号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項及び第 7 項において同じ。）」を加え、同条第 7 項中「のものに限る。）」の次に「又は満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加える。

第 1 8 条第 6 号中「利用定員」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満 3 歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第 2 3 条第 2 項中「特別区の長」を「特別区の区長」に改める。

第 27 条中「小規模保育事業 B 型」及び「小規模保育事業 C 型」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第 29 条第 2 項第 3 号中「第 6 条の 3 第 10 項第 2 号」の次に「又は第 3 号」を加える。

第 48 条中「、同条第 4 号中「次号」とあるのは「第 48 条において準用する次号」と」を削る。

附則第 4 項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満 3 歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

（津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

第 2 条 津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年津市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第 52 条」を「一第 52 条」に改める。

第 2 条第 6 号を次のように改める。

(6) 満 3 歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業を除く。）をいう。

第 2 条第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(6) の 2 満 3 歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業に限る。）をいう。

第 2 条第 11 号の次に次の 3 号を加える。

(11) の 2 教育認定子ども 法第 27 条第 1 項に規定する教育認定子どもをいう。

(11) の 3 満 3 歳以上保育認定子ども 法第 27 条第 1 項に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。

(11) の 4 保育認定子ども 法第 29 条第 2 項に規定する保育認定子どもをいう。

第 6 条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども又は満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第 4 項中「選考方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第 7 条第 2 項中「法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子ど

もに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 9 条第 1 項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第 1 2 条の見出し中「教育・保育」を「特定教育・保育」に改める。

第 1 3 条第 4 項第 3 号ア(ア)中「法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ(ア)中「法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改める。

第 2 0 条第 7 号中「及び第 3 項」を削り、「選考方法」の次に「及び同条第 3 項に規定する選考の方法」を加える。

第 2 2 条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第 2 5 条中「幼稚園」を「学校教育法第 1 条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第 3 5 条第 1 項中「法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに」を「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」に、「同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「満 3 歳以上保育認定子ども」に改める。

第 3 6 条第 1 項中「法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教

育・保育給付認定子どもの数」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「利用している同号」を「教育認定子ども」に、「利用している同条第１号又は第２号」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第３７条第１項中「第２８条」、「第３１条」及び「第３３条」を「第２７条」に改め、同条第２項を次のように改める。

- ２ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。
- (１) 家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
 - (２) 事業所内保育事業 法第４３条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第３７条に次の１項を加える。

- ３ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第３９条第２項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第４３条第１項を除く。）」を加え、同条第４項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前項の特定地域型保育事業者」を「前２項の特定地域型保育事業者」に、「前項の選考方法」を「前２項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」に、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、「以下この号及び」を削り、同条第7項中「のものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項に規定する選考方法」を「第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法」に改める。

第47条第1項及び第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に、「読み替える」を「、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」と改める。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「をいう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を加え、「第40条第2項」を「第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項」に、「を含む。次条第3項」を「を含む。第52条第3項」に改め、「以下この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」に、「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項」を「満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び津市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 8 号

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び津市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年津市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第 1 3 条 家庭的保育事業者等は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(津市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 津市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和 7

年津市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第 13 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号)第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。

津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 9 号

津市介護保険条例の一部を改正する条例

津市介護保険条例（平成 1 8 年津市条例第 1 3 6 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 1 1 項を第 1 3 項とし、第 1 0 項の次に次の 2 項を加える。

（令和 8 年度の保険料の減額の特例）

- 1 1 市長は、第 1 5 条第 1 項の規定にかかわらず、令附則第 2 5 条の規定により令和 8 年度分の地方税法の規定による本市の市民税が課されている者とみなした第 1 号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、令和 7 年度分の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）が課されていない場合は、令和 8 年度における保険料の額の算定に限り、同法の規定による本市の市民税が課されていない者として判定する保険料段階まで保険料を減額することができる。
- 1 2 市長は、第 1 5 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、前項の規定による減額は、申請によらずに行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市労働会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 3 0 号

津市労働会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市労働会館の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 1 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条を第 2 5 条とし、第 1 8 条を第 2 4 条とする。

第 1 7 条の見出しを「（損害賠償の義務）」に改め、同条を第 2 3 条とし、第 1 6 条を第 2 2 条とし、第 1 5 条を第 1 6 条とし、同条の次に次の 5 条を加える。

（利用料金）

第 1 7 条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、会館の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該使用許可の際に指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

（利用料金の減免）

第 1 8 条 指定管理者は、前条の規定にかかわらず、国及び地方公共団体並びにそれらの機関その他公共的団体等が使用する場合で、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の還付）

第 1 9 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき。

(2) 使用しようとする日の前日までに使用許可の取消しを届け出たとき。

(権利譲渡等の禁止)

第 20 条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第 21 条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 許可を受けた目的に反して、施設及び設備器具を使用したとき。
- (3) 第 16 条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

(相談指導室に係る使用許可の期間)

第 15 条 相談指導室に係る使用許可の期間は、1 年以内とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 17 条関係）

1 会議室の利用料金の上限額

単位 円

時間区分 使用区分	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで
会議室	1, 120	1, 500	2, 360
〔備考〕 指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、1 時間単位で定められた時間区分を延長し、繰り上げ、又は変更して使用させることができるものとし、この場合における利用料金は、当該時間区分に係る 1 時間当たりの利用料金に使用する時間数を乗じて得た額（10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。			

2 相談指導室の利用料金の上限額

単位 円

使用区分	1 月当たりの上限額
相談指導室 1	18, 000
相談指導室 2	
相談指導室 3	26, 300
相談指導室 4	
〔備考〕 1 使用期間に 1 月未満の端数があるとき、又は使用期間が 1 月未満であるときは、これらを 1 月とする。 2 指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、使用に係る施設を分割して使用させることができるものとし、この場合における利用料金は、当該使用区分に係る 1 月当たりの利用料金に分割割合を乗じて得た額（10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第 4 項の規定は同年 1 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る利用料金の承認その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の津市労働会館の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後の使用に係る利用料金及び使用許可について適用し、施行日前の使用に係る利用料金及び使用許可については、なお従前の例による。
- 4 施行日以後の使用に係る手続については、施行日前においても改正後の条例の例により行うものとする。

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 3 1 号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市運動施設の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 5 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 5 を次のように改める。

別表第 4 5 (第 2 4 条関係)

津市海浜公園内陸上競技場の施設及び設備器具の利用料金

単位 円

使用区分				利用料金		
施設	陸上競技場	個人使用	中学生以下		1 人 1 回（3 時間以内）につき	1 0 0
			高校生以上・一般		1 人 1 回（3 時間以内）につき	2 0 0
			回数券 （1 2 回券）	中 学 生 以 下	1，0 0 0	
				高 校 生 以 上・一般	2，0 0 0	
		専用使用	入場料等を徴収しない場合		1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	2，0 0 0
			入場料等を徴収する場合		1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	4，0 0 0
	管理棟	大会議室			1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	1，2 0 0
		小会議室			1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	4 2 0
メインスタンド棟	本部室			1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	4 2 0	
	多目的室（1・2）			1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	3 3 0	
電子写真判定棟	記録室			1 時間（1 時間未満は、1 時間とす	3 1 0	

		る。) 当たり	
設備器具	放送設備	1 式 1 回につき	1 , 1 5 0
	夜間照明	1 時間 (1 時間未 満は、1 時間とす る。) 当たり	7 0 0
〔備考〕 1 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。 2 個人使用の場合の夜間照明の利用料金は、無料とする。 3 市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の 2 倍の額とする。			

附 則

- 1 この条例は、令和 1 0 年 1 1 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後の津市海浜公園内陸上競技場の施設及び設備器具の使用に係る手続については、同日前においても改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の例により行うものとする。

津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 3 7 号

津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則（令和 3 年津市規則第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条の次に次の 1 条を加える。

（職員への配慮等）

第 1 1 条の 2 市長は、不当要求行為により、職員が職場内外において被害を受けることがないように必要な配慮を行うとともに、当該職員の公正な職務の遂行を確保するため、被害を受けた職員に対し、関係機関への連絡等の必要な援助を行わなければならない。

2 職員から不当要求行為に関する相談等を受けた者並びに委員会の委員長、副委員長及び委員は、関係者のプライバシーの保護及び秘密の厳守を徹底しなければならない。

3 市長は、不当要求行為に関する相談を行ったこと等を理由として、職員が職場において不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 3 8 号

津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成 1 8 年津市規則第 3 2 号）
の一部を次のように改正する。

別表条例第 9 条の 2 に規定する手当の部及び条例第 9 条の 3 に規定する手当
の部中「1, 0 8 0 円」を「1, 4 4 0 円」に改め、同表条例第 1 1 条に規定
する手当の部第 1 項中「1, 0 8 0 円」を「1, 4 4 0 円」に、「5 4 0 円」
を「7 2 0 円」に改め、同部第 2 項及び第 3 項中「7 1 0 円」を「9 5 0 円」
に、「3 5 5 円」を「4 7 5 円」に改め、同部第 4 項中「7 1 0 円」を「9 5
0 円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の津市職員の特殊勤務手当の支給
に関する規則の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

津市職員等の旅費に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 3 9 号

津市職員等の旅費に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
(津市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 津市職員等の旅費に関する条例施行規則 (平成 1 8 年津市規則第 2 8 号) の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第 1 0 条関係)

区分	宿泊費基準額 (1 夜当たり)
北海道	1 5 , 0 0 0 円
青森県	1 2 , 0 0 0 円
岩手県	1 0 , 0 0 0 円
宮城県	1 2 , 0 0 0 円
秋田県	1 1 , 0 0 0 円
山形県	1 0 , 0 0 0 円
福島県	9 , 0 0 0 円
茨城県	1 1 , 0 0 0 円
栃木県	1 1 , 0 0 0 円
群馬県	1 2 , 0 0 0 円
埼玉県	1 6 , 0 0 0 円
千葉県	1 7 , 0 0 0 円
東京都	2 1 , 0 0 0 円
神奈川県	1 6 , 0 0 0 円
新潟県	1 6 , 0 0 0 円
富山県	1 1 , 0 0 0 円
石川県	1 0 , 0 0 0 円
福井県	1 0 , 0 0 0 円

山梨県	1 3, 0 0 0 円
長野県	1 3, 0 0 0 円
岐阜県	1 3, 0 0 0 円
静岡県	1 2, 0 0 0 円
愛知県	1 2, 0 0 0 円
三重県	1 2, 0 0 0 円
滋賀県	1 1, 0 0 0 円
京都府	2 0, 0 0 0 円
大阪府	1 6, 0 0 0 円
兵庫県	1 7, 0 0 0 円
奈良県	1 2, 0 0 0 円
和歌山県	1 1, 0 0 0 円
鳥取県	9, 0 0 0 円
島根県	1 2, 0 0 0 円
岡山県	1 4, 0 0 0 円
広島県	1 4, 0 0 0 円
山口県	9, 0 0 0 円
徳島県	1 0, 0 0 0 円
香川県	1 5, 0 0 0 円
愛媛県	1 2, 0 0 0 円
高知県	1 2, 0 0 0 円
福岡県	1 7, 0 0 0 円
佐賀県	1 1, 0 0 0 円
長崎県	1 3, 0 0 0 円
熊本県	1 4, 0 0 0 円
大分県	1 1, 0 0 0 円
宮崎県	1 1, 0 0 0 円
鹿児島県	1 1, 0 0 0 円
沖縄県	1 2, 0 0 0 円

(津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例施行規則 (令

和 7 年津市規則第 2 0 号) の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第 2 条関係)

区分	宿泊費基準額 (1 夜当たり)
北海道	2 0 , 0 0 0 円
青森県	1 6 , 0 0 0 円
岩手県	1 3 , 0 0 0 円
宮城県	1 6 , 0 0 0 円
秋田県	1 4 , 0 0 0 円
山形県	1 3 , 0 0 0 円
福島県	1 2 , 0 0 0 円
茨城県	1 4 , 0 0 0 円
栃木県	1 4 , 0 0 0 円
群馬県	1 6 , 0 0 0 円
埼玉県	2 1 , 0 0 0 円
千葉県	2 2 , 0 0 0 円
東京都	2 7 , 0 0 0 円
神奈川県	2 1 , 0 0 0 円
新潟県	2 1 , 0 0 0 円
富山県	1 4 , 0 0 0 円
石川県	1 3 , 0 0 0 円
福井県	1 3 , 0 0 0 円
山梨県	1 7 , 0 0 0 円
長野県	1 7 , 0 0 0 円
岐阜県	1 7 , 0 0 0 円
静岡県	1 6 , 0 0 0 円
愛知県	1 6 , 0 0 0 円
三重県	1 6 , 0 0 0 円
滋賀県	1 4 , 0 0 0 円
京都府	2 6 , 0 0 0 円
大阪府	2 1 , 0 0 0 円
兵庫県	2 2 , 0 0 0 円

奈良県	16,000円
和歌山県	14,000円
鳥取県	12,000円
島根県	16,000円
岡山県	18,000円
広島県	18,000円
山口県	12,000円
徳島県	13,000円
香川県	20,000円
愛媛県	16,000円
高知県	16,000円
福岡県	22,000円
佐賀県	14,000円
長崎県	17,000円
熊本県	18,000円
大分県	14,000円
宮崎県	14,000円
鹿児島県	14,000円
沖縄県	16,000円

（津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例施行規則（令和7年津市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜当たり）
北海道	20,000円
青森県	16,000円
岩手県	13,000円
宮城県	16,000円
秋田県	14,000円
山形県	13,000円
福島県	12,000円

茨城県	1 4, 0 0 0 円
栃木県	1 4, 0 0 0 円
群馬県	1 6, 0 0 0 円
埼玉県	2 1, 0 0 0 円
千葉県	2 2, 0 0 0 円
東京都	2 7, 0 0 0 円
神奈川県	2 1, 0 0 0 円
新潟県	2 1, 0 0 0 円
富山県	1 4, 0 0 0 円
石川県	1 3, 0 0 0 円
福井県	1 3, 0 0 0 円
山梨県	1 7, 0 0 0 円
長野県	1 7, 0 0 0 円
岐阜県	1 7, 0 0 0 円
静岡県	1 6, 0 0 0 円
愛知県	1 6, 0 0 0 円
三重県	1 6, 0 0 0 円
滋賀県	1 4, 0 0 0 円
京都府	2 6, 0 0 0 円
大阪府	2 1, 0 0 0 円
兵庫県	2 2, 0 0 0 円
奈良県	1 6, 0 0 0 円
和歌山県	1 4, 0 0 0 円
鳥取県	1 2, 0 0 0 円
島根県	1 6, 0 0 0 円
岡山県	1 8, 0 0 0 円
広島県	1 8, 0 0 0 円
山口県	1 2, 0 0 0 円
徳島県	1 3, 0 0 0 円
香川県	2 0, 0 0 0 円
愛媛県	1 6, 0 0 0 円
高知県	1 6, 0 0 0 円

福岡県	22,000円
佐賀県	14,000円
長崎県	17,000円
熊本県	18,000円
大分県	14,000円
宮崎県	14,000円
鹿児島県	14,000円
沖縄県	16,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の津市職員等の旅費に関する条例施行規則、第2条の規定による改正後の津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例施行規則及び第3条の規定による改正後の津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出張命令権者が出張命令を発する出張及び津市職員等の旅費に関する条例（平成18年津市条例第45号。以下「条例」という。）第3条第4項の規定により旅費の支給を決定する出張について適用し、施行日前に出張命令権者が出張命令を発した出張及び同項の規定により旅費の支給を決定した出張については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる出張について、施行日以後に条例第3条第5項及び第6項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。

津市告示第 2 0 9 号

下記の者の書類は、住所及び居所が明らかでなく送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部特別滞納整理推進室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 8 年 7 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇 〇〇	国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 5 月 1 5 日付け津市特滞第 2 1 1 号）

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 2 1 0 号

下記の者に対する下記の書類は、住所居所不明等のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 8 年 7 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者	送達を受けるべき書類
〇〇 〇〇	令和 6 年度国民健康保険料納入通知書（令和 8 年 5 月 1 8 日付け）壱通

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 2 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 3 0 年津市告示第 3 0 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

大蔵園自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 6 月 1 3 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 2 1 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定し、学校給食費の収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

名称	所在地
株式会社百五デジタルソリューションズ	三重県津市岩田 2 1 番 2 7 号
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町 4 丁目 6 番 7 号日本橋日銀通りビル 5 階
株式会社セブンイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ローソン	東京都品川区大崎 1 丁目 1 1 番 2 号ゲートシティ大崎イーストタワー
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番 1 号
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町 3 丁目 1 番 1 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西 5 丁目 4 2 1 番地
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区久地 6 6 5 番地 1
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区南 1 丁目 8 番 2 7 号
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区幸町 1 丁目 1 番 1 号 帝国ホテルタワー 1 3 階
PayPay 株式会社	東京都新宿区四谷 1 丁目 6 番 1 号
ウェルネット株式会社	東京都千代田区岩本町 3 丁目 1 1 番 1 5 号アーバンネット岩本ビル 4 階
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町 1 丁目 5 番 5 号
株式会社 NTT ドコモ	東京都千代田区永田町 2 丁目 1 1 番 1 号
KDDI 株式会社	東京都港区高輪 2 丁目 2 1 番 1 号

楽天ペイメント株式会社	東京都港区港南 2 丁目 1 6 番 5 号
イオンフィナンシャルサービス株式会社	東京都千代田区神田錦町 3 丁目 2 2 番地

- 2 委託した公金事務に係る歳入等
学校給食費
- 3 指定公金事務取扱者に指定した日
令和 8 年 6 月 2 9 日
- 4 委託した日
令和 8 年 6 月 2 9 日

津市告示第 2 1 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

病院名	名称	住所又は事務所の所在地
バディ動物クリニック	バディ動物クリニック 小山 紀江	津市南が丘 3 丁目 2 0 番地 7

2 委託した公金事務に係る歳入等

狂犬病予防注射済票の交付手数料

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和 8 年 6 月 3 日

4 委託した日

令和 8 年 6 月 2 9 日

5 委託期間

令和 8 年 6 月 2 9 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 2 1 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定により、令和 8 年 5 月 1 2 日に専決処分した予算の要領及び令和 8 年 7 月 1 日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

令和 8 年度津市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度津市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度津市水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度津市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度津市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度津市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 8 3 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 4, 1 8 9, 8 3 7 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
21 繰 入 金		8,178,353	2,837	8,181,190
	2 基 金 繰 入 金	8,167,179	2,837	8,170,016
歳 入 合 計		124,187,000	2,837	124,189,837

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		52,912,035	2,837	52,914,872
	1 社 会 福 祉 費	27,969,015	2,837	27,971,852
歳 出 合 計		124,187,000	2,837	124,189,837

令和８年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

令和８年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，８３７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２５，６４５，０８１千円とする。
- ２ 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，８３７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６１，４３７千円とする。
- ３ 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 繰入金		1,938,606	2,837	1,941,443
	1 繰入金	1,938,606	2,837	1,941,443
歳入合計		25,642,244	2,837	25,645,081

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 諸支出金		51,173	2,837	54,010
	2 繰出金	30,904	2,837	33,741
歳出合計		25,642,244	2,837	25,645,081

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		30,904	2,837	33,741
	1 事業勘定繰入金	30,904	2,837	33,741
歳 入 合 計		58,600	2,837	61,437

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰上充用金			2,837	2,837
	1 繰上充用金		2,837	2,837
歳 出 合 計		58,600	2,837	61,437

令和 8 年度津市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度津市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 2 4, 6 8 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 4, 4 1 4, 5 2 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		22,164,357	235,685	22,400,042
	1 国 庫 負 担 金	17,960,330	4,620	17,964,950
	2 国 庫 補 助 金	4,197,540	231,065	4,428,605
18 県 支 出 金		9,799,000	73,847	9,872,847
	2 県 補 助 金	2,894,907	73,847	2,968,754
20 寄 附 金		403,388	100,000	503,388
	1 寄 附 金	403,388	100,000	503,388
21 繰 入 金		8,181,190	98,521	8,279,711
	2 基 金 繰 入 金	8,170,016	98,521	8,268,537
23 諸 収 入		1,235,353	1,336	1,236,689
	5 雑 入	1,120,680	1,336	1,122,016
24 市 債		3,265,000	△284,700	2,980,300
	1 市 債	3,265,000	△284,700	2,980,300
歳 入 合 計		124,189,837	224,689	124,414,526

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		14,466,295	3,000	14,469,295
	1 総 務 管 理 費	12,259,525	3,000	12,262,525
3 民 生 費		52,914,872	176,894	53,091,766
	1 社 会 福 祉 費	27,971,852	167,489	28,139,341
	3 生 活 保 護 費	5,644,840	9,405	5,654,245
4 衛 生 費		11,247,755	392,043	11,639,798
	1 保 健 衛 生 費	3,242,287	89,123	3,331,410
	7 上 水 道 費	531,964	302,920	834,884
5 労 働 費		52,788	12,771	65,559
	1 労 働 諸 費	52,788	12,771	65,559
6 農 林 水 産 業 費		1,843,409	72,285	1,915,694
	1 農 業 費	1,333,288	72,285	1,405,573
8 土 木 費		14,979,737	8,000	14,987,737
	2 道 路 橋 り ょ う 費	4,614,300	8,000	4,622,300
10 教 育 費		12,756,607	△440,304	12,316,303
	2 小 学 校 費	2,875,191	△441,982	2,433,209
	3 中 学 校 費	1,061,395	1,678	1,063,073
歳 出 合 計		124,189,837	224,689	124,414,526

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	地震被害想定調査事業	58,003

第3表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
学校教育施設整備事業	400,400	115,700

令和8年度津市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度津市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和8年度津市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業収益	8,223,688	12,408	8,236,096
第1項 営 業 収 益	7,131,811	△290,512	6,841,299
第2項 営 業 外 収 益	1,085,052	302,920	1,387,972

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	8,078,650	12,408	8,091,058
第1項 営 業 費 用	7,646,845	12,408	7,659,253

（他会計からの補助金）

第3条 予算第10条中「176,664千円」を「479,584千円」に改める。

津市長 前 葉 泰 幸

令和 8 年度津市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度津市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2 2, 0 9 5 千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 4, 5 3 6, 6 2 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 県 支 出 金		9,872,847	21,358	9,894,205
	2 県 補 助 金	2,968,754	21,358	2,990,112
21 繰 入 金		8,279,711	100,737	8,380,448
	2 基 金 繰 入 金	8,268,537	100,737	8,369,274
歳 入 合 計		124,414,526	122,095	124,536,621

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		14,469,295	28,478	14,497,773
	1 総 務 管 理 費	12,262,525	28,478	12,291,003
3 民 生 費		53,091,766	14,858	53,106,624
	1 社 会 福 祉 費	28,139,341	14,858	28,154,199
11 災 害 復 旧 費			78,759	78,759
	1 農林水産業施設災害復旧費		45,139	45,139
	2 公共土木施設災害復旧費		33,620	33,620
歳 出 合 計		124,414,526	122,095	124,536,621

津市告示第 2 1 5 号

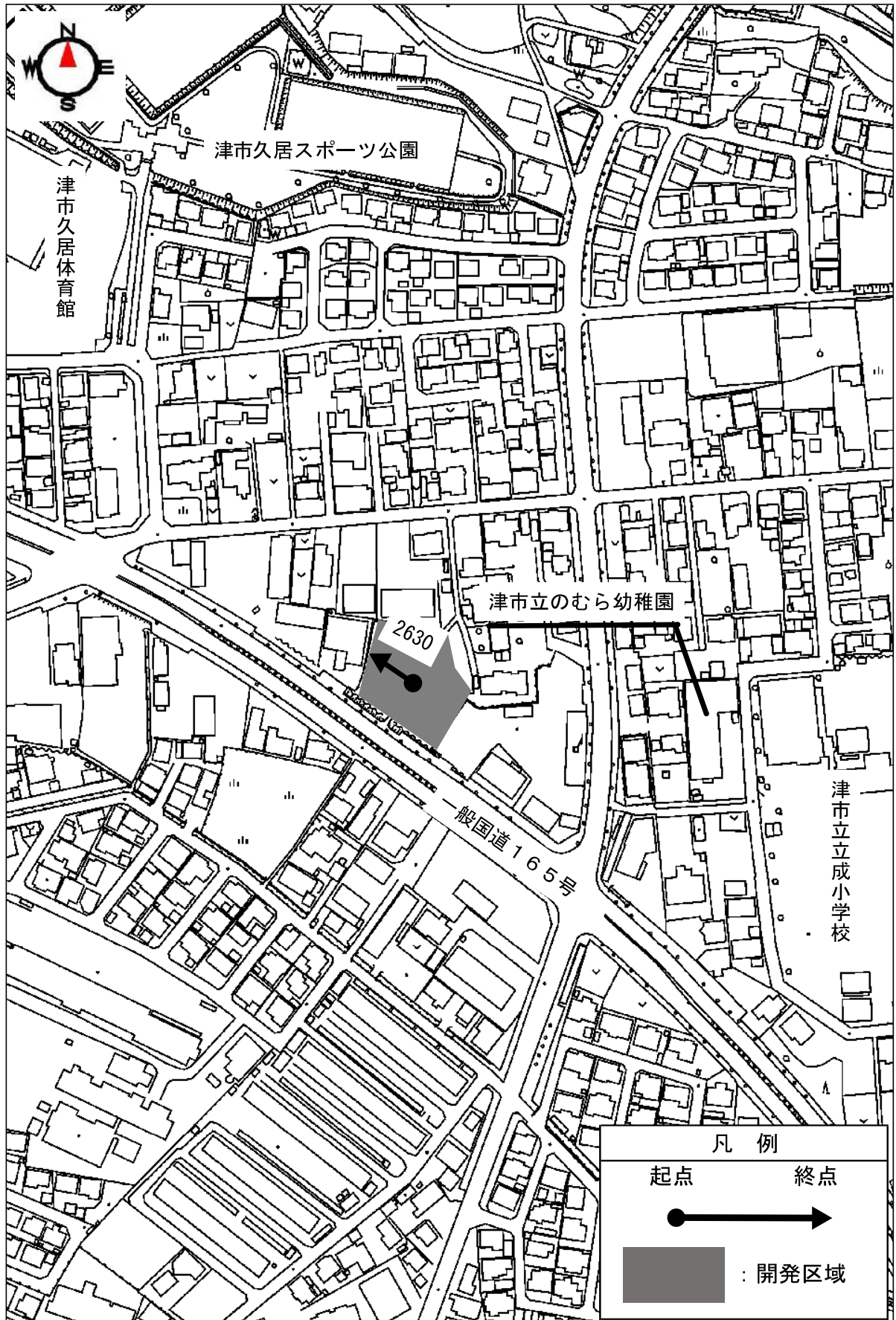
道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のように市道の路線を認定したので、同法第 9 条の規定により告示する。

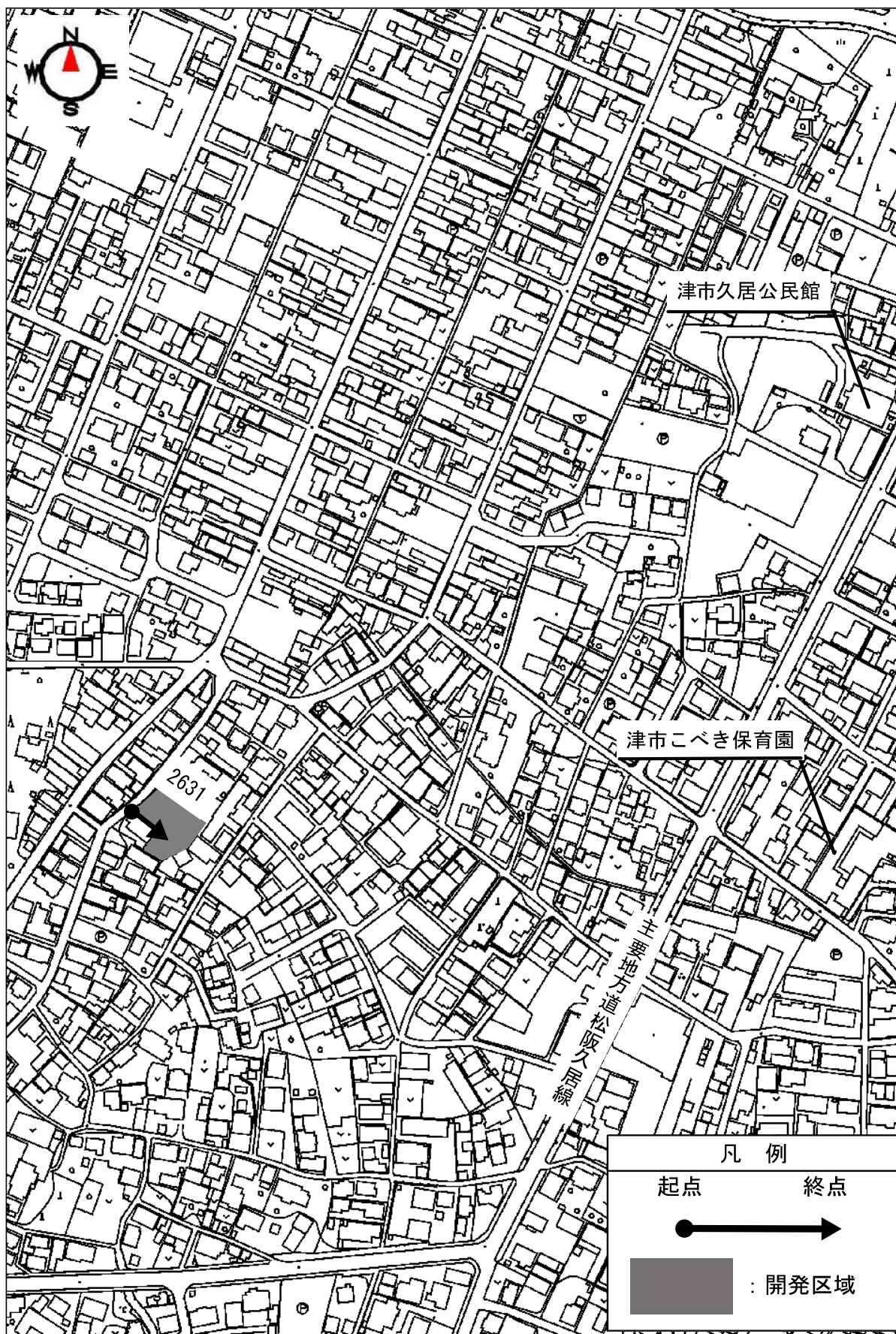
その関係図面は、津市建設部用地・地籍調査推進課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

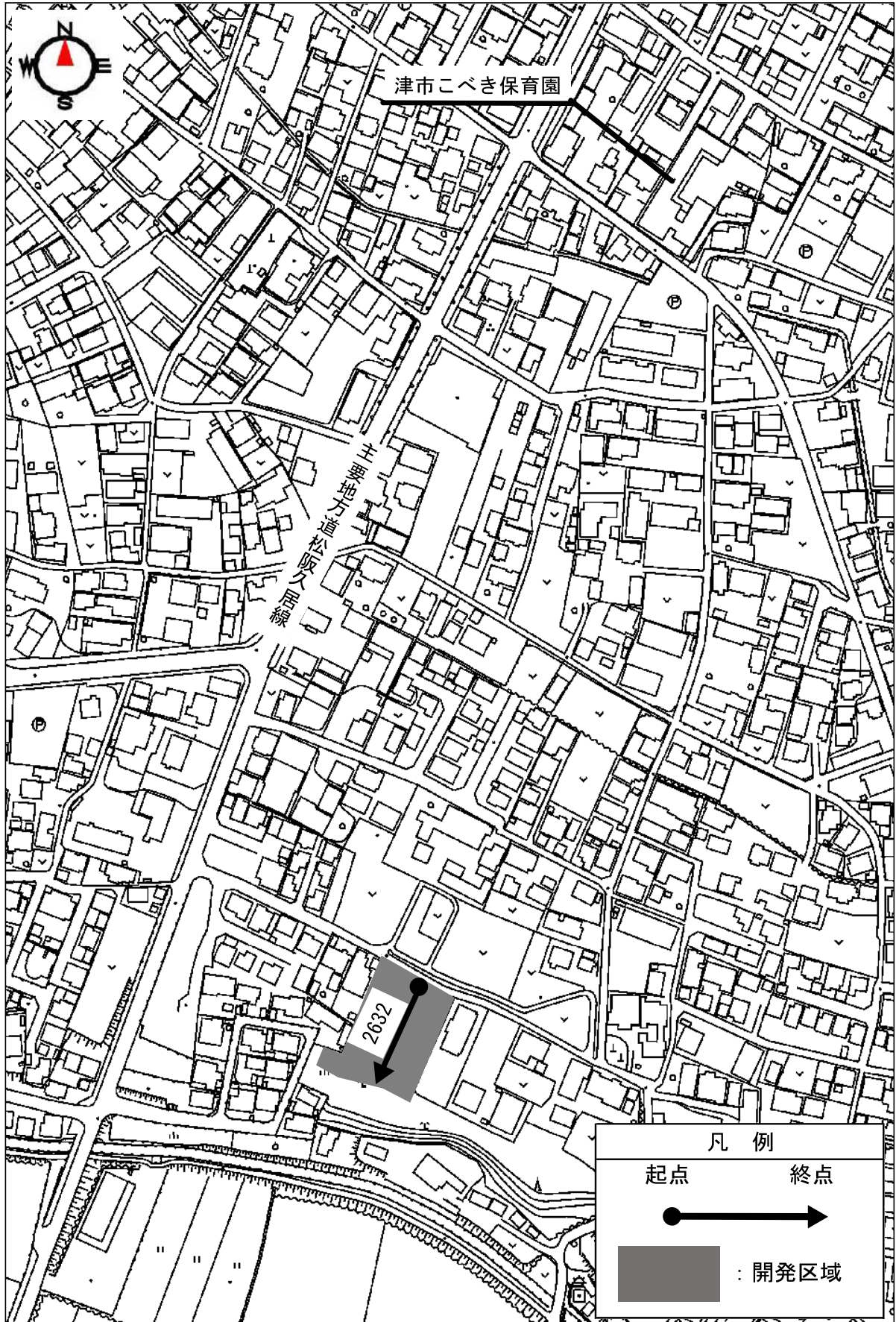
令和 8 年 7 月 7 日

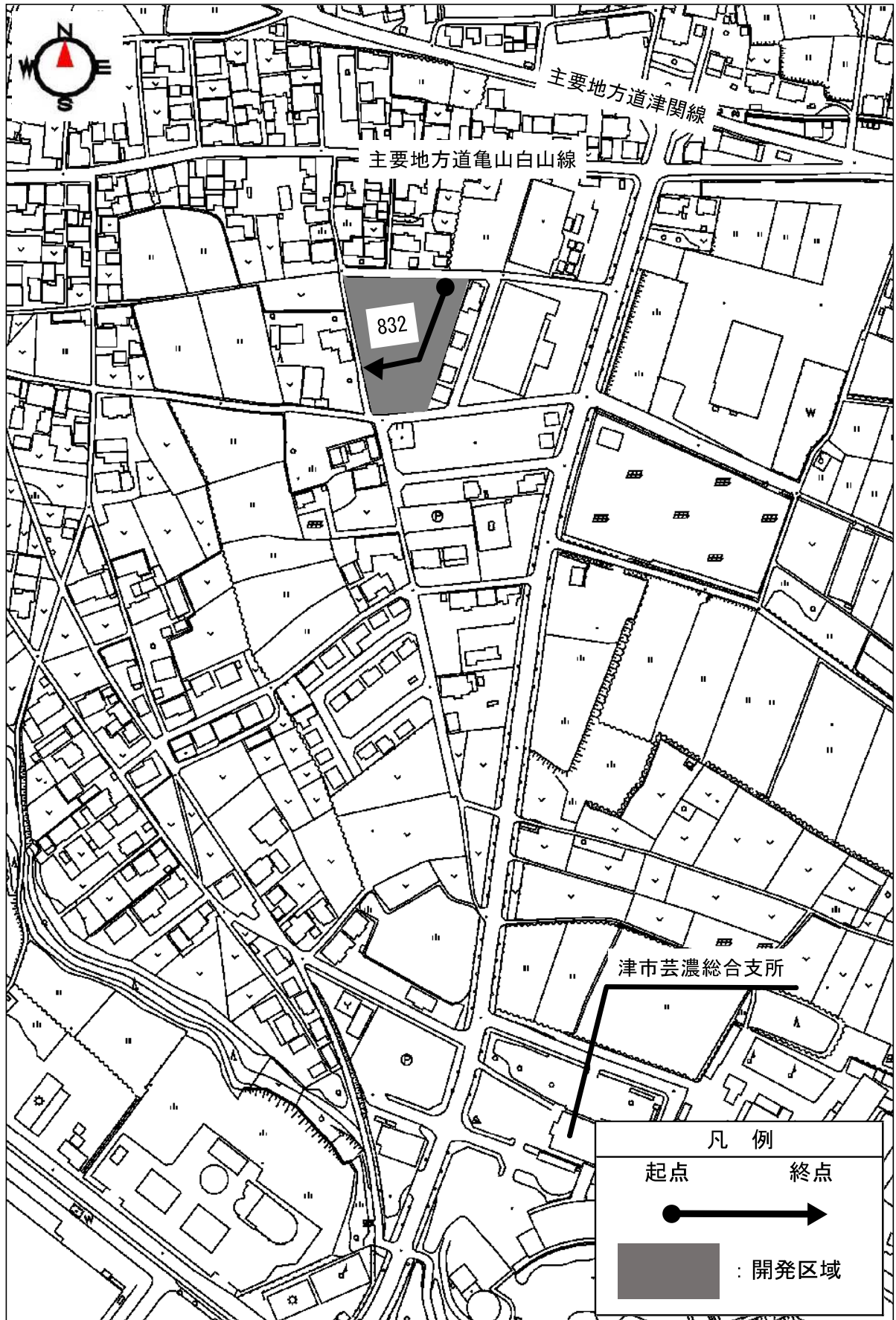
津市長 前 葉 泰 幸

路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
2 6 3 0	野村 7 9 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2 6 3 1	元町 6 5 号線	津市久居元町	
		津市久居元町	
2 6 3 2	川方里中 2 9 号線	津市川方町	
		津市川方町	
8 3 2	棕本第 1 6 号線	津市芸濃町棕本	
		津市芸濃町棕本	
3 8 5 6	東観音寺 2 9 号線	津市安濃町東観音寺	
		津市安濃町東観音寺	
4 1 7 5	高野 3 7 0 号線	津市一志町高野	
		津市一志町高野	

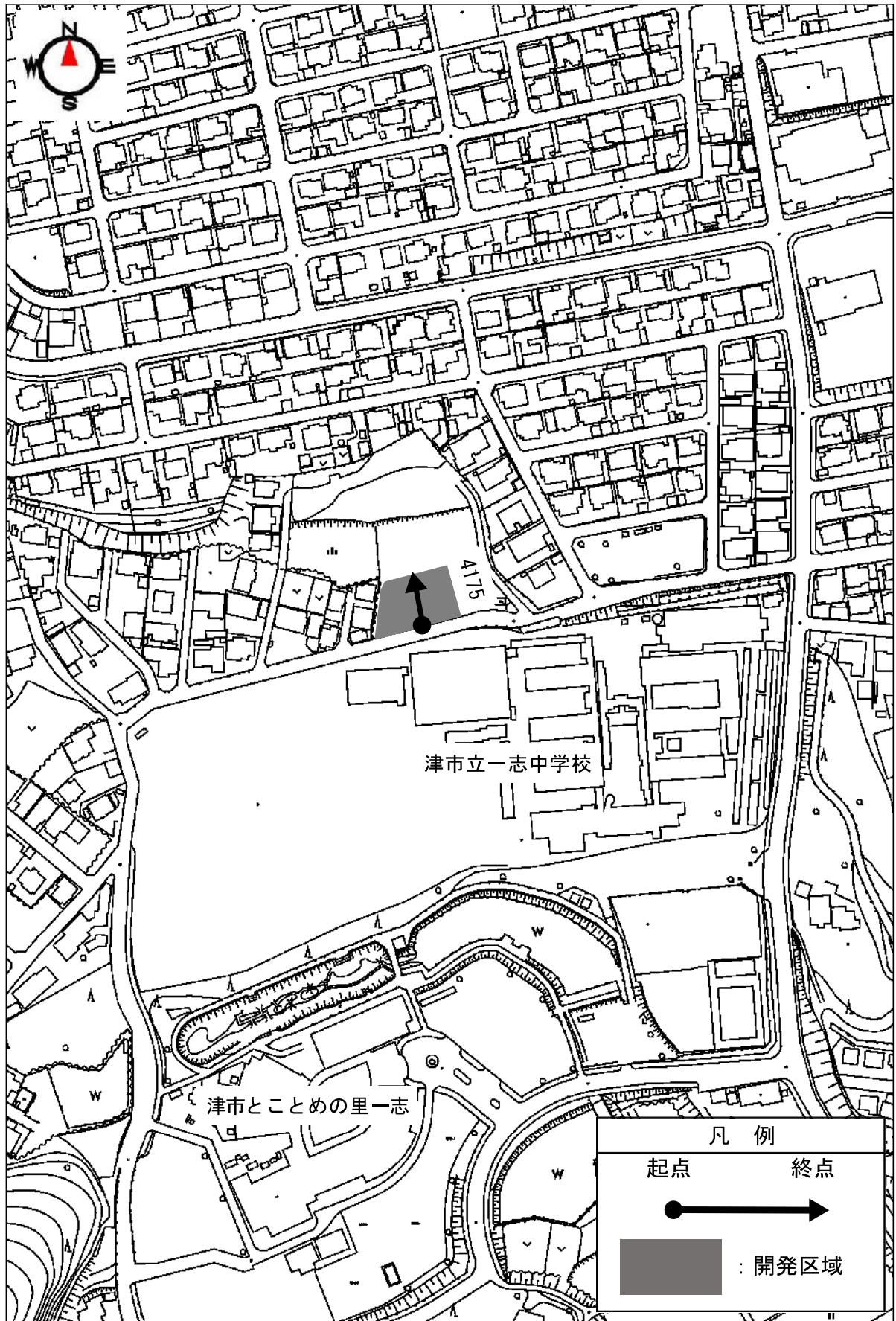












津市告示第 2 1 6 号

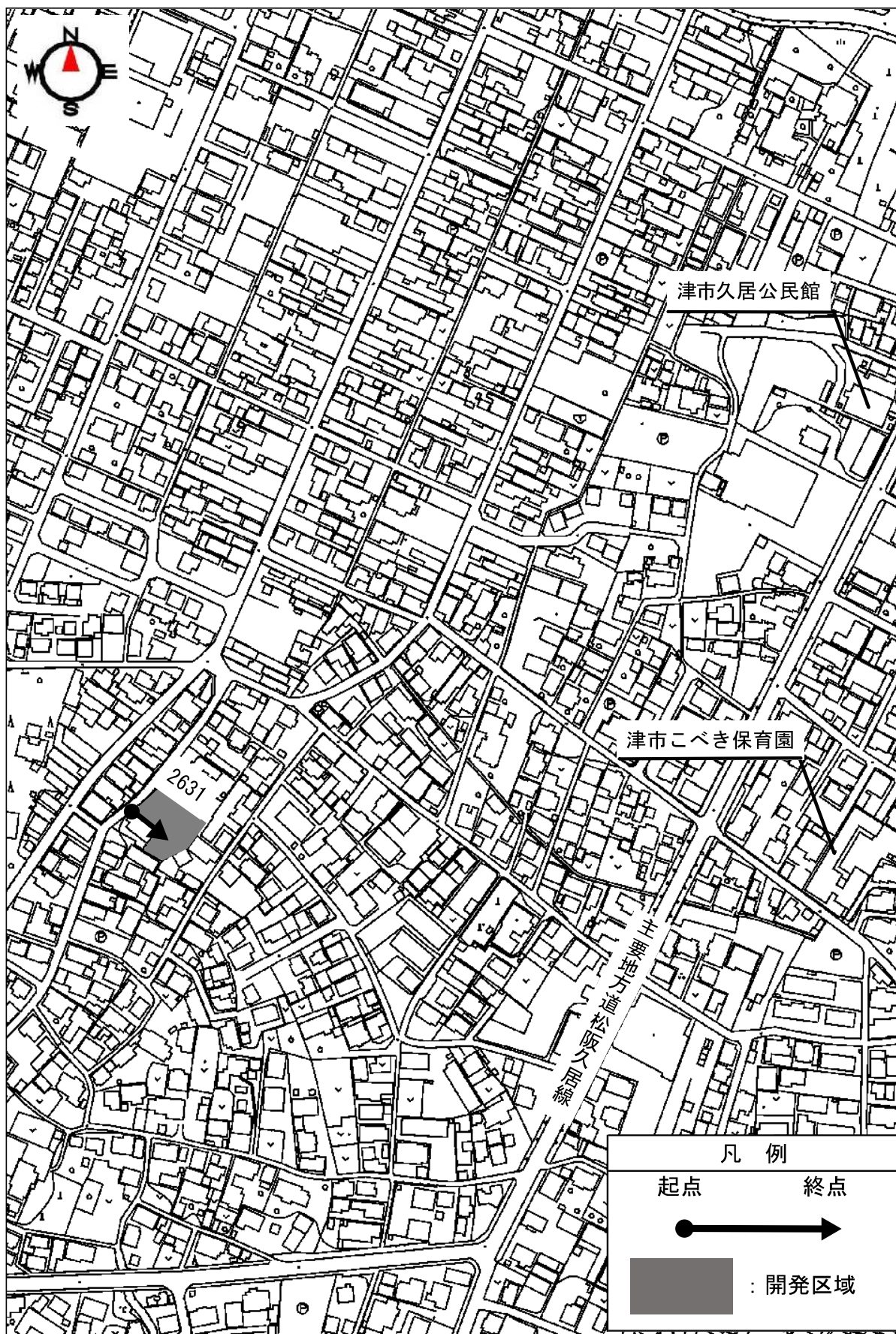
道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を決定した。

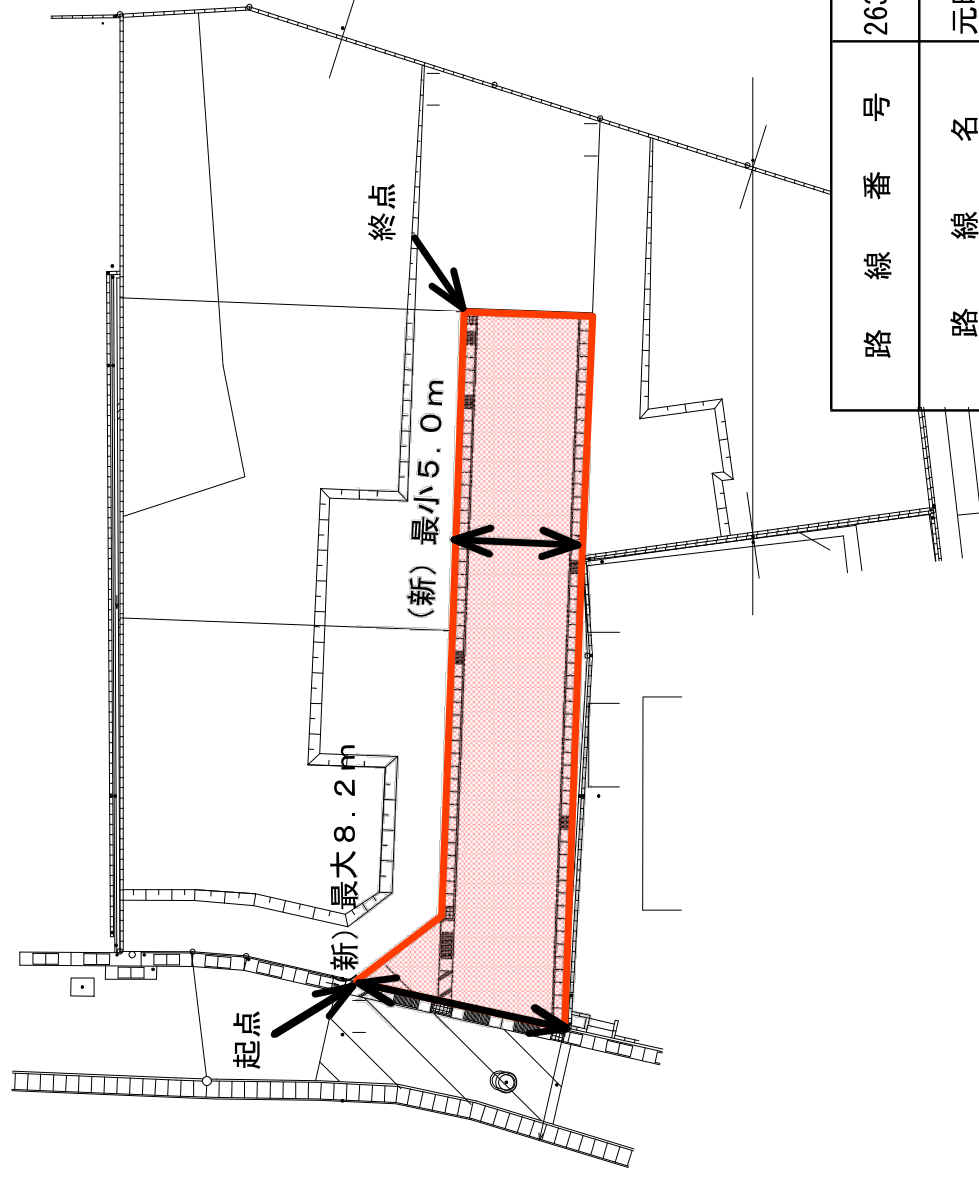
その関係図面は、津市建設部用地・地籍調査推進課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 7 日

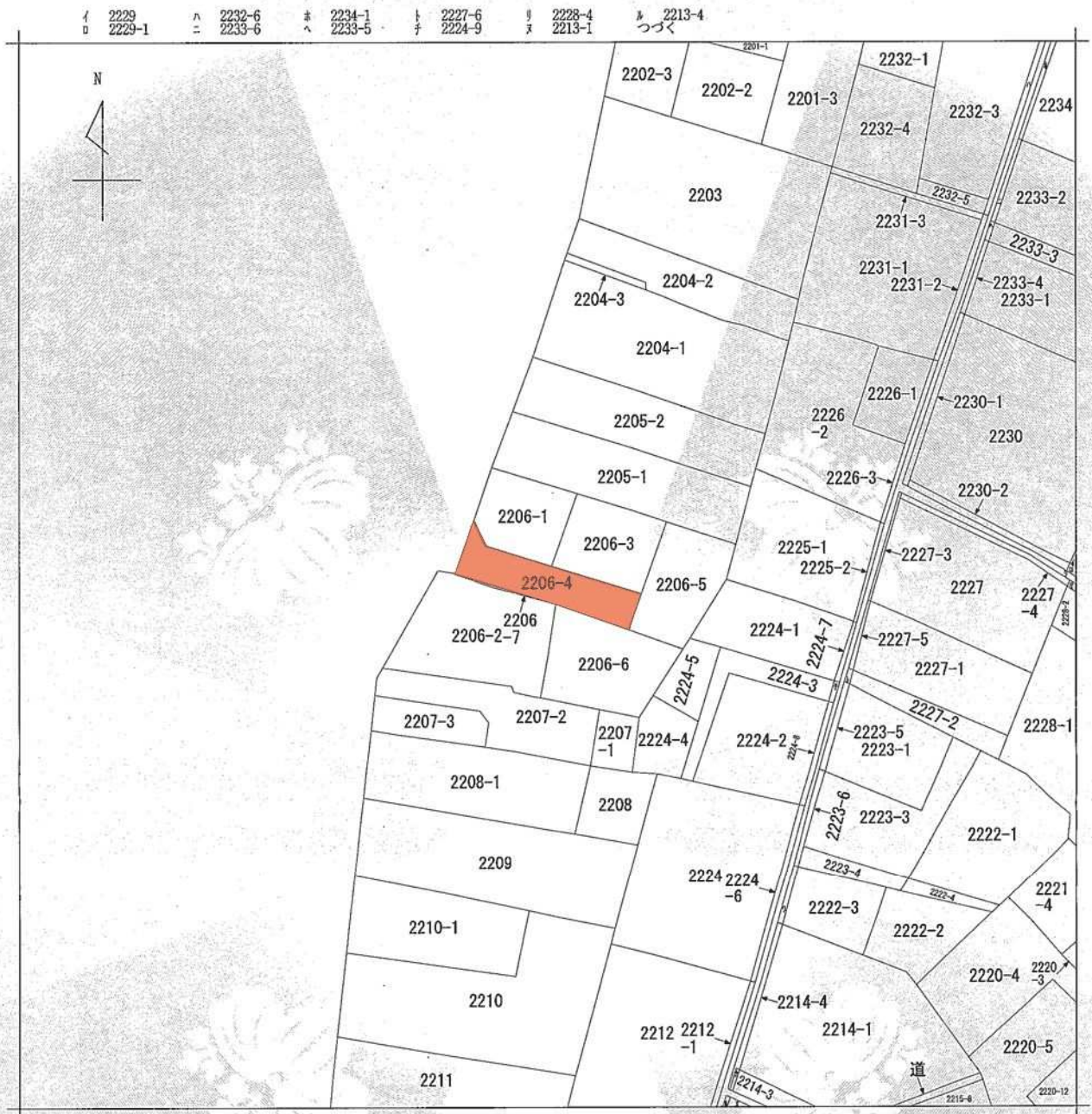
津市長 前 葉 泰 幸

路線 番号	路線名	道路区域の区間	延長(m)
			幅員(m)
2 6 3 1	元町 6 5 号線	津市久居元町字中藪 2 2 0 6 番 1 地先から津市久居元町字中藪 2 2 0 6 番 3 地先まで	27. 4
			5. 0～8. 2
2 6 3 2	川方里中 2 9 号線	津市川方町字里ノ内 3 9 1 番 1 地先から津市川方町字里ノ内 3 9 1 番 6 地先まで	51. 9
			6. 0～13. 1
8 3 2	棕本第 1 6 号線	津市芸濃町棕本字南山ノ花 2 7 1 1 番 1 7 地先から津市芸濃町棕本字南山ノ花 2 7 1 1 番 2 3 地先まで	76. 6
			6. 0～12. 2
3 8 5 6	東観音寺 2 9 号線	津市安濃町東観音寺字北浦 6 4 6 番 4 地先から津市安濃町東観音寺字北浦 6 4 6 番 6 地先まで	34. 8
			4. 3～7. 9
4 1 7 5	高野 3 7 0 号線	津市一志町高野字野田 9 0 番 2 地先から津市一志町高野字野田 9 0 番 6 地先まで	26. 1
			6. 0～13. 1





路 線 番 号	2631
路 線 名	元町 6 5 号線
(延 長)	2 7 . 4 m
(幅 員)	5 . 0 m ~ 8 . 2 m



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在	津市久居元町字中薮				地 番	2206番4			
出 力 縮	1/600	精 度 区 分		座 標 系 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		

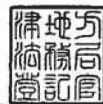
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

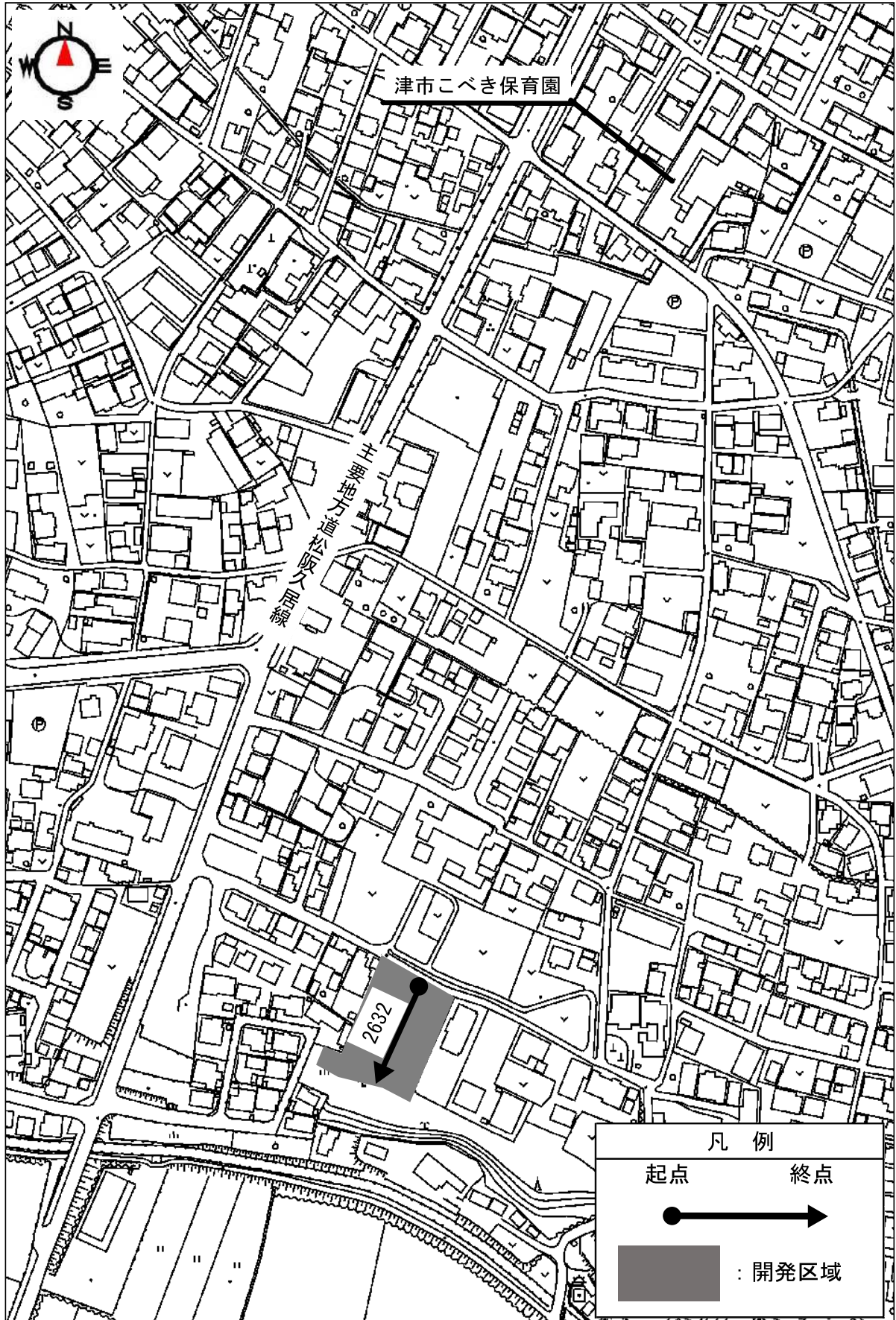
令和8年1月6日
津地方方法務局

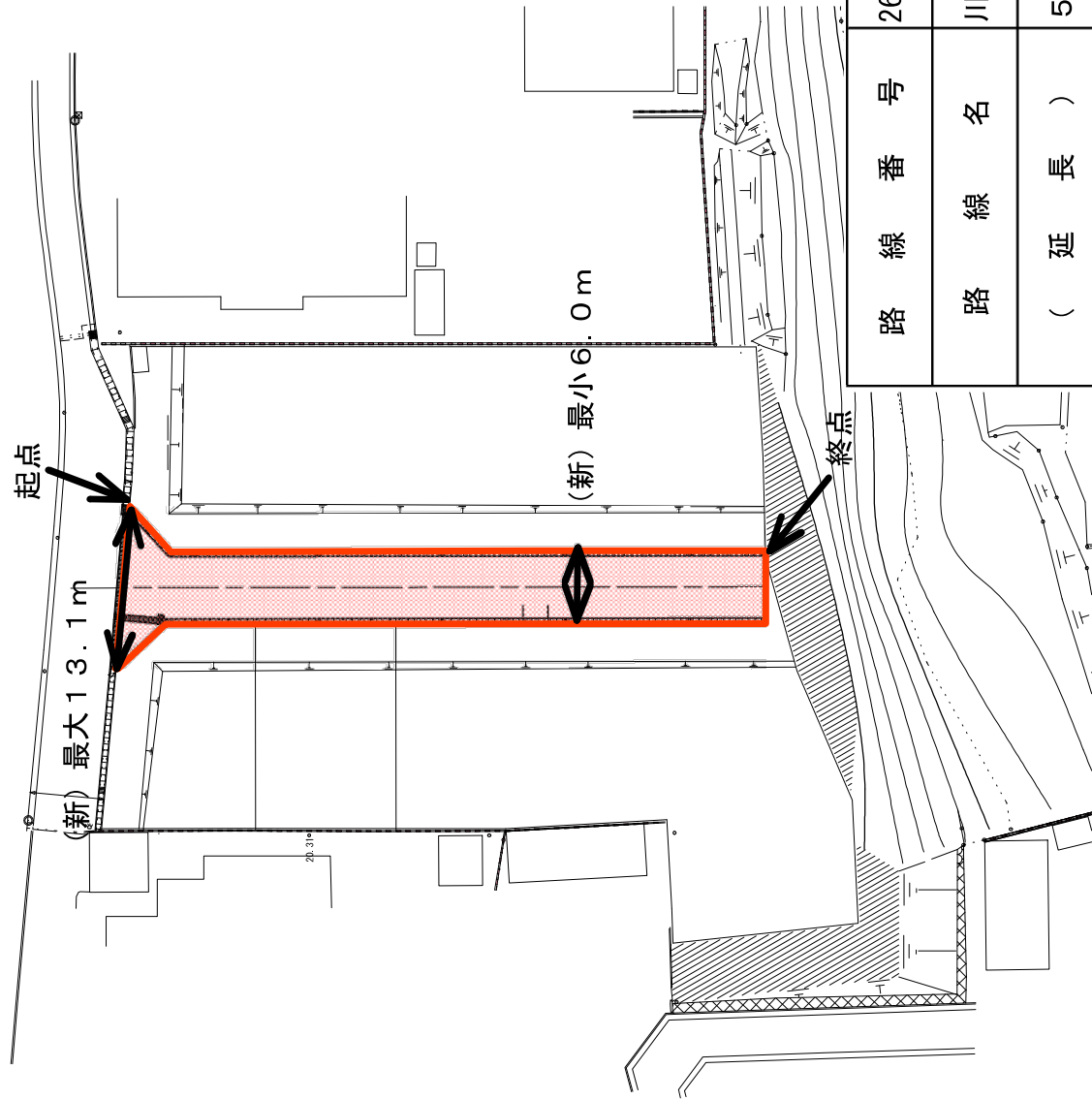
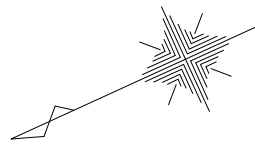
請求番号：12-1
(1/2)

登記官

中村文彦

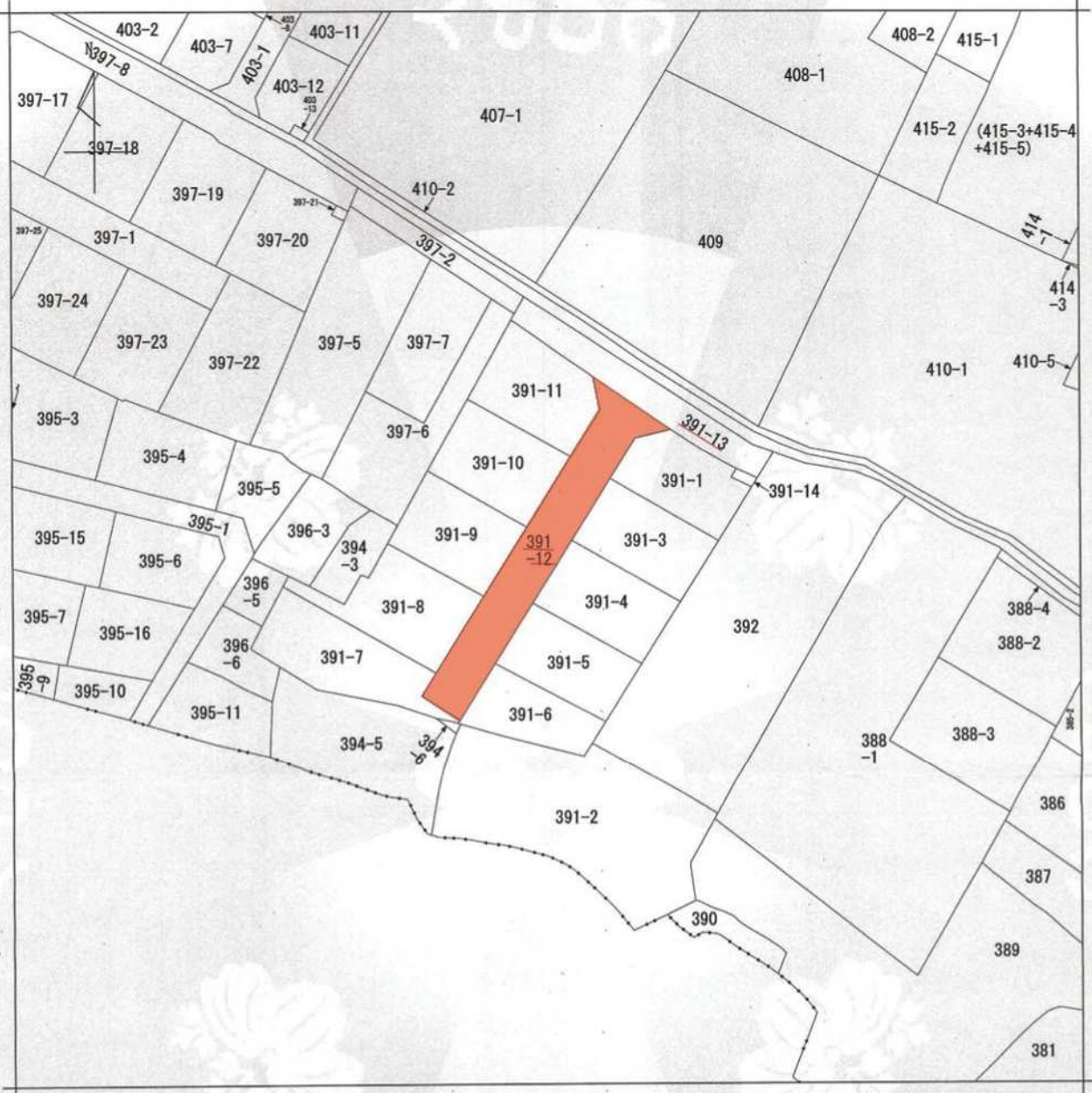






路線番号	2632
路線名	川方里中29号線
(延長)	51.9m
(幅員)	6.0m~13.1m

4 395-17



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	津市川方町字里ノ内				地番	391番12			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面			
作成年月日				備付年月日(原図)		補記事項	旧土地台帳附属地図			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方法務局管轄)

令和8年2月3日

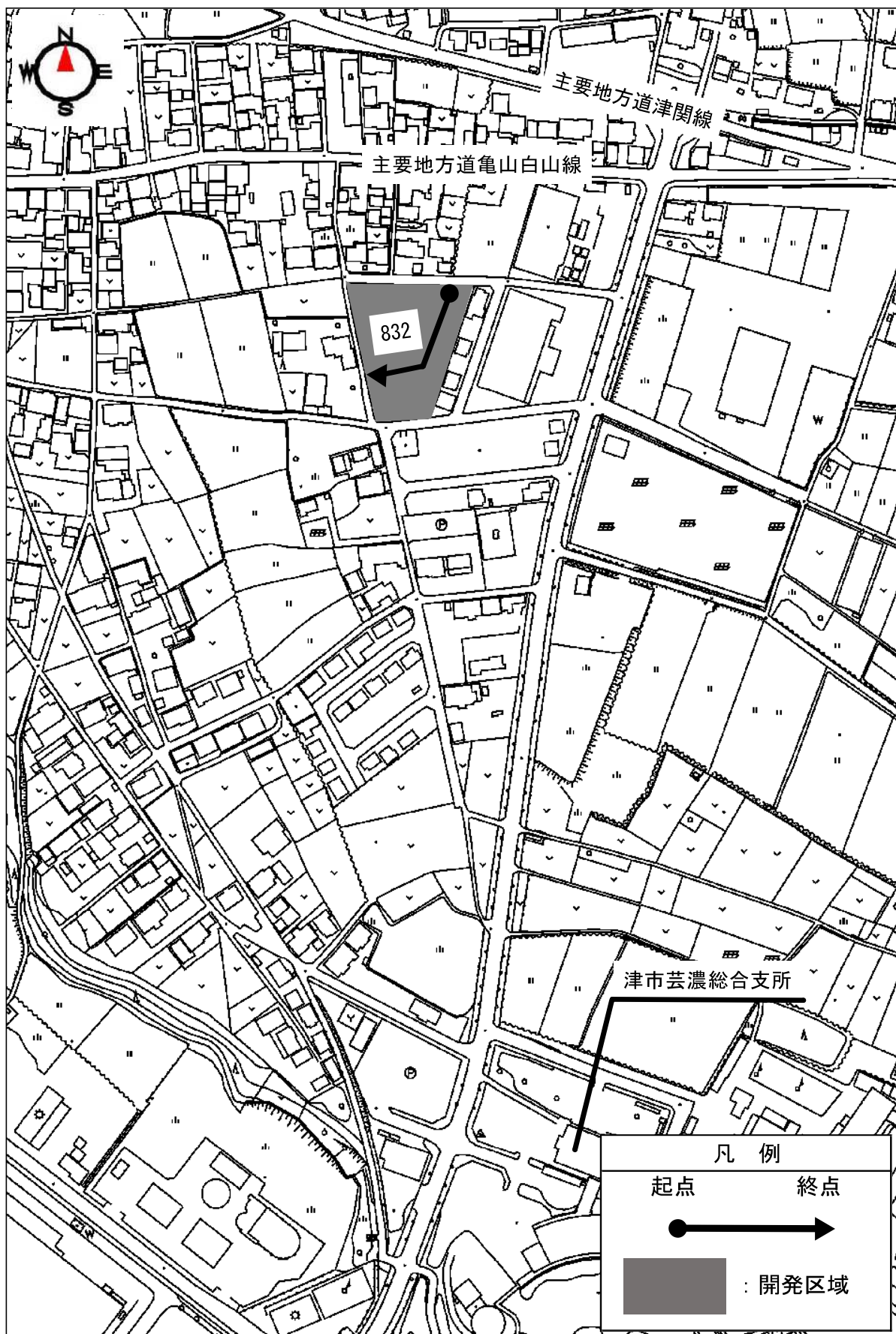
津地方法務局鈴鹿出張所

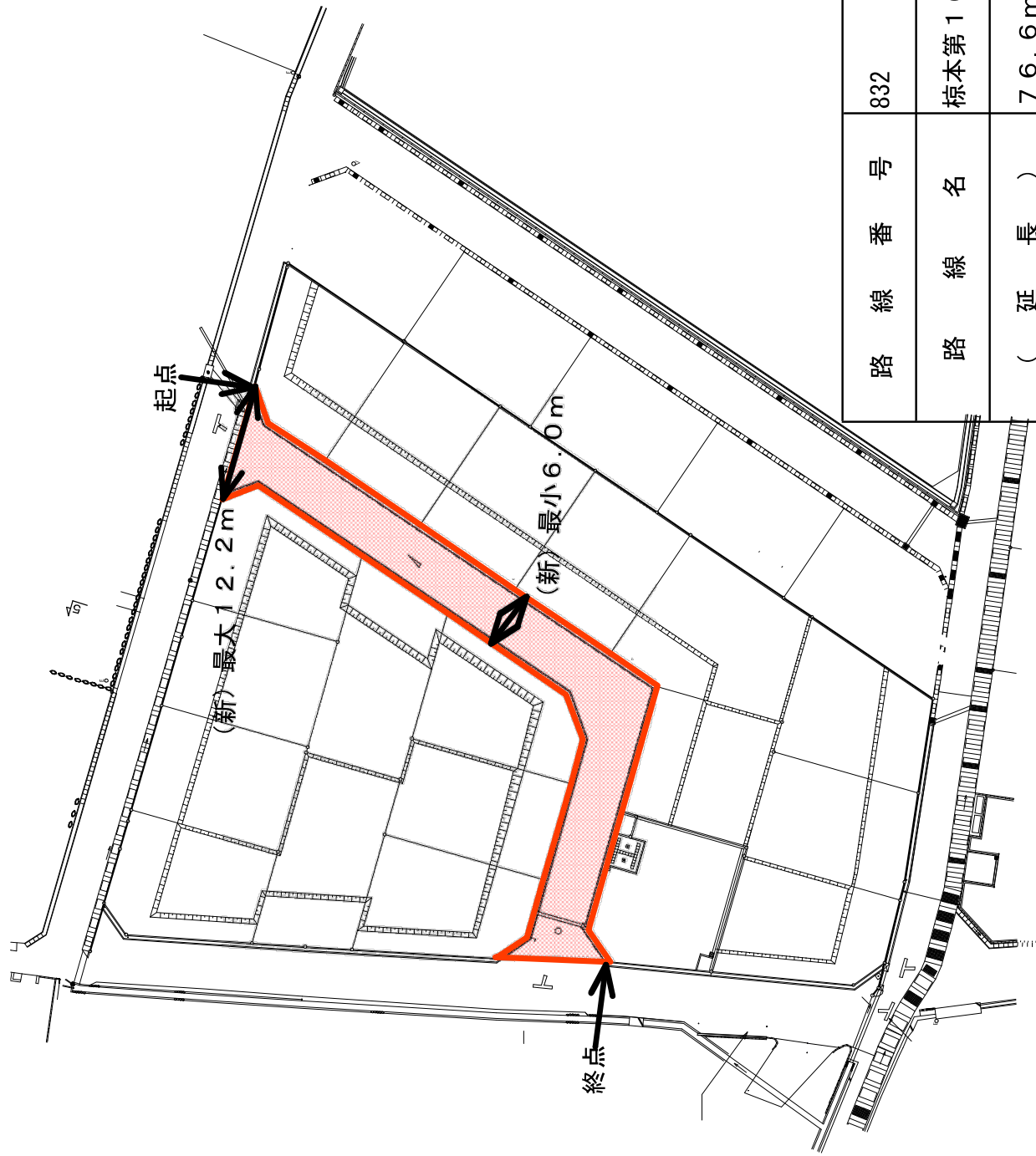
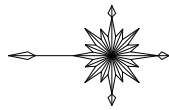
登記官

荒木恵子



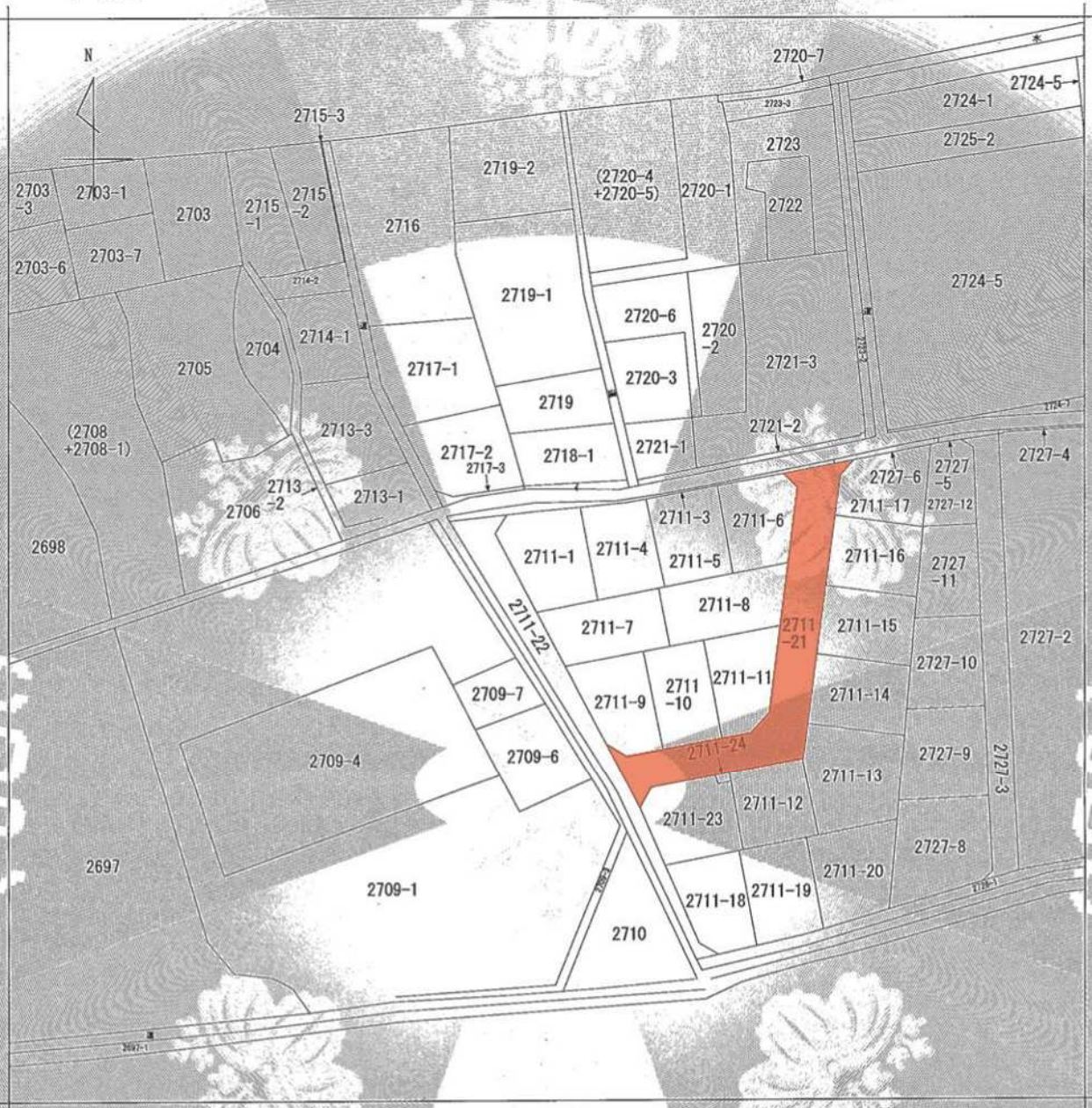
請求番号：12-1
(1/1)





路線番号	832
路線名	棕本第16号線
(延長)	76.6m
(幅員)	6.0m~12.2m

4 2718-2



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
芸濃町椋本

請 求 部	所 在 津市芸濃町椋本字南山ノ花					地 番 2711番1		
出 力 縮 尺	縮尺不明	精 度 区 分	座標系 番号又 は記号	分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日				備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項	

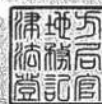
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年3月16日
津地方務局

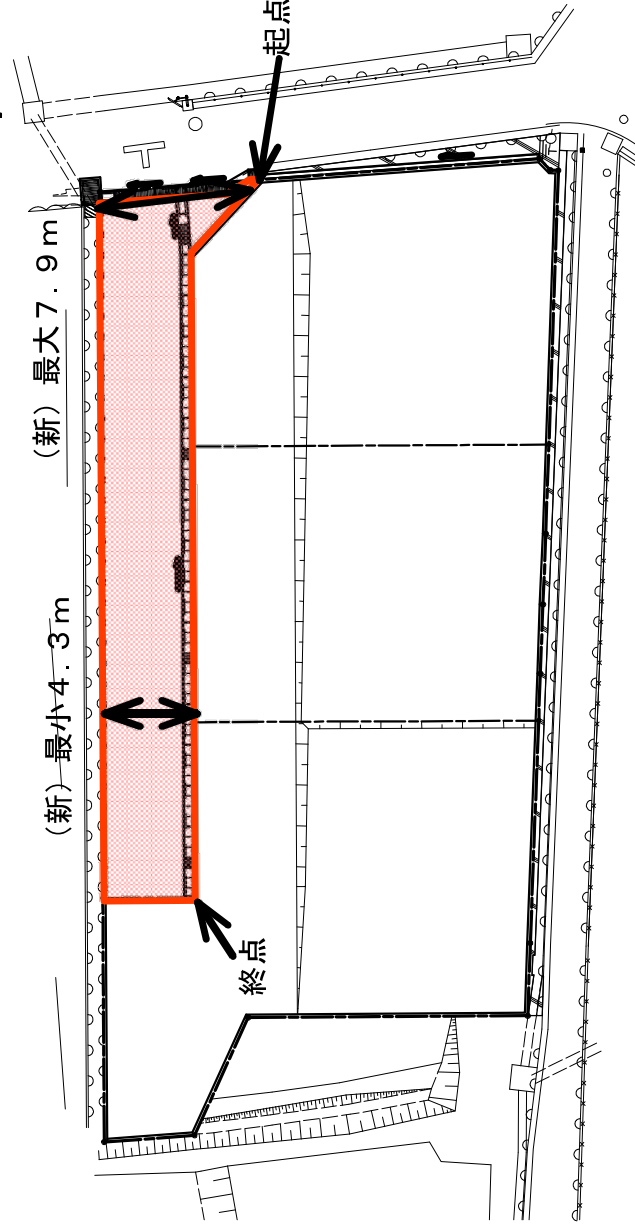
請求番号：37-1
(1/1)

登記官

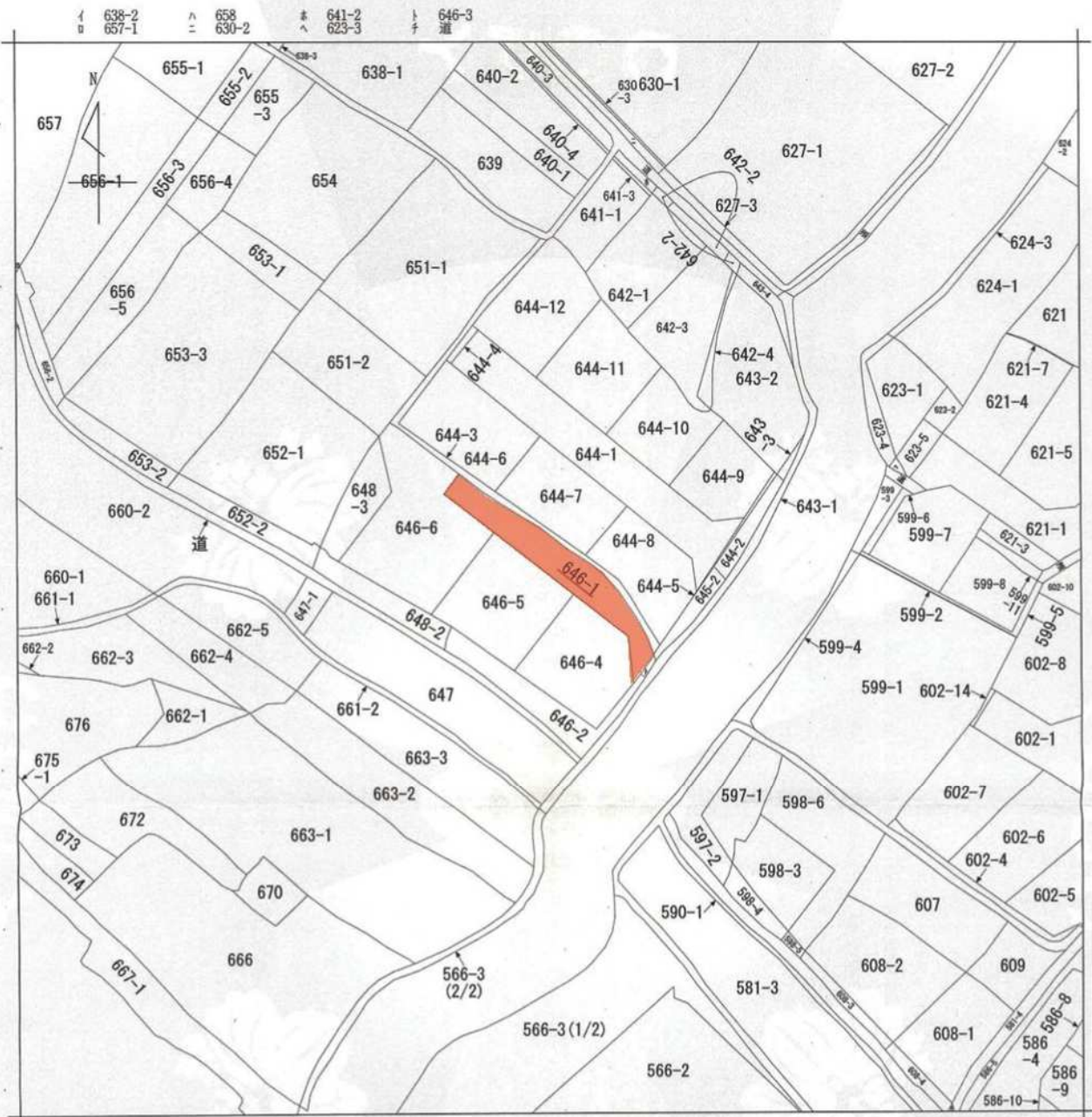
中村文彦







路 線 番 号	3856
路 線 名	東観音寺29号線
(延 長)	34.8m
(幅 員)	4.3m~7.9m



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 安濃町東観音寺

請求部	所在	津市安濃町東観音寺字北浦				地番	646番1			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方務局管轄)

令和8年2月16日

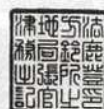
津地方務局鈴鹿出張所

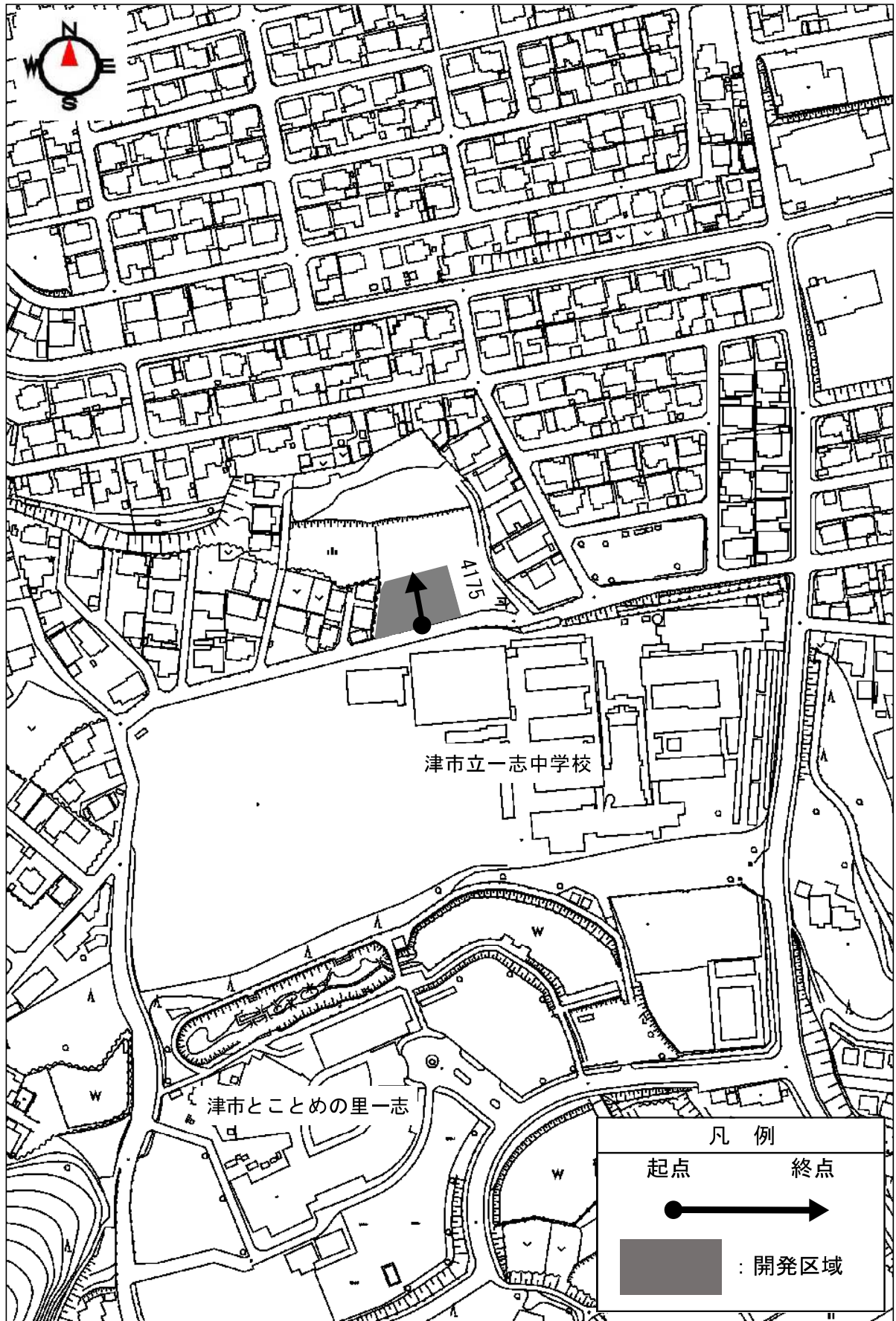
登記官

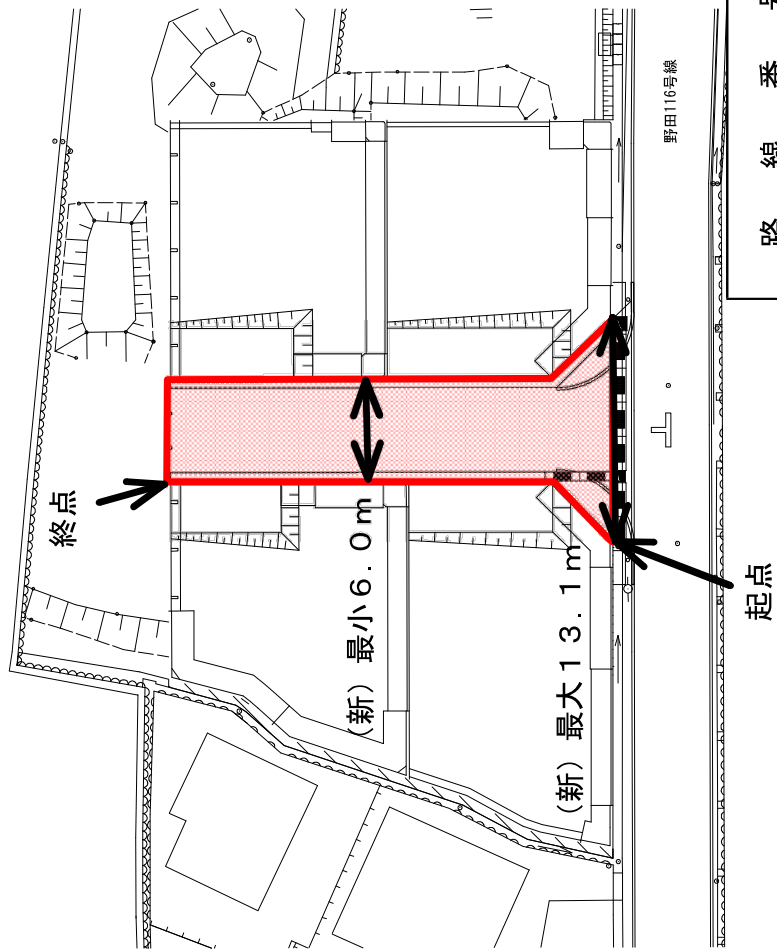
請求番号：6-1

(1/1)

荒木恵子



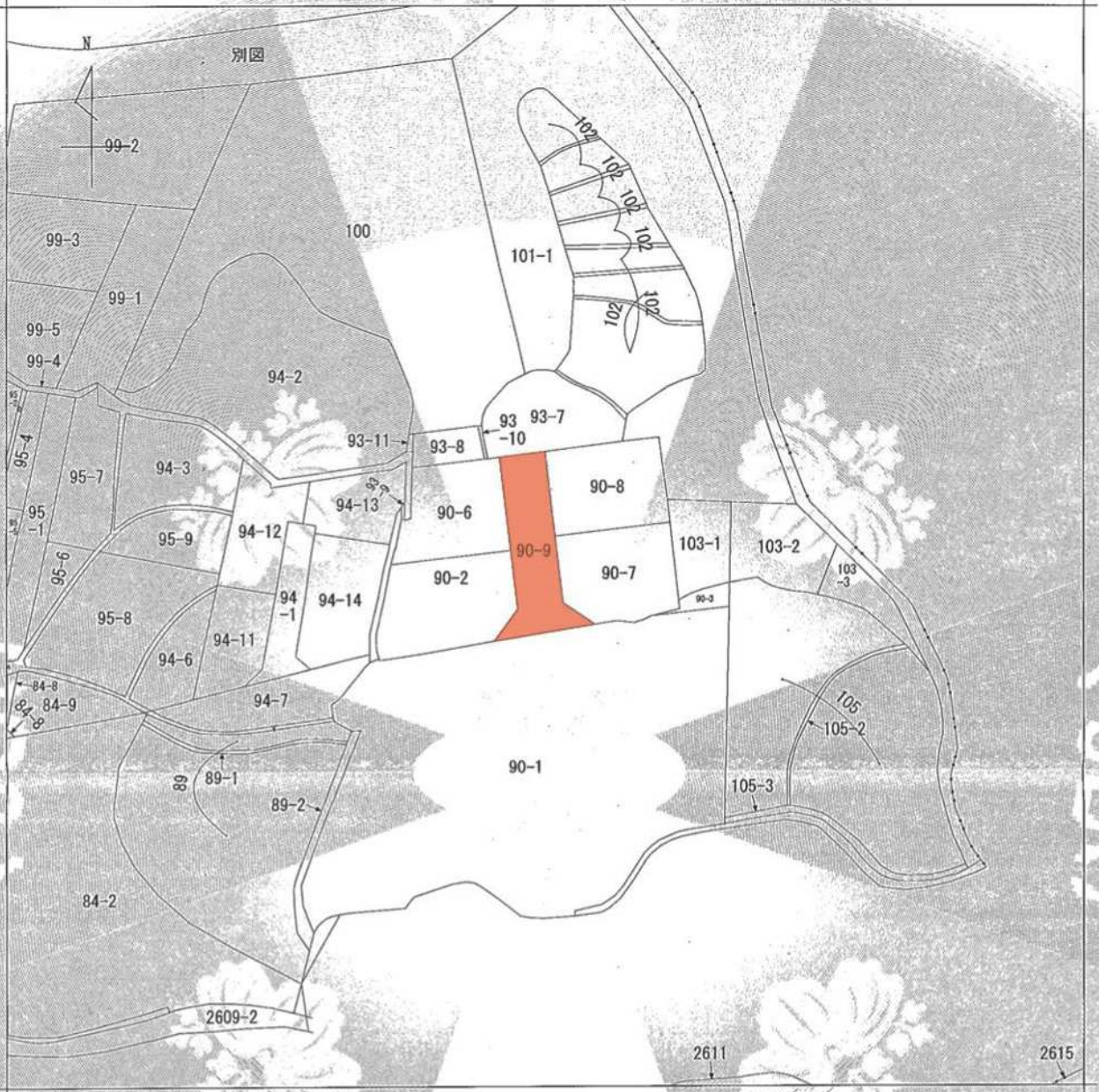




路線番号	4175
路線名	高野370号線
(延長)	26.1m
(幅員)	6.0m~13.1m

94-8
95-11

96-2



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 志町高野
B 志町高野

請求部	所在	津市一志町高野字野田				地番	90番9			
出力縮	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面				種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	明治27年3月			備付年月日(原図)				補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方務局管轄)

令和8年2月3日

津地方務局松阪支局

地図整理番号: M13346

登記官

溝口和孝



(1/1)

津市告示第 2 1 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部用地・地籍調査推進課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

路線名 1 1 8 5 川方里中 6 号線

道路区域の区間	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市川方町字里ノ内 3 9 1 番 1 1 地先から 津市川方町字里ノ内 3 9 1 番 1 4 番地先まで	旧	3.5	39.3
津市川方町字里ノ内 3 9 1 番 1 1 地先から 津市川方町字里ノ内 3 9 1 番 1 4 番地先まで	新	6.0	39.3

路線名 1 4 2 2 元町 1 3 号線

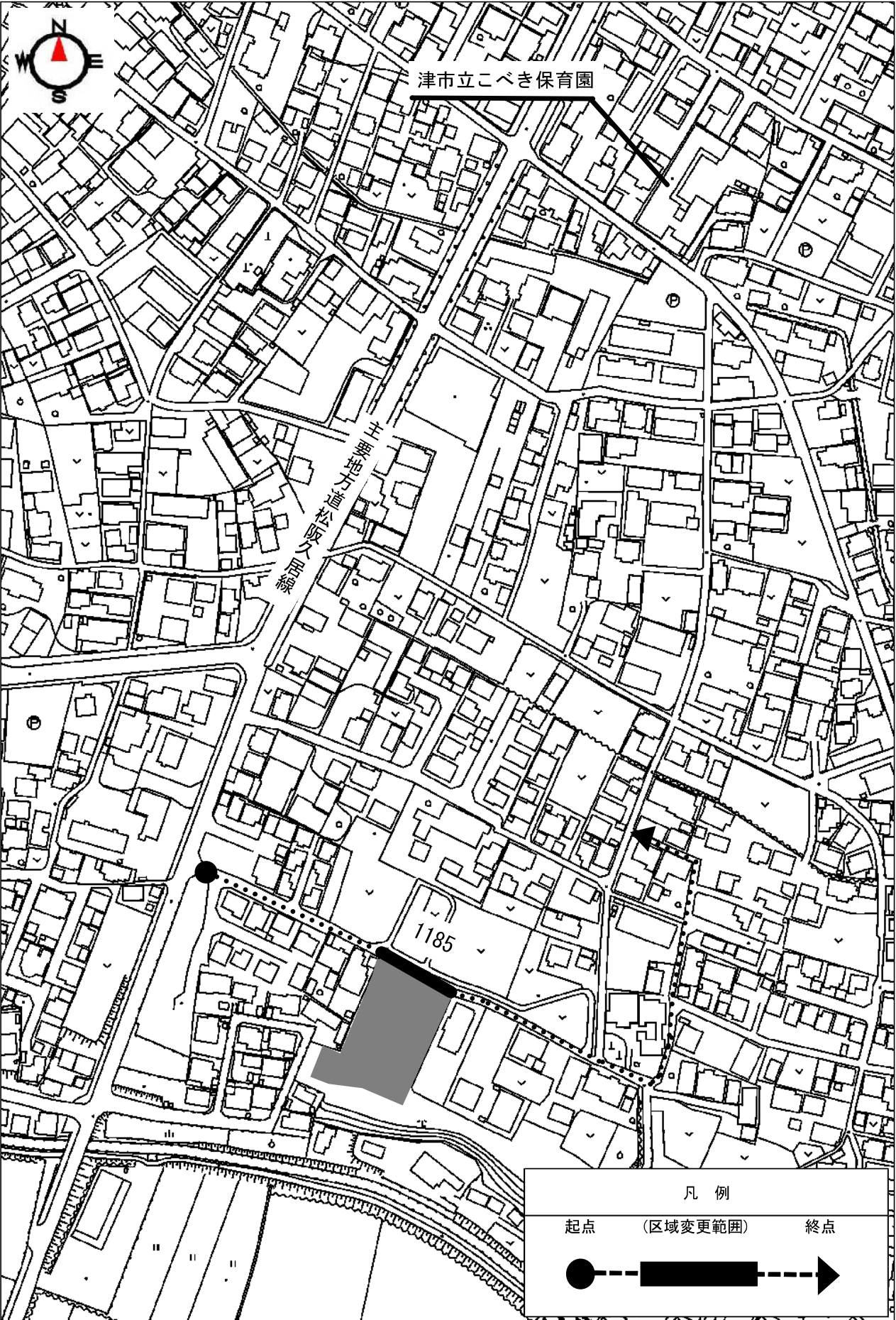
道路区域の区間	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市川方町字里ノ内新畑 5 0 4 番 6 地先から 津市川方町字里ノ内新畑 5 0 5 番 5 番地先まで	旧	3.5～ 4.0	25.2
津市川方町字里ノ内新畑 5 0 4 番 6 地先から 津市川方町字里ノ内新畑 5 0 5 番 5 番地先まで	新	4.0	25.2

路線名 1 7 1 南山ノ花西富家西線

道路区域の区間	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市芸濃町棕本字南山ノ花 2 7 1 1 番 1 地先から 津市芸濃町棕本字南山ノ花 2 7 1 1 番 1 8 地先まで	旧	2.8～ 4.2	83.9
津市芸濃町棕本字南山ノ花 2 7 1 1 番 1 地先から 津市芸濃町棕本字南山ノ花 2 7 1 1 番 1 8 地先まで	新	5.5～ 8.8	83.9

路線名 3 2 4 2 大三小学校線

道路区域の区間	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市白山町二本木字大谷広 2 8 7 番 1 地先から 津市白山町二本木字大谷広 2 9 5 番地先まで	旧	5.0～ 6.0	68.0



(旧) 最大・最小 3.5 m

起点

終点

(新) 最大・最小 6.0 m

20.3 m

凡 例



： 区域変更前



： 区域変更後

路 線 番 号

1185

路 線 名

川方里中6号線

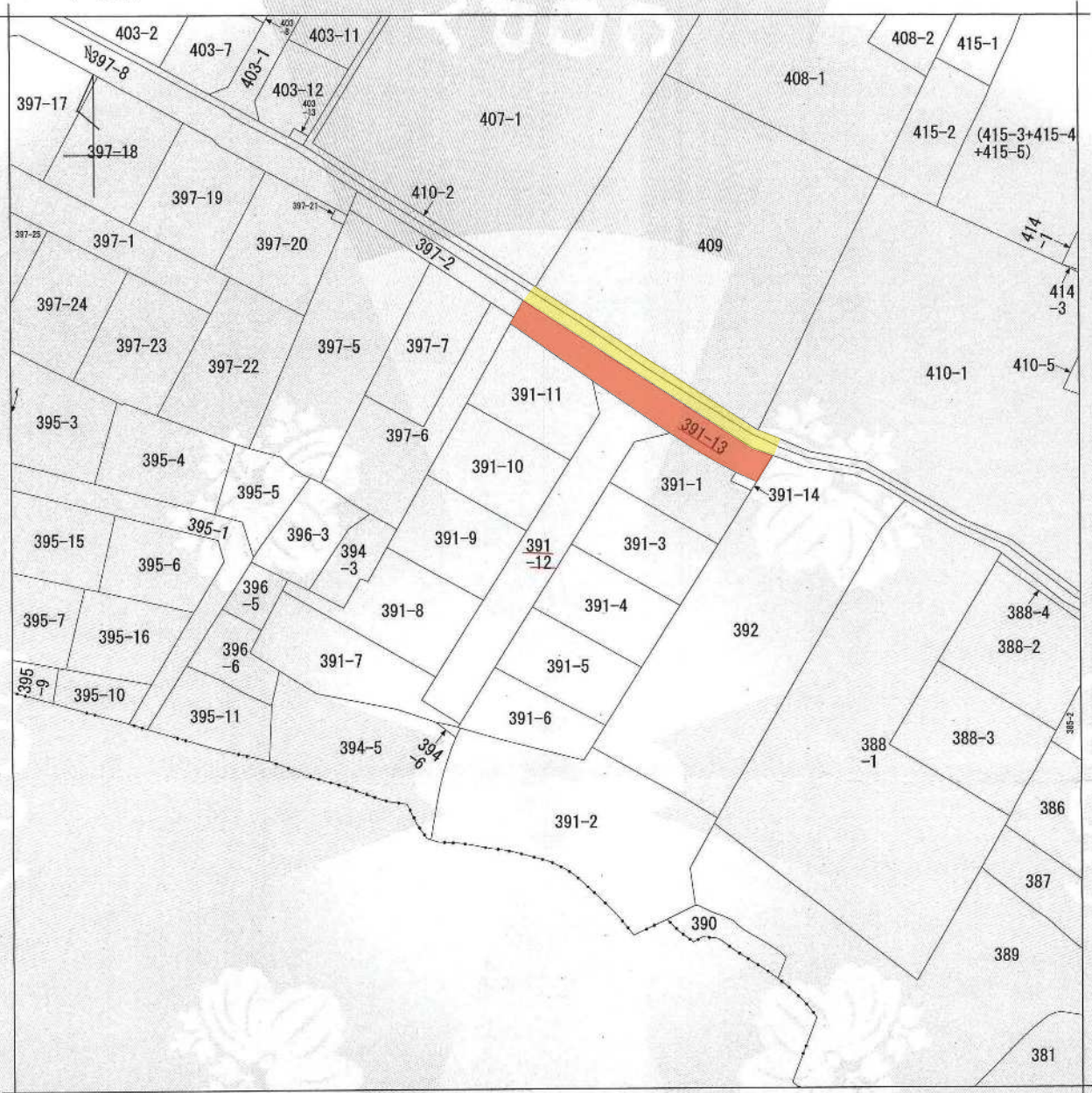
(延 長)

39.3 m

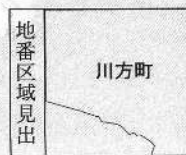
(幅 員)

6.0 m (3.5 m)

4 395-17



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	津市川方町字里ノ内				地番	391番12			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方法務局管轄)

令和8年2月3日

津地方法務局鈴鹿出張所

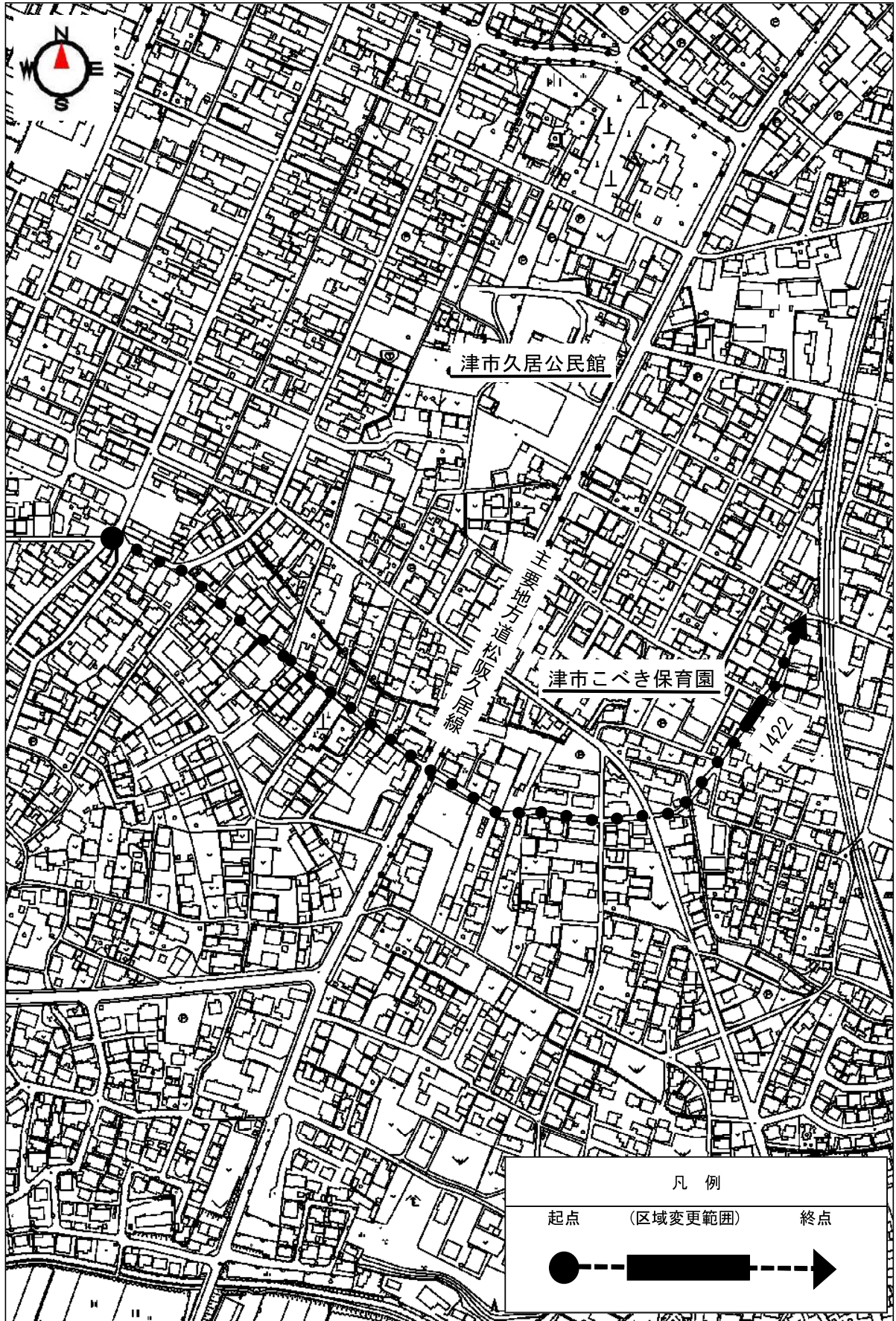
登記官

荒木恵子



請求番号: 12-1

(1/1)

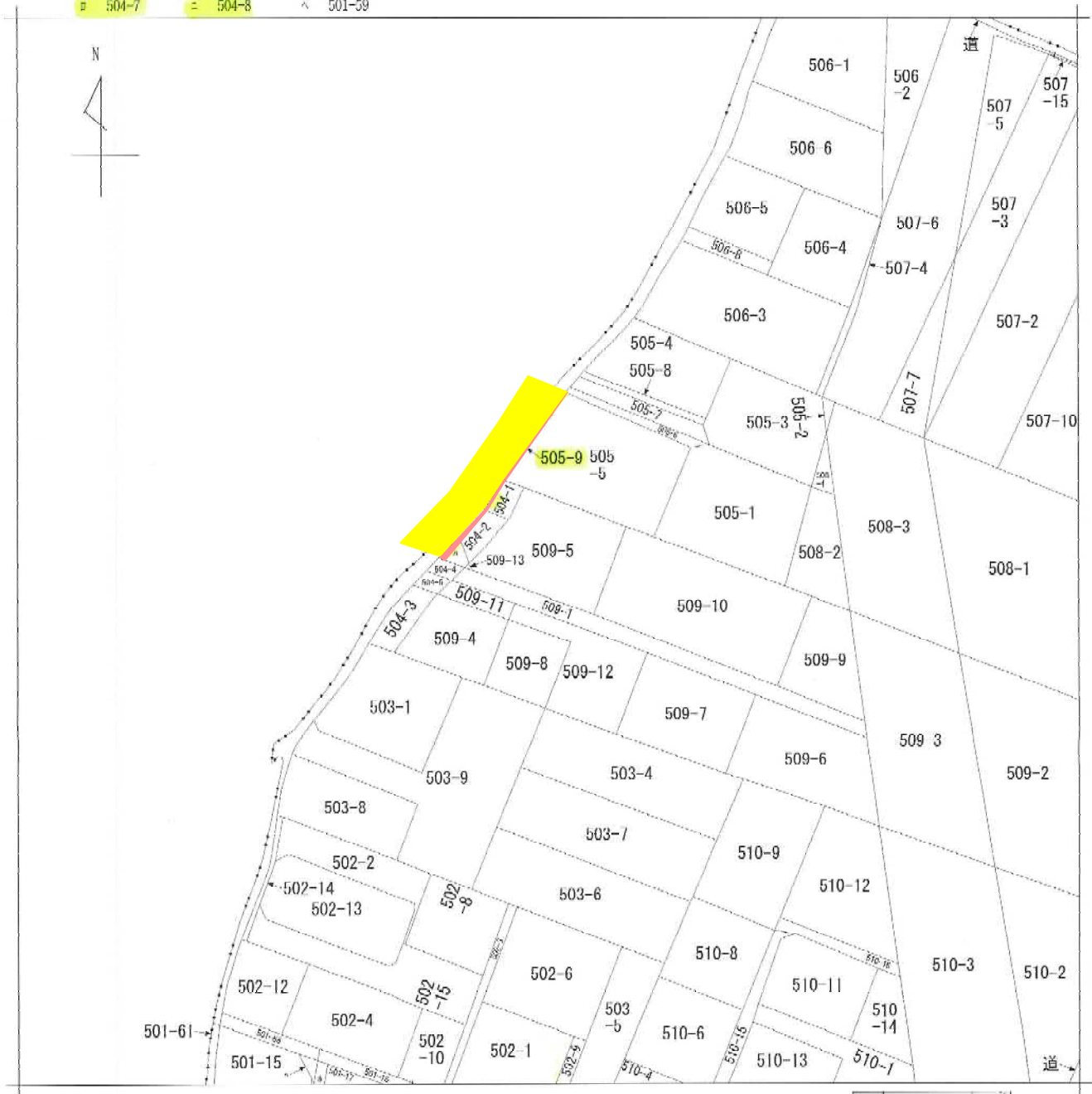




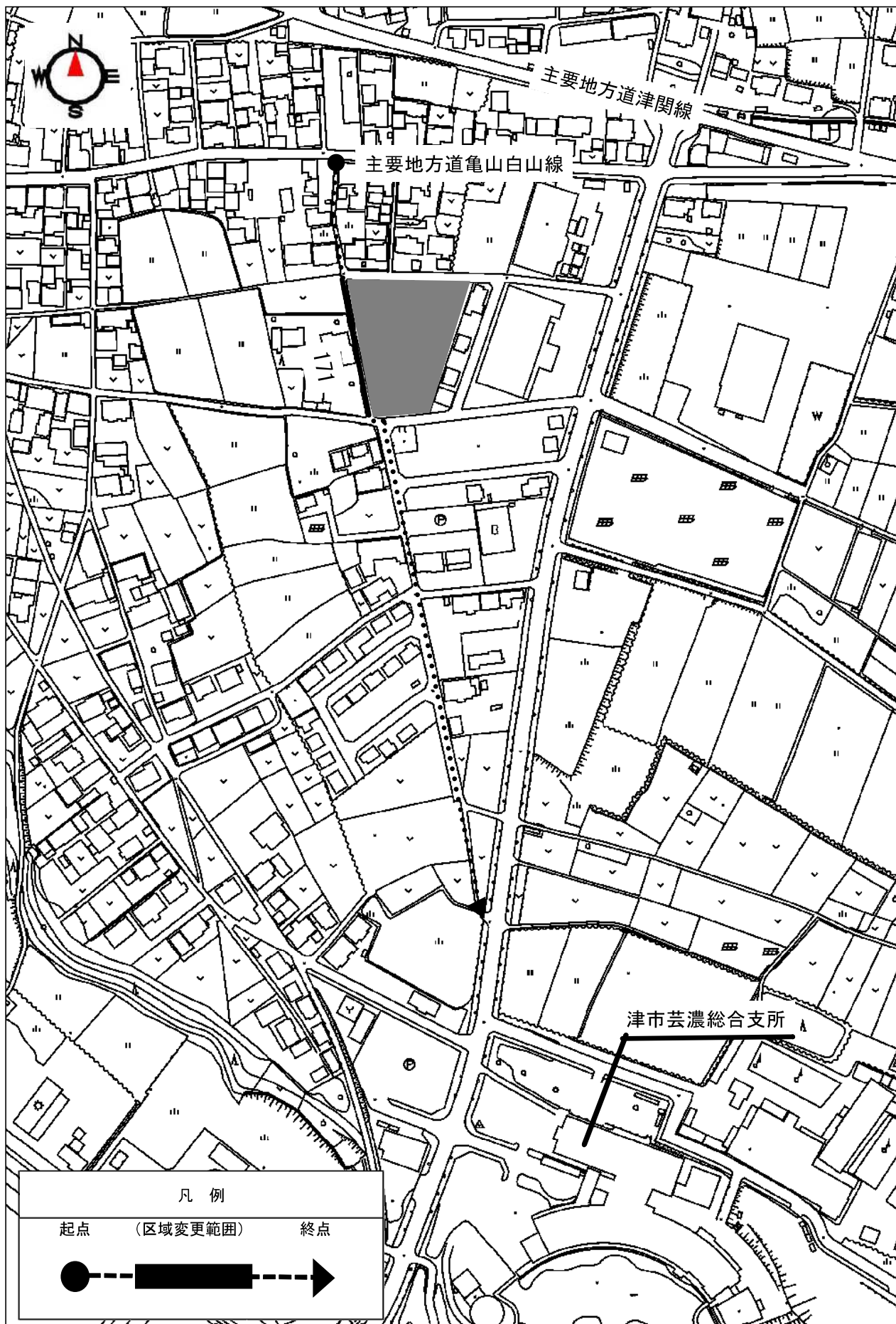
(旧) 最小 3.5 m

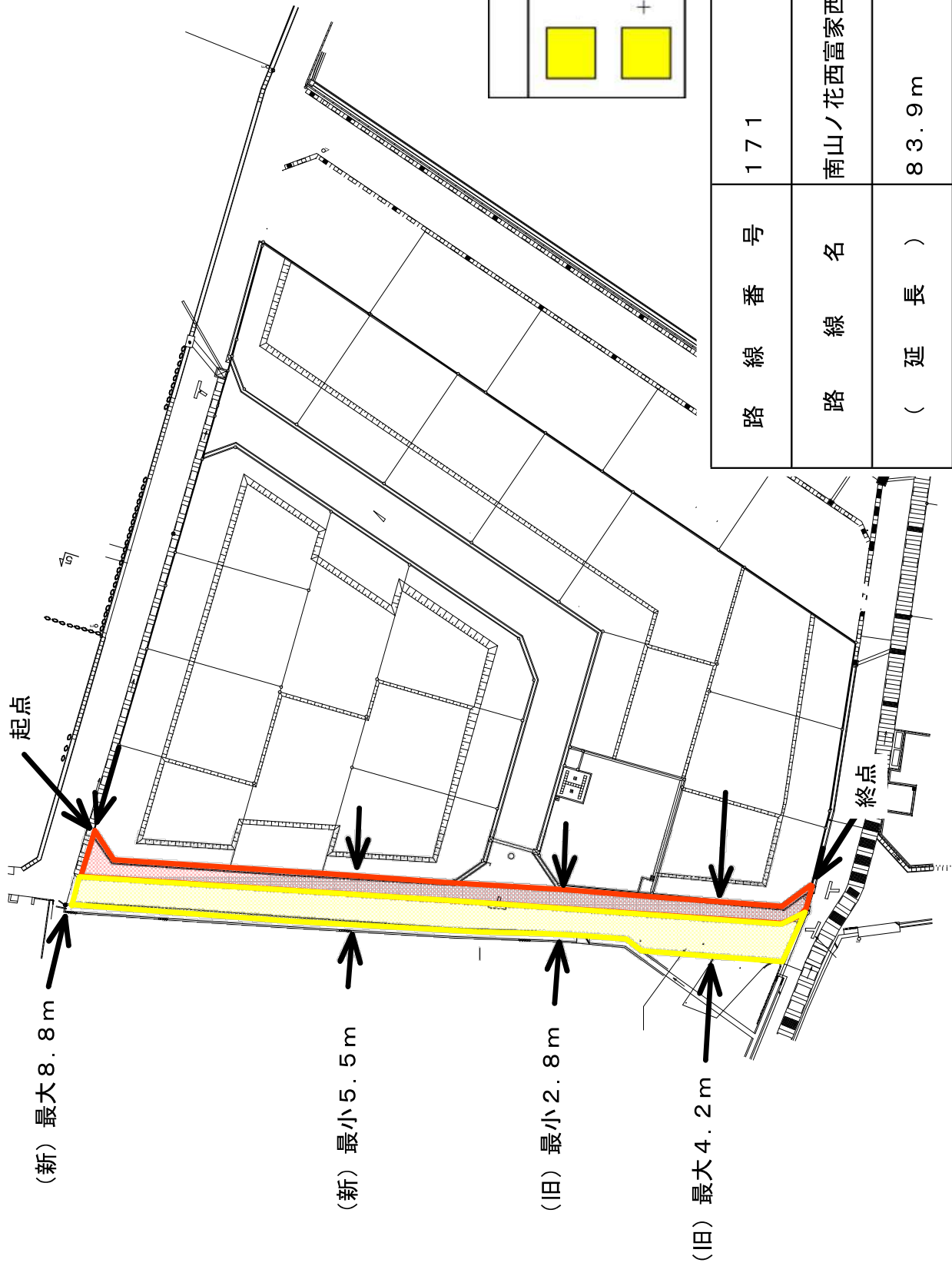
路 線 番 号	1 4 2 2
路 線 名	元町 1 3 号線
(延 長)	2 5 . 2 m
(幅 員)	4 . 0 m (3 . 5 m) ~ 4 . 0 m

イ 507-8 ハ 504-6 ニ 501-4 ト 501-65
ロ 504-7 ヒ 504-8 ヘ 501-39



請求部	所在	津市川方町字里ノ内新畑				地番	509番5			
出力 縮尺	縮尺不明	精度 区分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面				種類	旧土地台帳附属地図
作成 年月日				備付 年月日 (原図)				補記 事項		





凡 例	
	: 区域变更前
+	: 区域变更后

路 線 番 号	1 7 1
路 線 名	南山ノ花西富家西線
(延 長)	8 3. 9 m
(幅 員)	5. 5 m (2. 8 m) ~ 8. 8 m (4. 2 m)



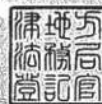
芸濃町掠本

請 求 部	所 在 津市芸濃町椋本字南山ノ花				地 番 2711番1		
出 力 縮	縮尺不明	精 度 分	座標系 番号又 は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作 成 年月日				備 付 年月日 (原図)			補 記 事 項

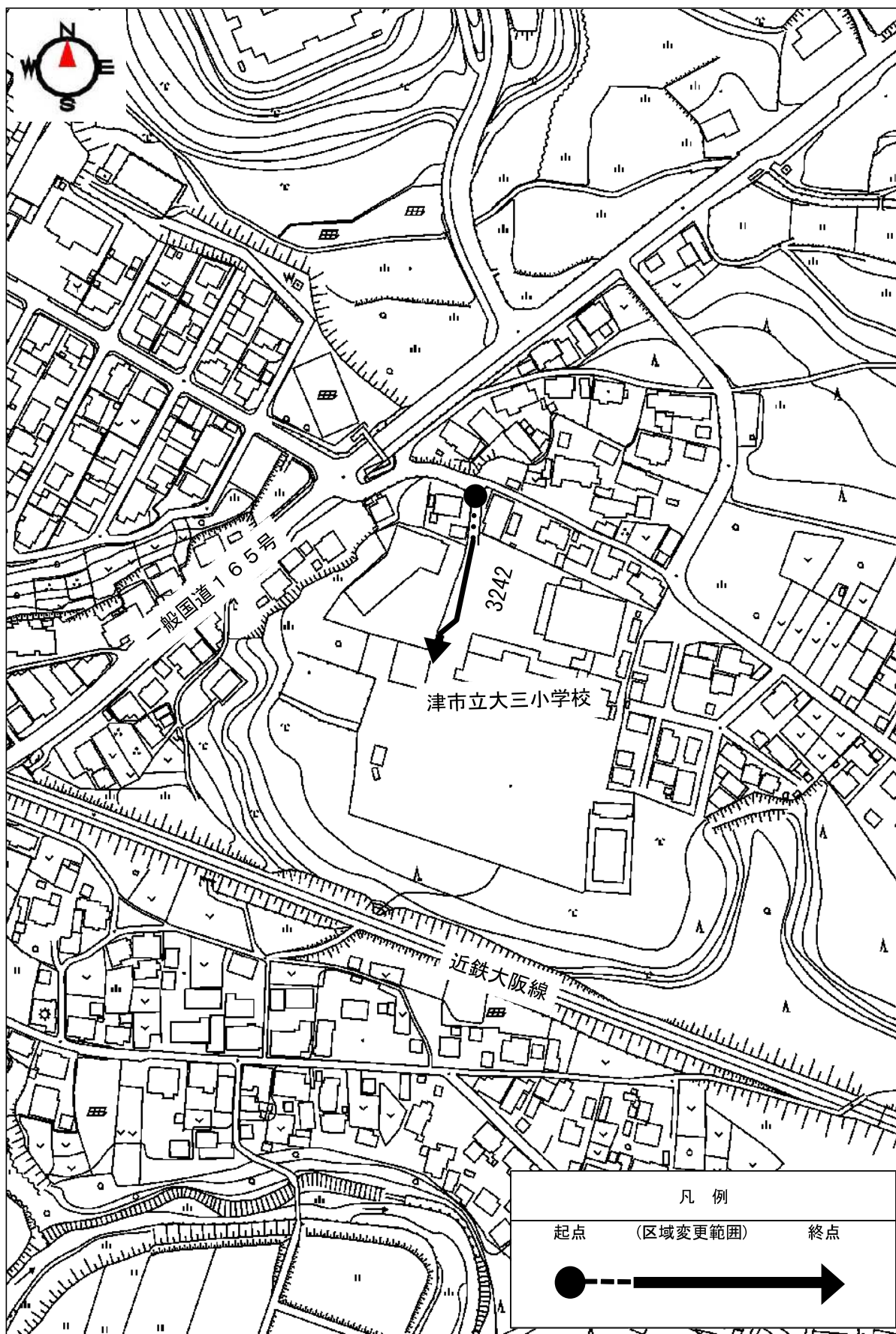
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

登記官

中村文彦

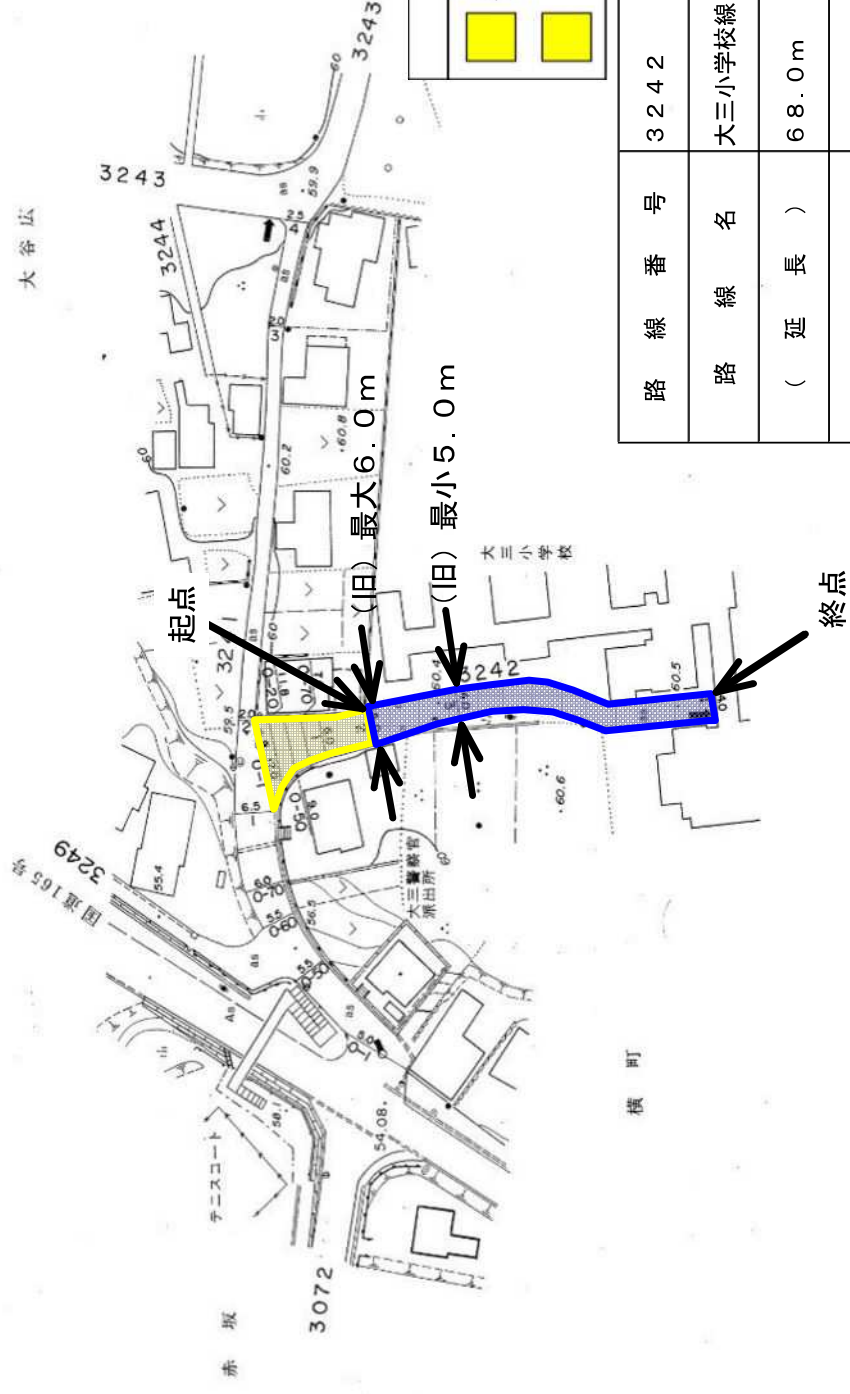


請求番号：37-1
(1/1)





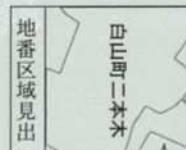
二本木



路線番号	3242
路線名	大三小学校線
(延長)	68.0m
(幅員)	5.0m~6.0m



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 白山町二本木

請 求 部 分	所 在	津市白山町二本木字大谷広				地 番	286番1			
出 力 尺 寸	1/600	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		

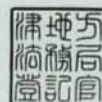
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年6月23日
津地方方法務局

請求番号：19-1
(1/1)

登記官

古和謙一



公用

津市告示第 2 1 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように市道路線の供用を開始する。

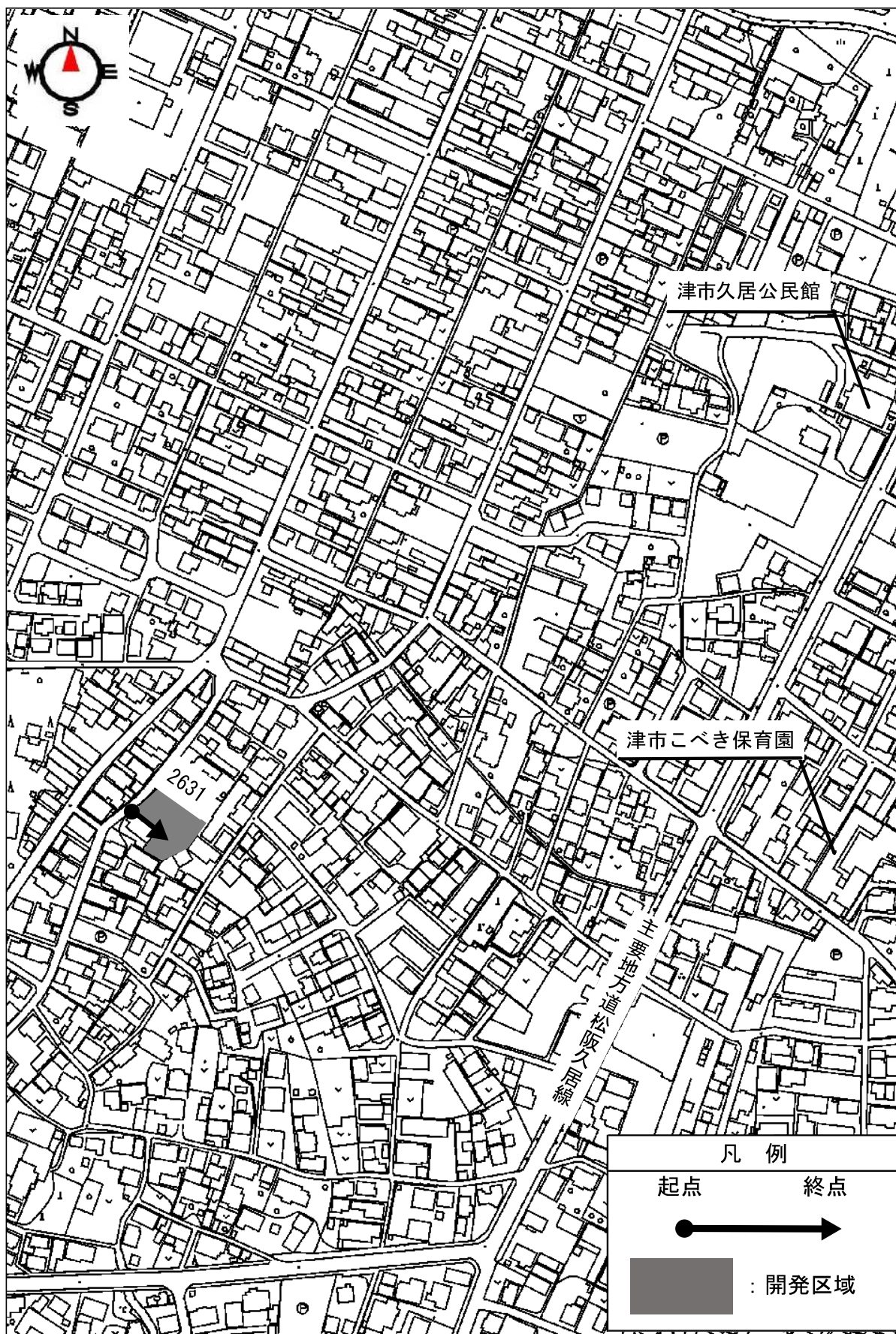
その関係図面は、津市建設部用地・地籍調査推進課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

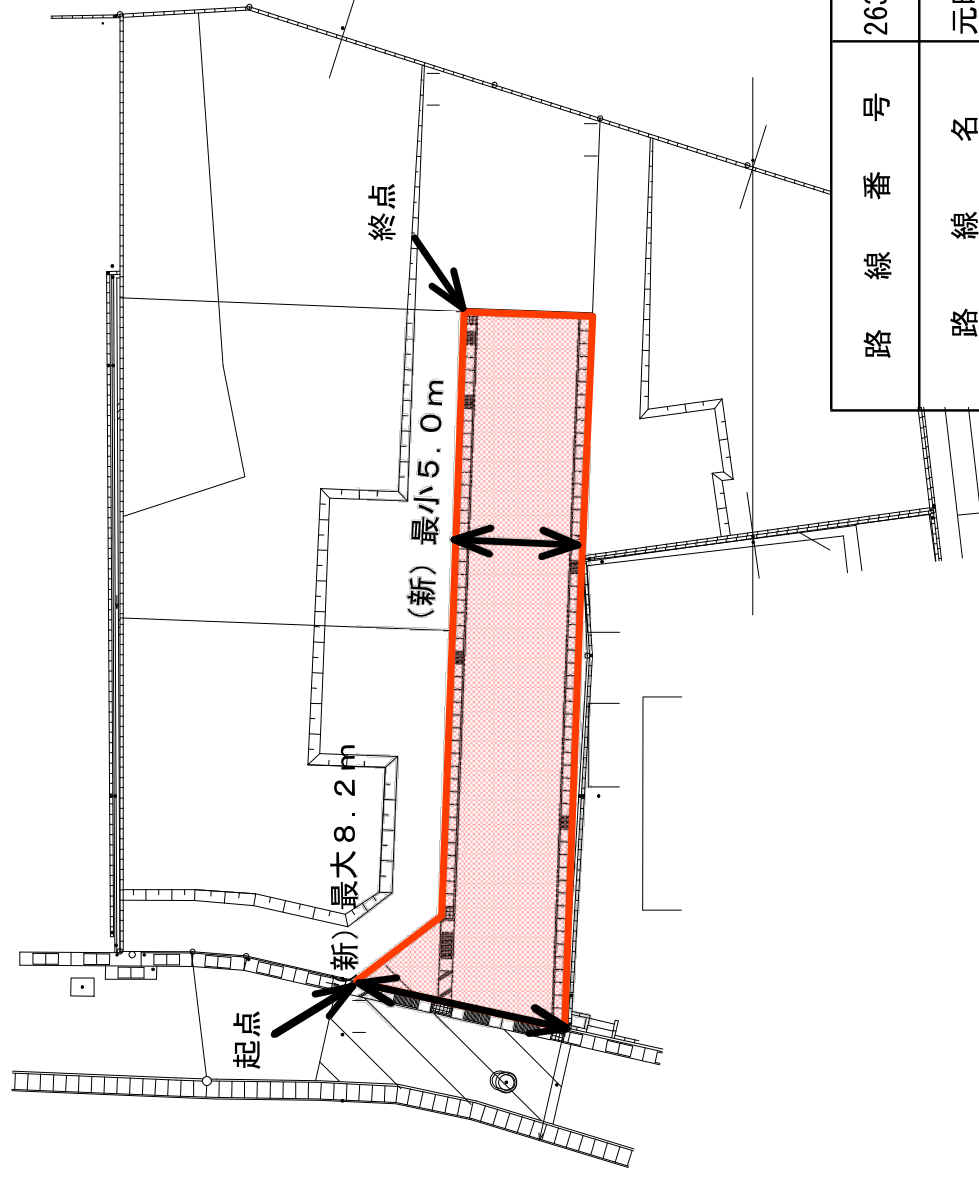
令和 8 年 7 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

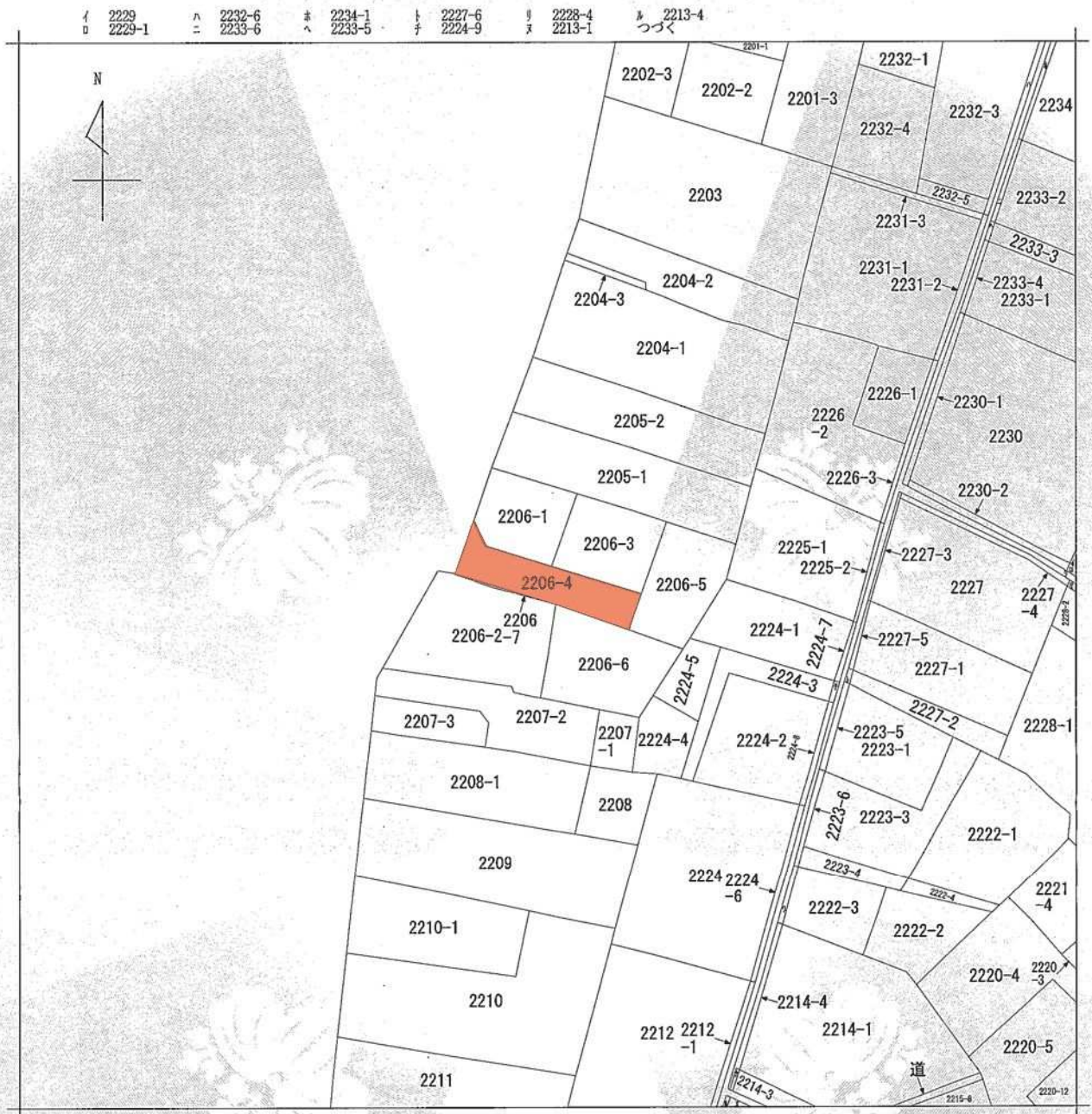
路線番号	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
2 6 3 1	元町 6 5 号線	津市久居元町字中藪 2 2 0 6 番 1 地先から津市久居元町字中藪 2 2 0 6 番 3 地先まで	令和 8 年 7 月 7 日
2 6 3 2	川方里中 2 9 号線	津市川方町字里ノ内 3 9 1 番 1 地先から津市川方町字里ノ内 3 9 1 番 6 地先まで	令和 8 年 7 月 7 日
8 3 2	棕本第 1 6 号線	津市芸濃町棕本字南山ノ花 2 7 1 1 番 1 7 地先から津市芸濃町棕本字南山ノ花 2 7 1 1 番 2 3 地先まで	令和 8 年 7 月 7 日
3 8 5 6	東観音寺 2 9 号線	津市安濃町東観音寺字北浦 6 4 6 番 4 地先から津市安濃町東観音寺字北浦 6 4 6 番 6 地先まで	令和 8 年 7 月 7 日
4 1 7 5	高野 3 7 0 号線	津市一志町高野字野田 9 0 番 2 地先から津市一志町高野字野田 9 0 番 6 地先まで	令和 8 年 7 月 7 日
1 1 8 5	川方里中 6 号線	津市川方町字里ノ内 3 9 1 番 1 1 地先から津市川方町字里ノ内 3 9 1 番 1 4 番地先まで	令和 8 年 7 月 7 日

1 4 2 2	元 町 1 3 号 線	津市川方町字里ノ内新畑 5 0 4 番 6 地先から津市川方町字 里ノ内新畑 5 0 5 番 5 番地先 まで	令和 8 年 7 月 7 日
1 7 1	南 山 ノ 花 西 富家西線	津市芸濃町棕本字南山ノ花 2 7 1 1 番 1 地先から津市芸濃町棕 本字南山ノ花 2 7 1 1 番 1 8 地 先まで	令和 8 年 7 月 7 日





路 線 番 号	2631
路 線 名	元町 6 5 号線
(延 長)	2 7 . 4 m
(幅 員)	5 . 0 m ~ 8 . 2 m



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在	津市久居元町字中薮				地 番	2206番4				
出 力 縮	1/600	精 度 区 分		座 標 系 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面			種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)				補 記 事 項		

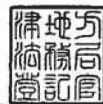
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

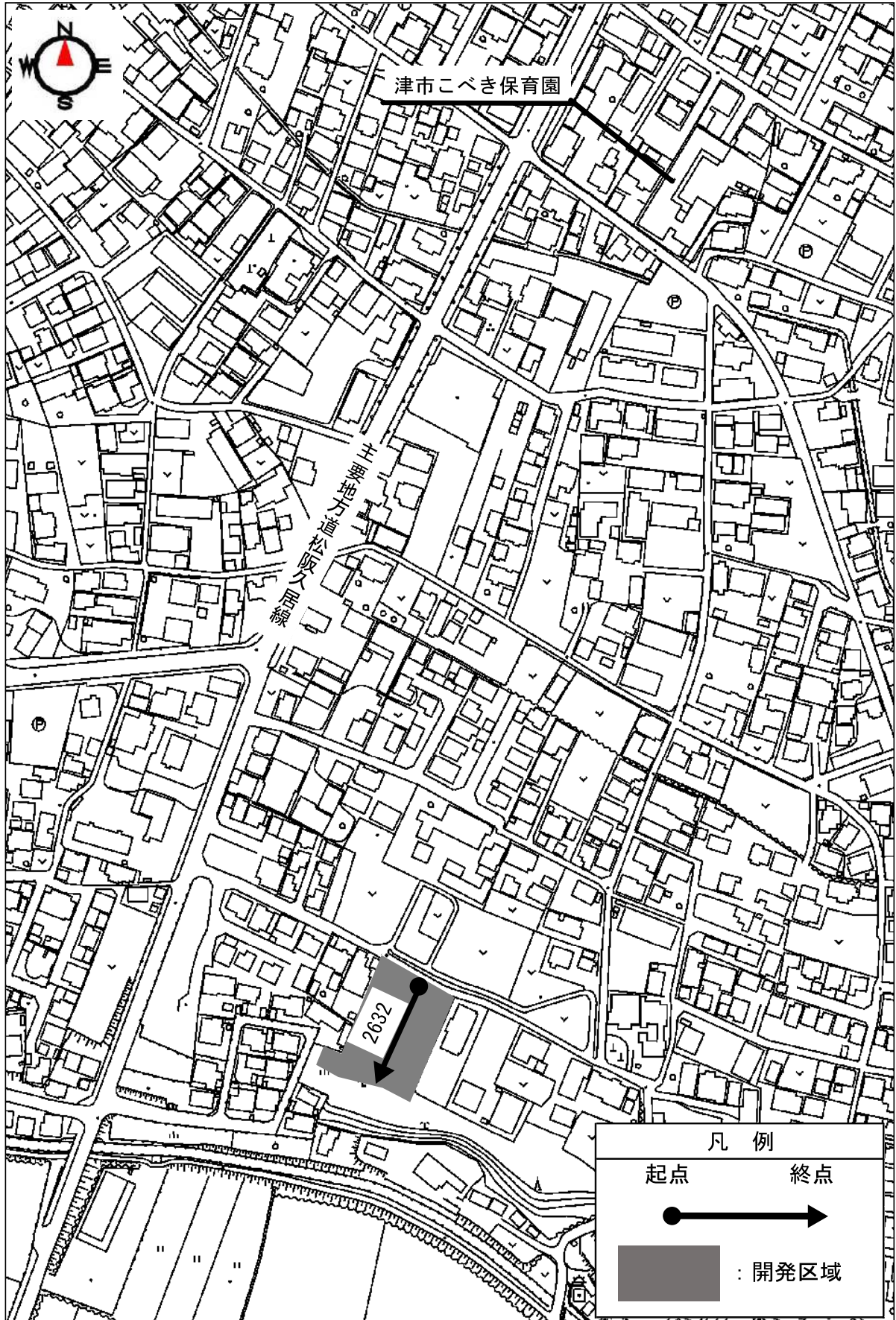
令和8年1月6日
津地方方法務局

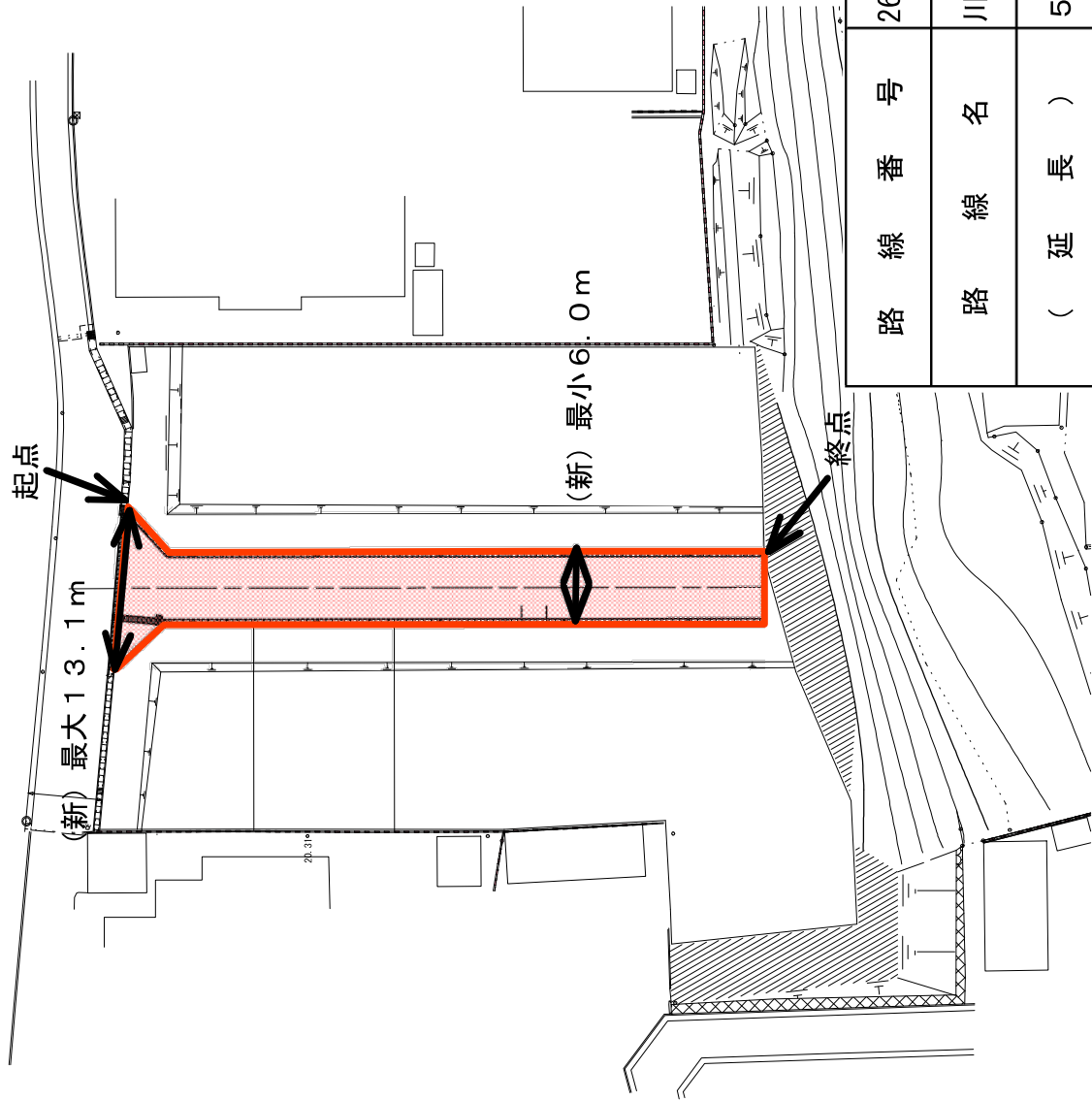
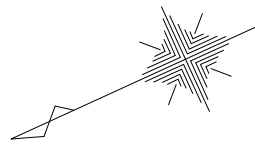
請求番号：12-1
(1/2)

登記官

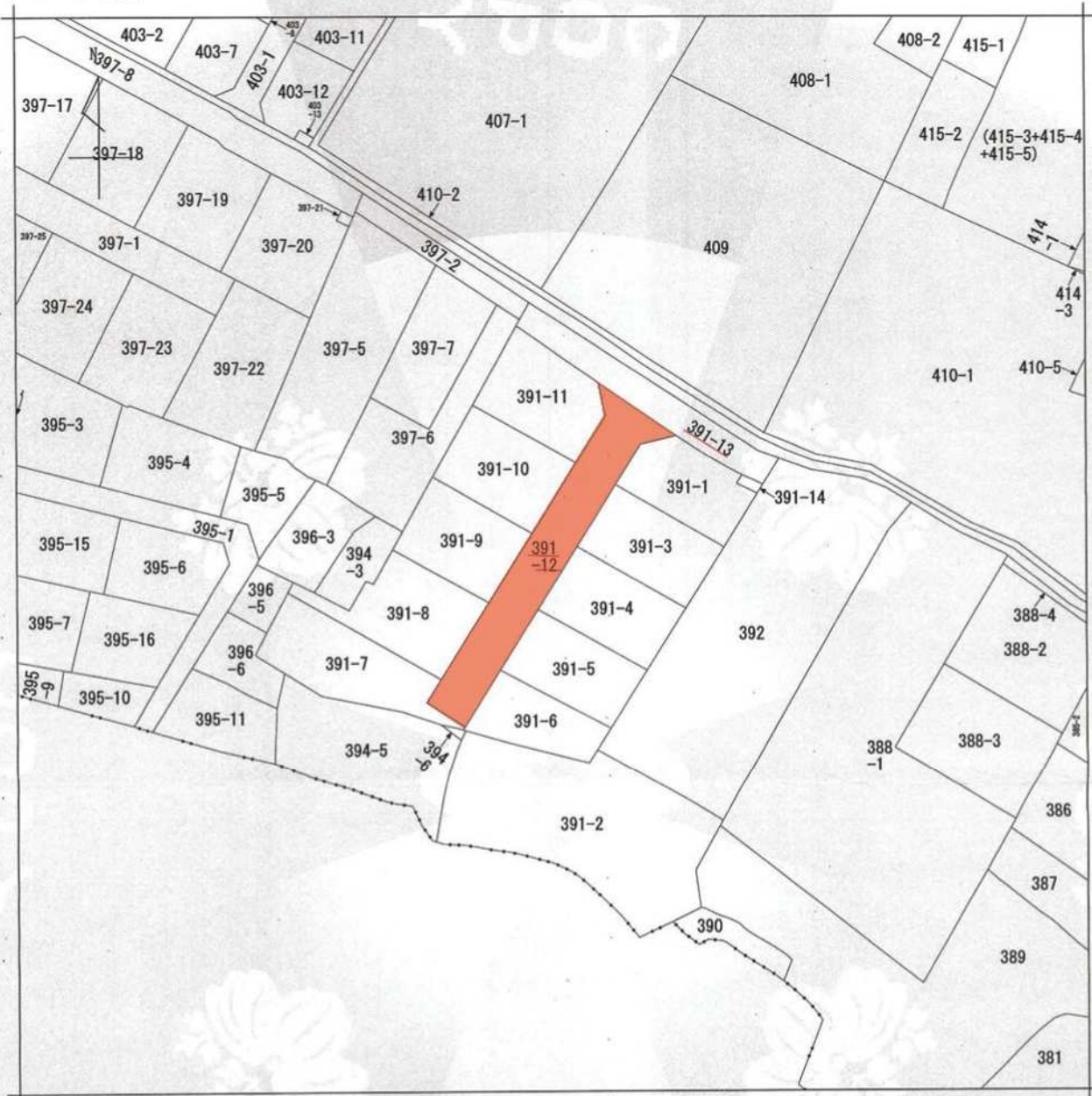
中村文彦







路線番号	2632
路線名	川方里中29号線
(延長)	51.9m
(幅員)	6.0m~13.1m



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出

川方町

請 求 部	所 在				津市川方町字里ノ内		地 番	391番12		
出 力 縮 尺	縮尺不明	精 度 分		座 標 系 又 座 番 号 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)			補 事 記 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

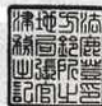
(津地方法務局管轄)

令和8年2月3日

津地方法務局鈴鹿出張所

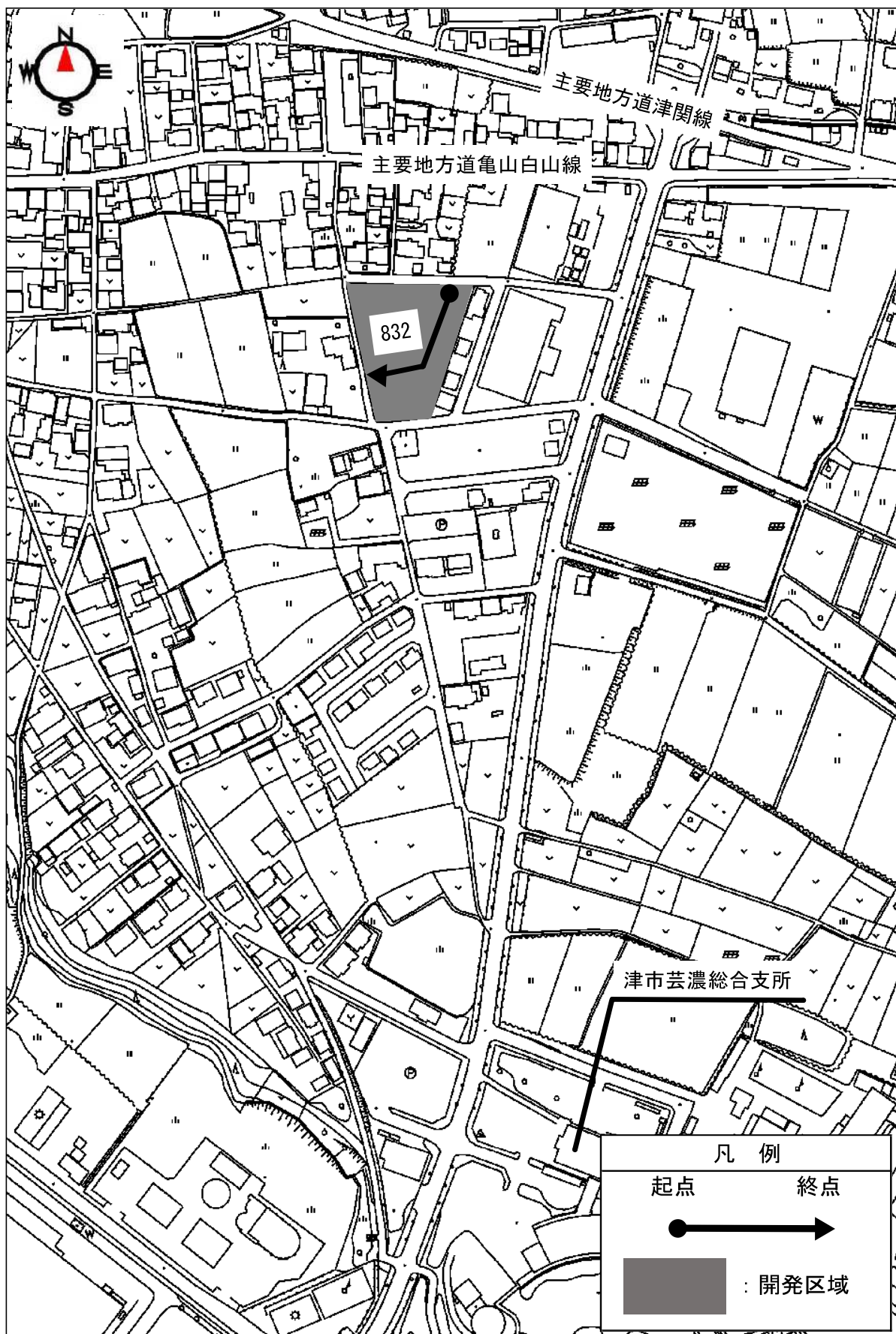
登記官

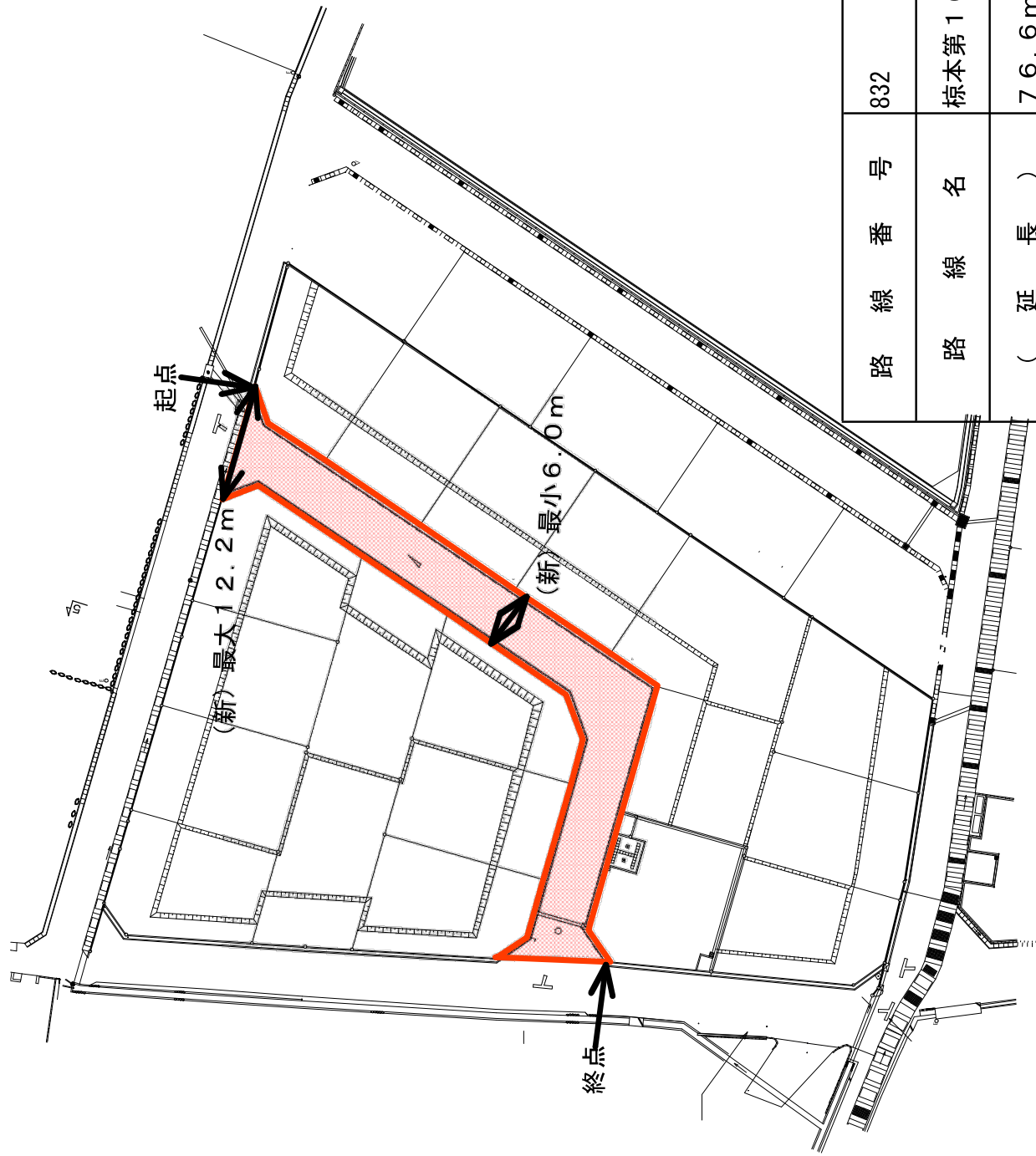
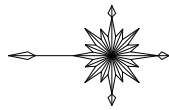
荒木恵子



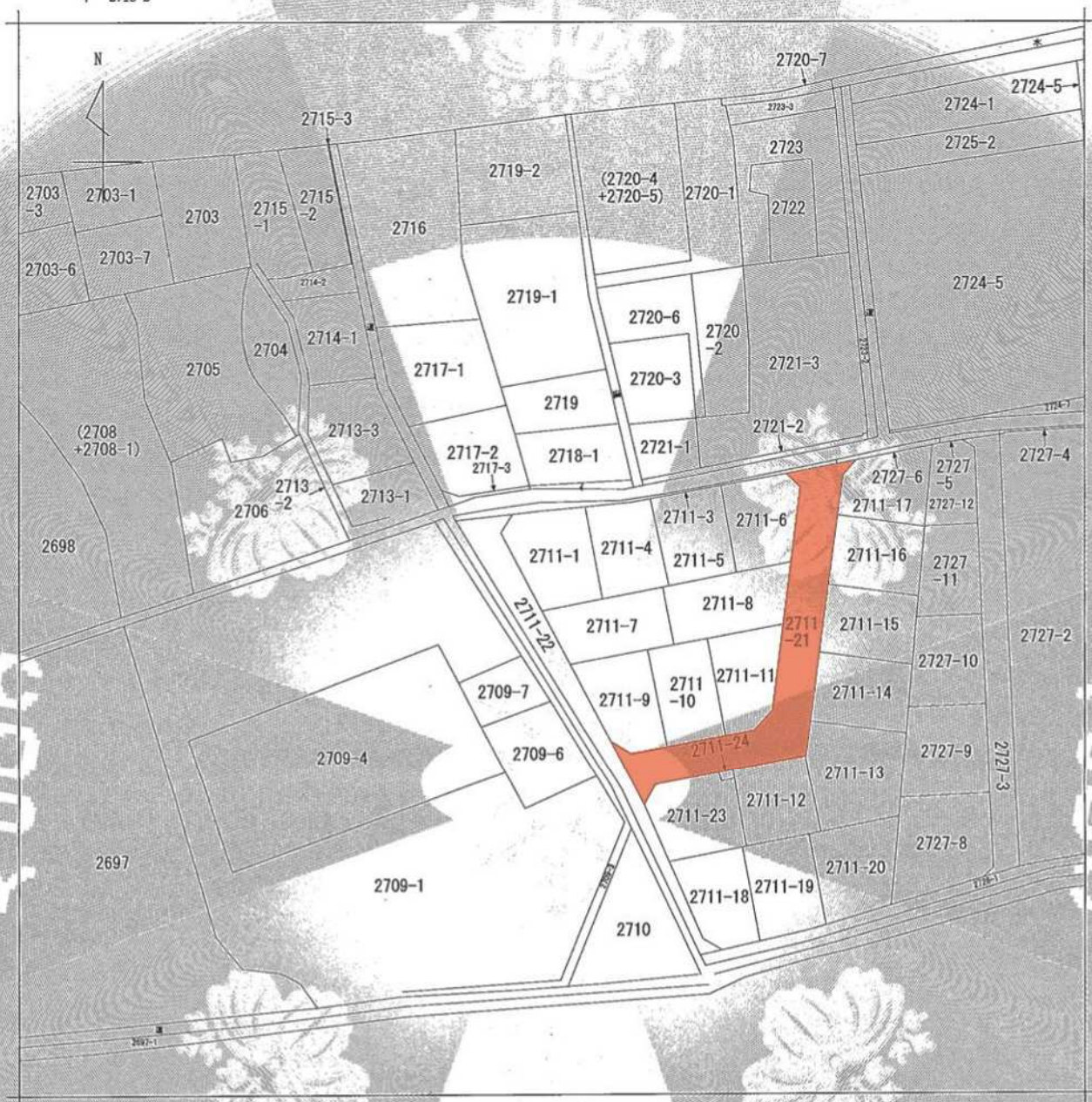
請求番号：12-1

(1/1)





路線番号	832
路線名	棕本第16号線
(延長)	76.6m
(幅員)	6.0m~12.2m



芸濃町掠本

請求 部分	所在地 津市芸濃町椋本字南山ノ花				地番	2711番1	
出力 縮尺	縮尺不明	精度 区分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面		種類 旧土地台帳附属地図
作成 年月日				備考 付年月日 (原図)			補記 事項

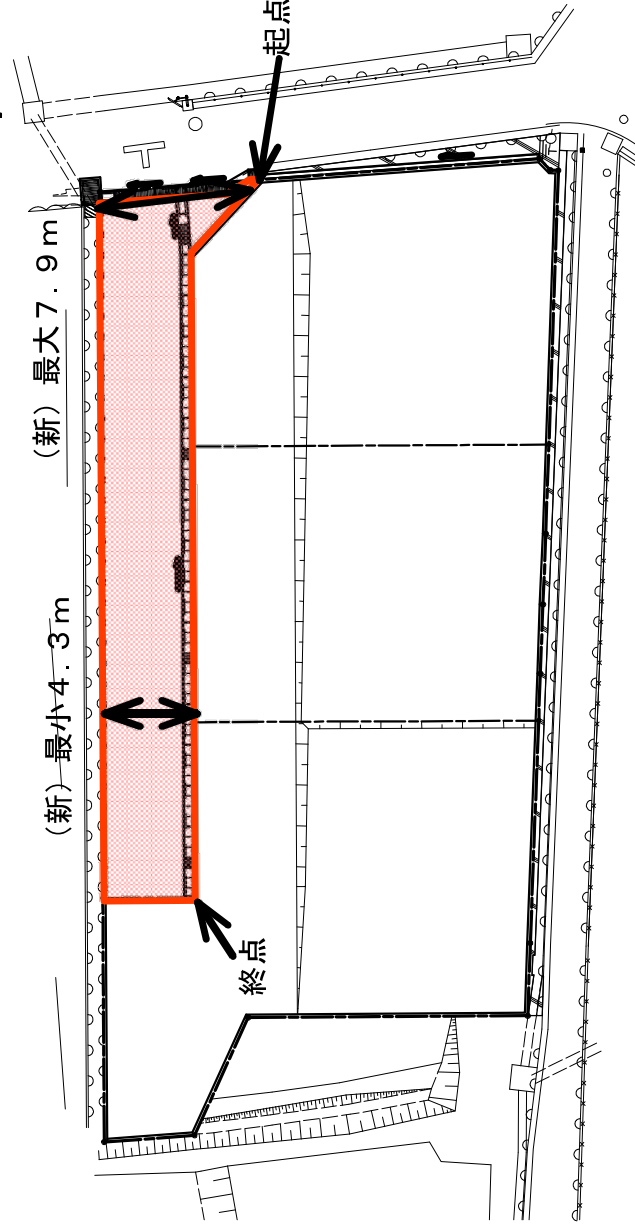
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

登記官

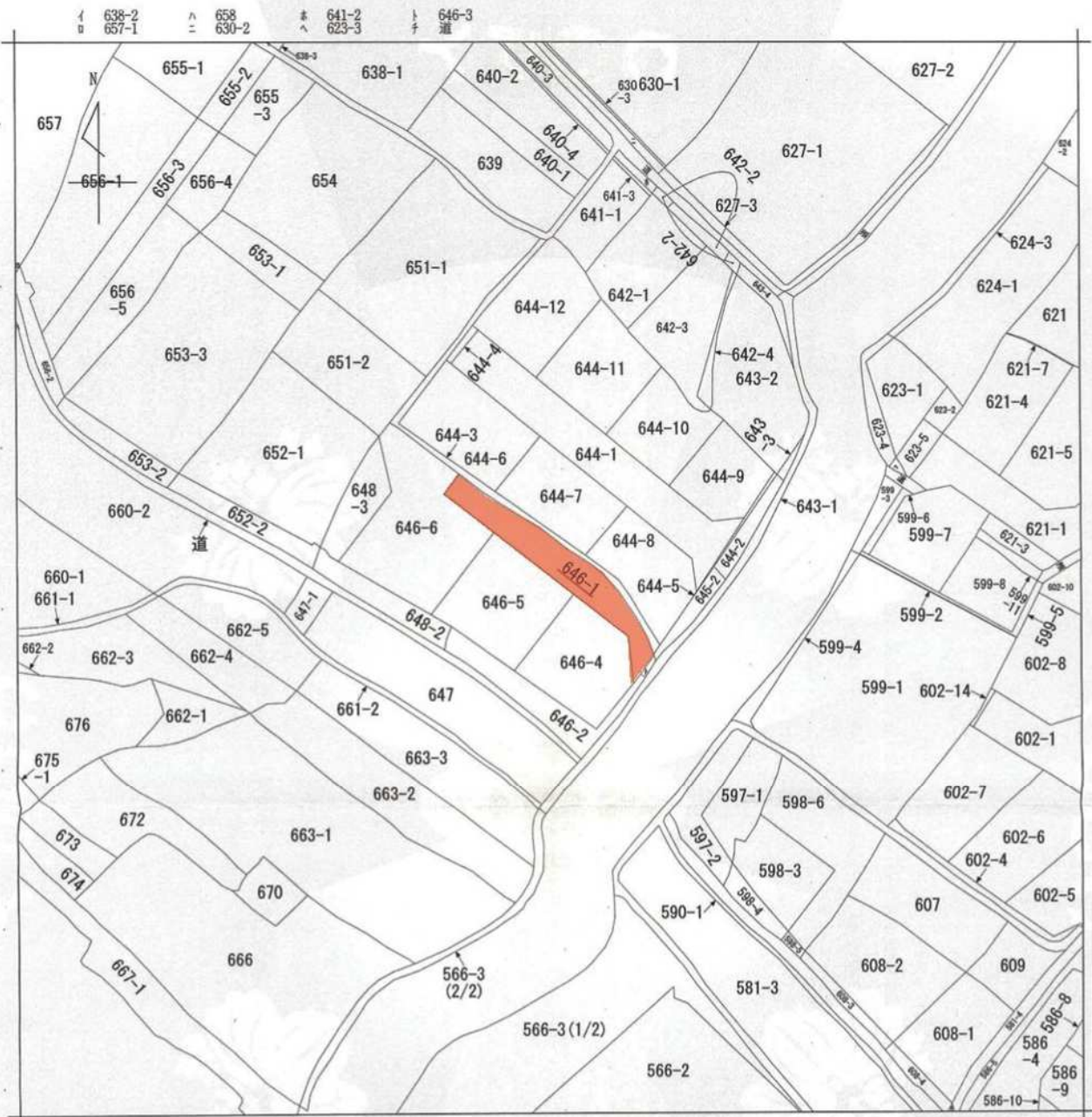
中村文彦







路 線 番 号	3856
路 線 名	東観音寺29号線
(延 長)	34.8m
(幅 員)	4.3m~7.9m



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 安濃町東観音寺

請求部	所在	津市安濃町東観音寺字北浦				地番	646番1			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方務局管轄)

令和8年2月16日

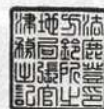
津地方務局鈴鹿出張所

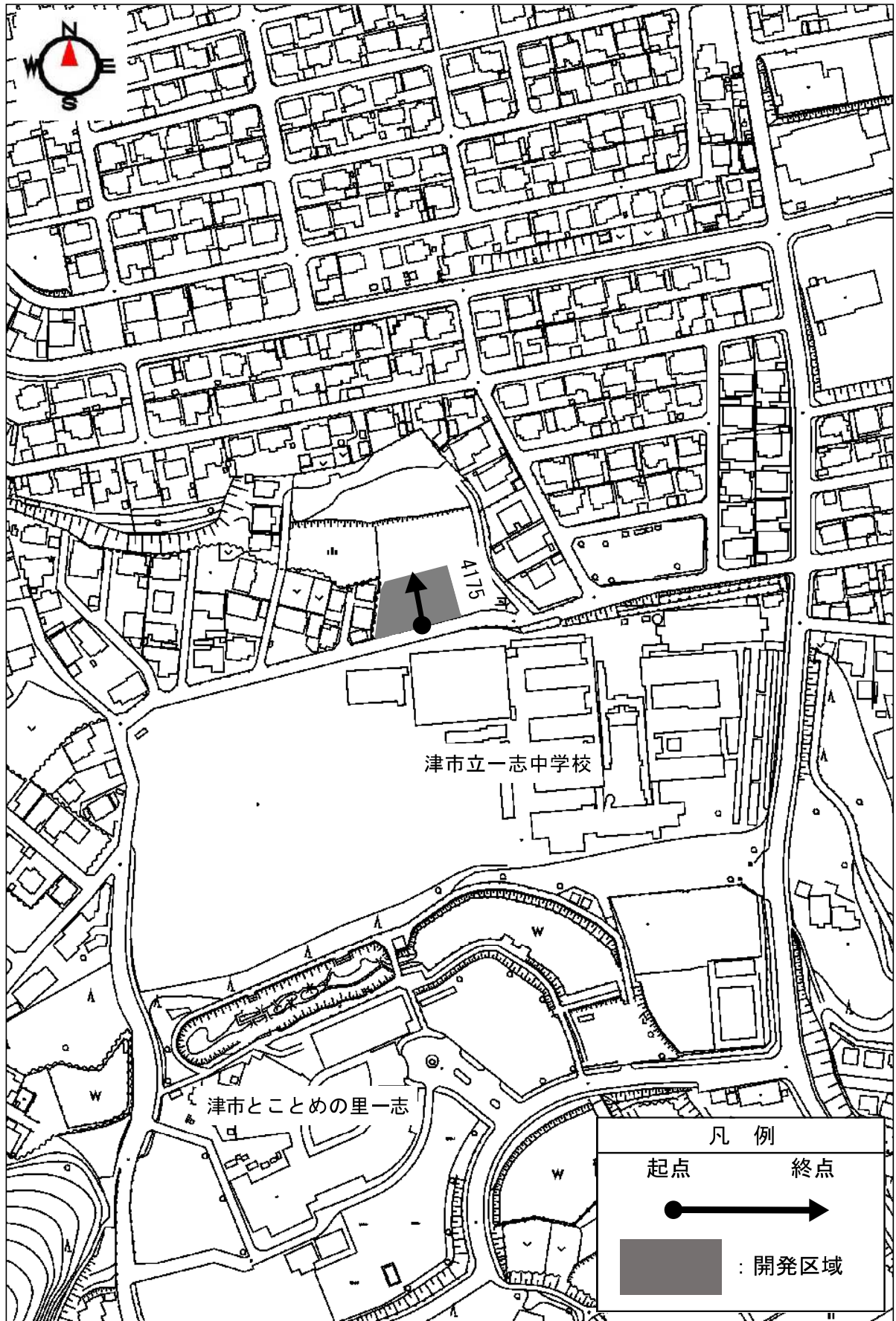
登記官

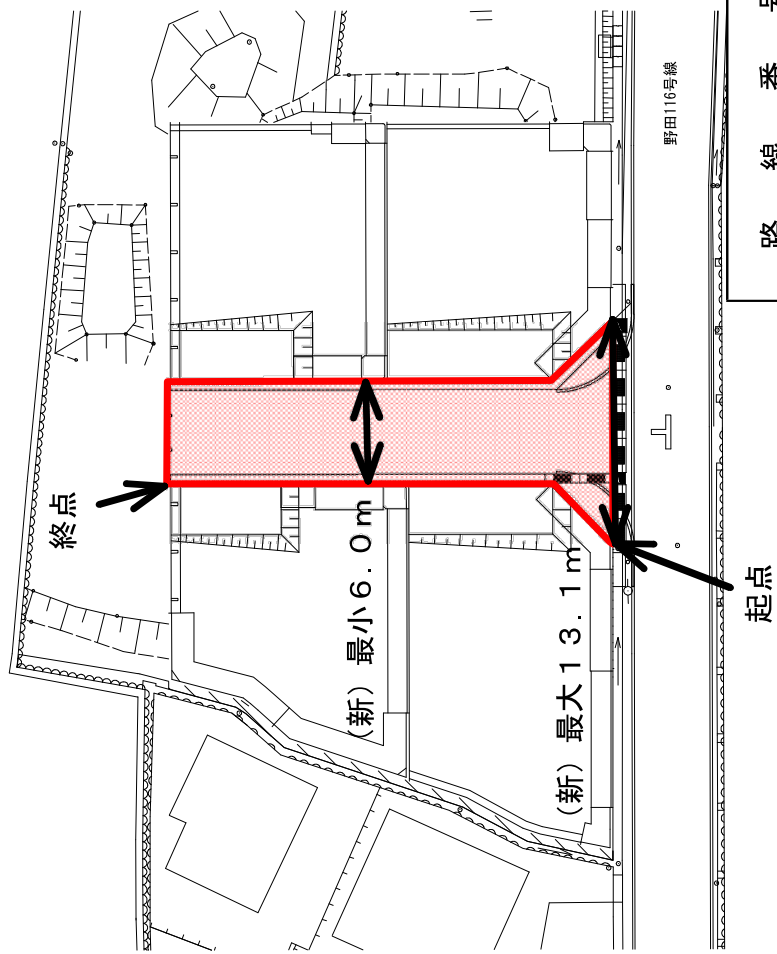
請求番号：6-1

(1/1)

荒木恵子



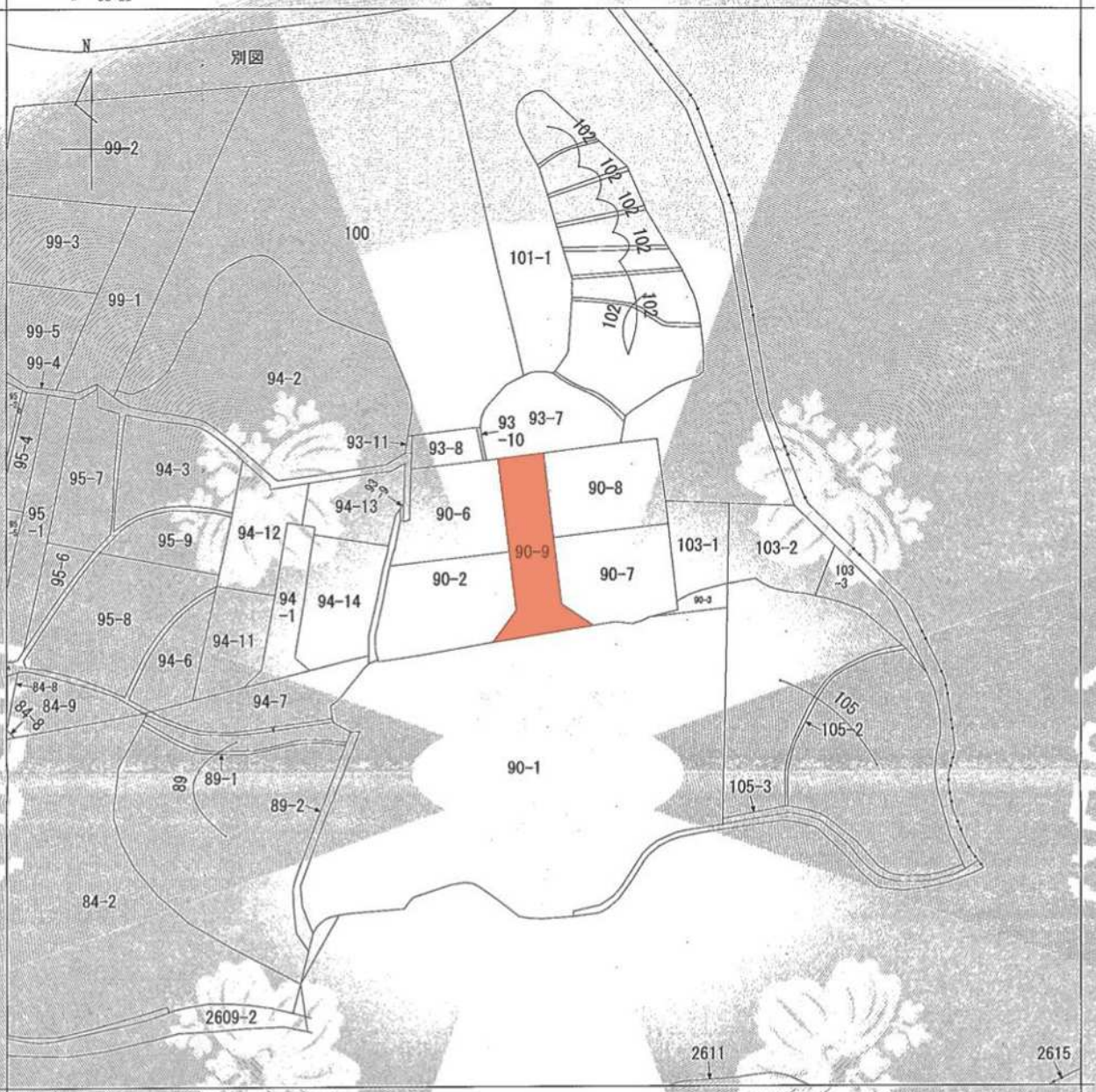




路線番号	4175
路線名	高野370号線
(延長)	26.1m
(幅員)	6.0m~13.1m

94-8
95-11

96-2



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 志町高野
B 志町高野

請求部	所在	津市一志町高野字野田				地番	90番9			
出力縮	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	明治27年3月				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方務局管轄)

令和8年2月3日

津地方務局松阪支局

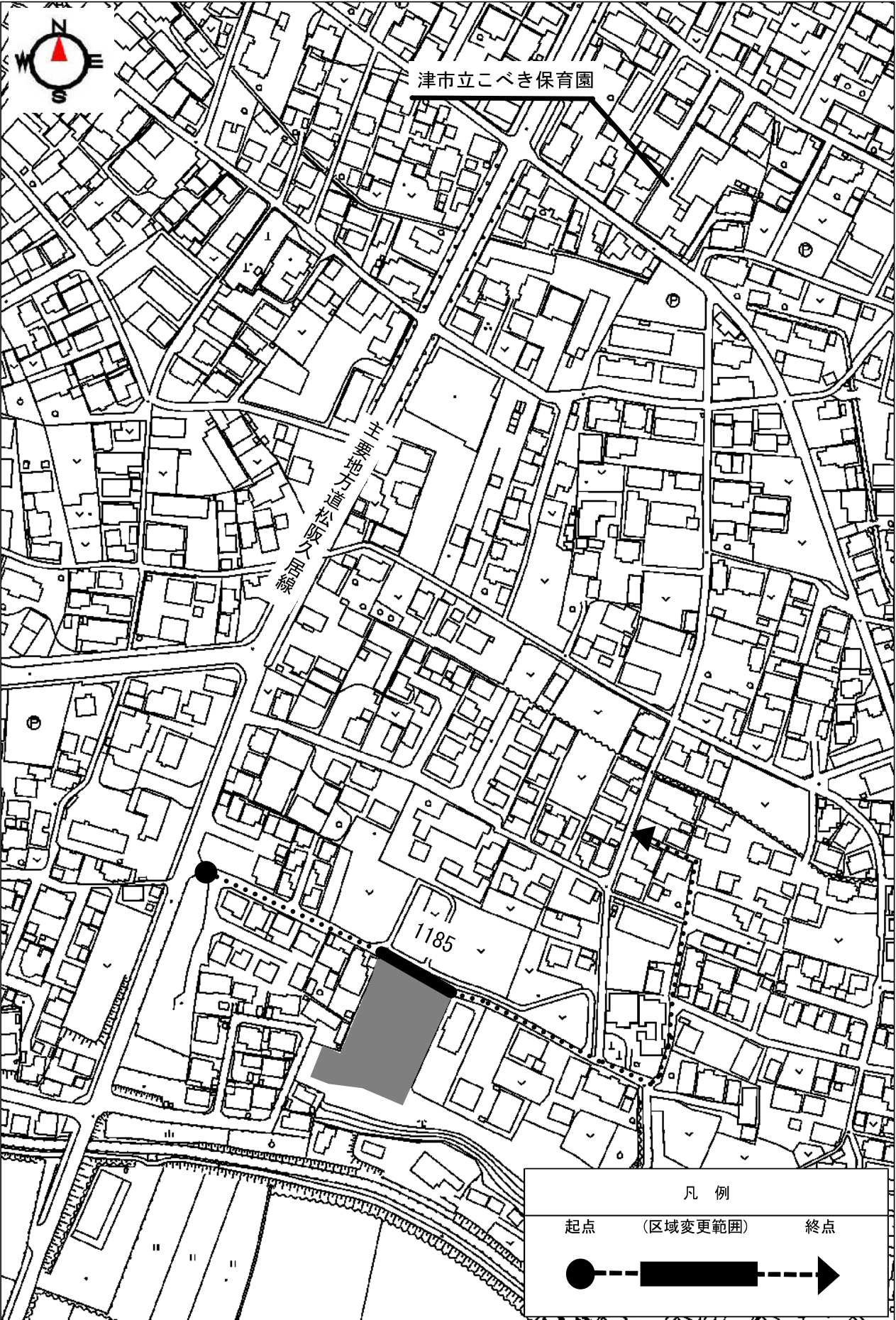
地図整理番号: M13346

登記官

溝口和孝



(1/1)



(旧) 最大・最小 3.5 m

起点

終点

(新) 最大・最小 6.0 m

20.3 m

凡 例



： 区域変更前



： 区域変更後

路 線 番 号

1185

路 線 名

川方里中6号線

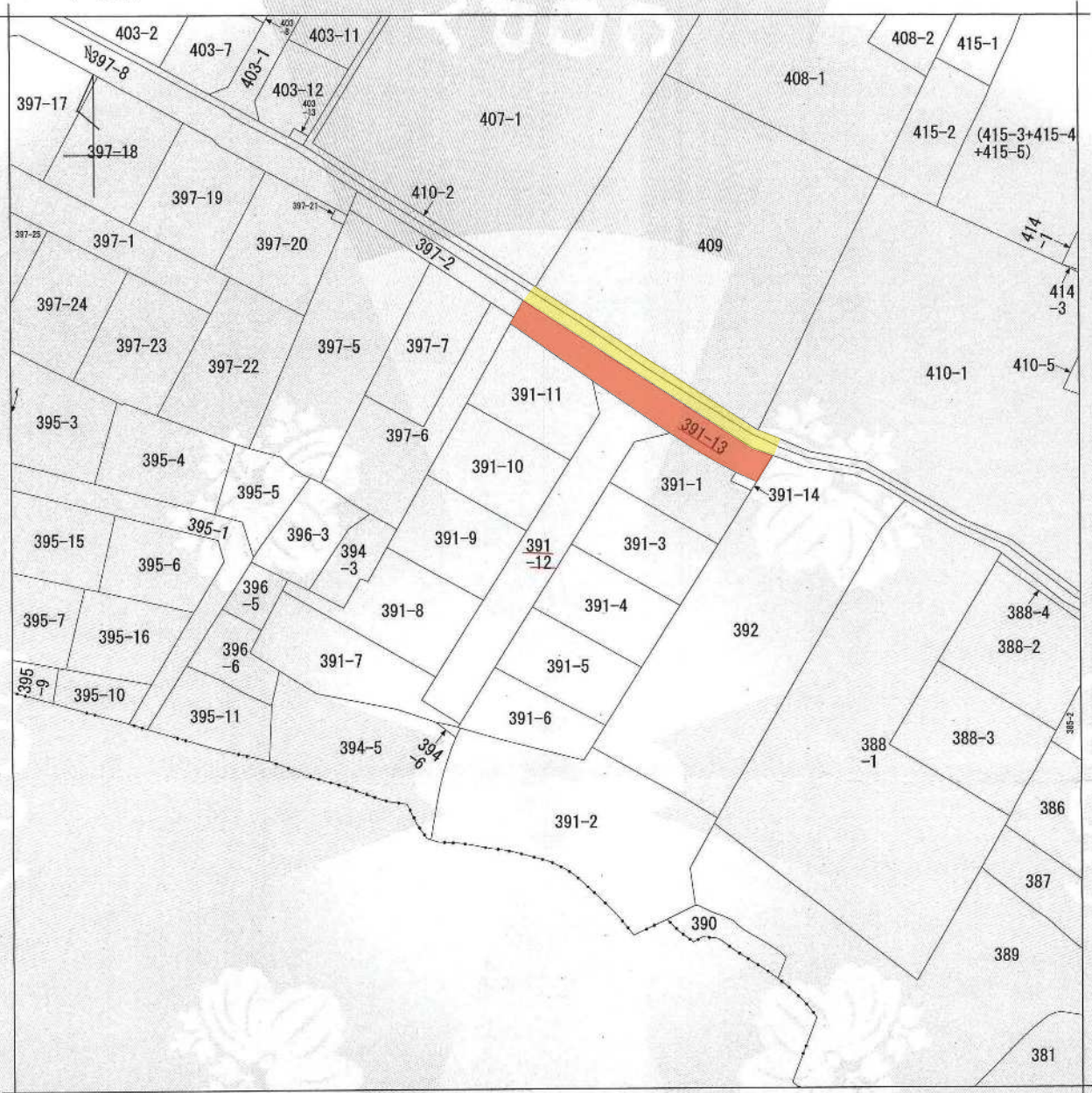
(延 長)

39.3 m

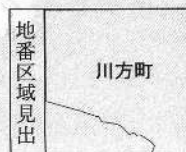
(幅 員)

6.0 m (3.5 m)

4 395-17



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求 部	所在	津市川方町字里ノ内				地番	391番12			
出力 縮尺	縮尺不明	精度 区分		座標系 番号又は 記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成 年月日					備付 年月日 (原図)			補記 事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方法務局管轄)

令和8年2月3日

津地方法務局鈴鹿出張所

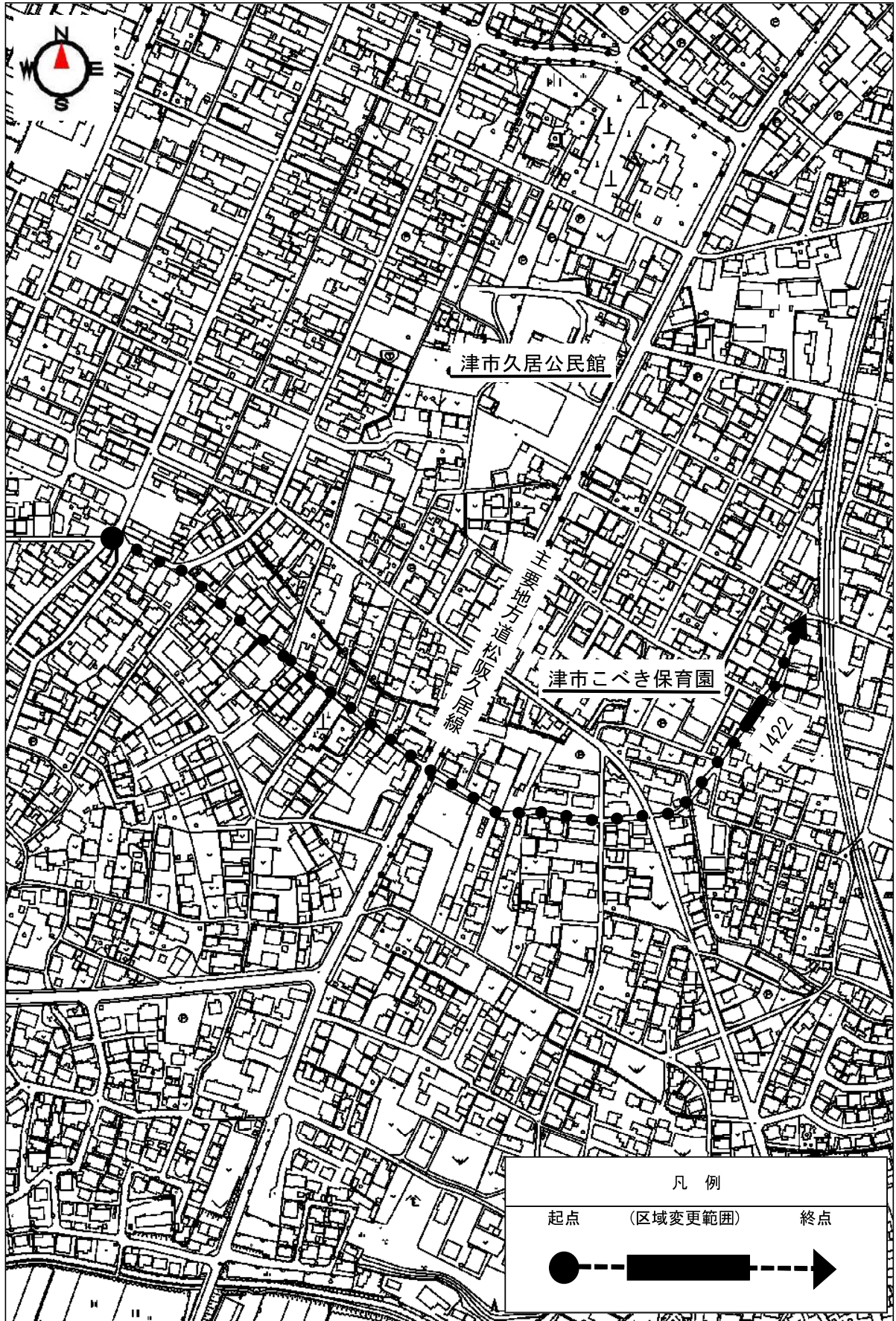
登記官

荒木恵子



請求番号：12-1

(1/1)

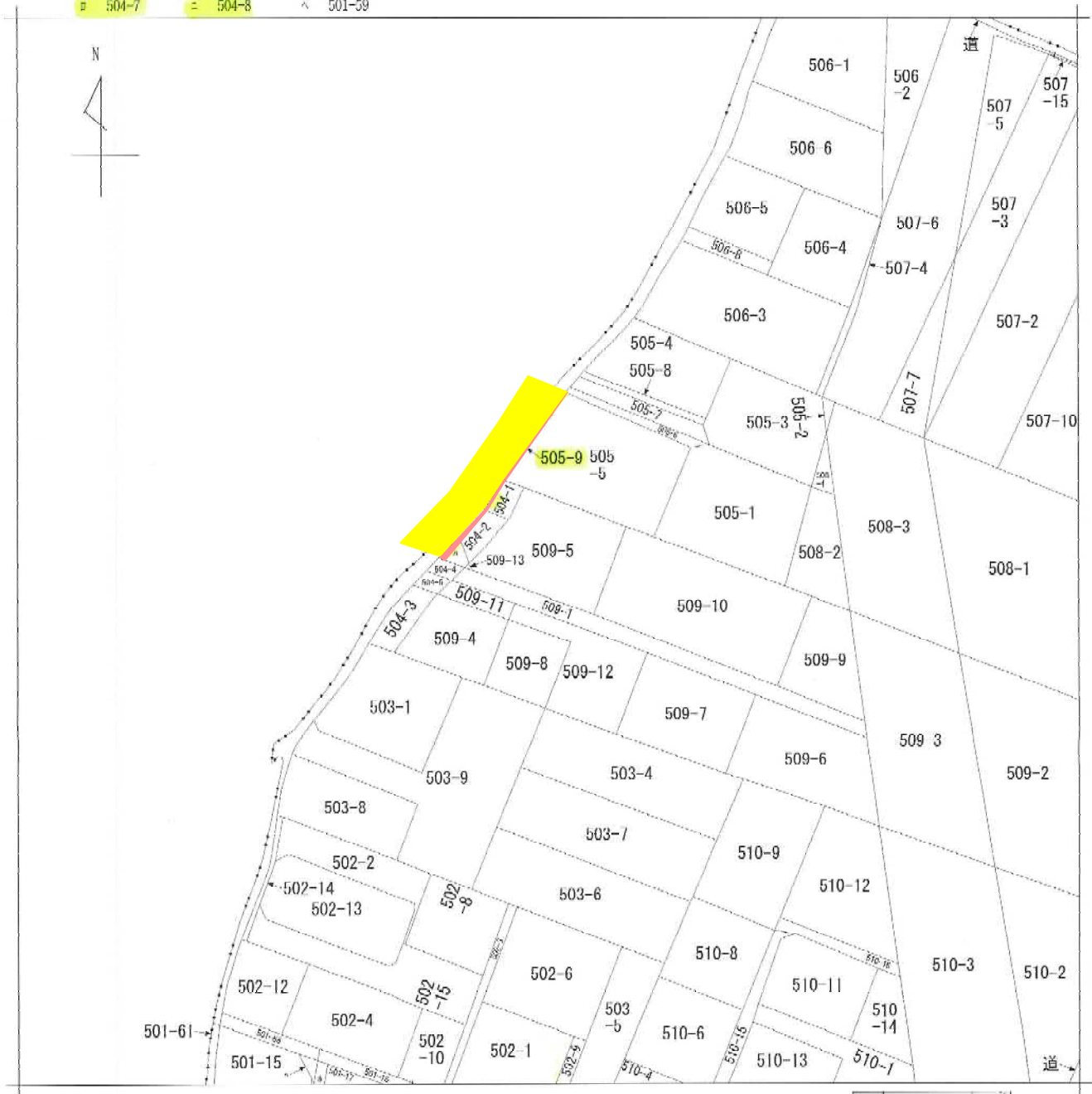




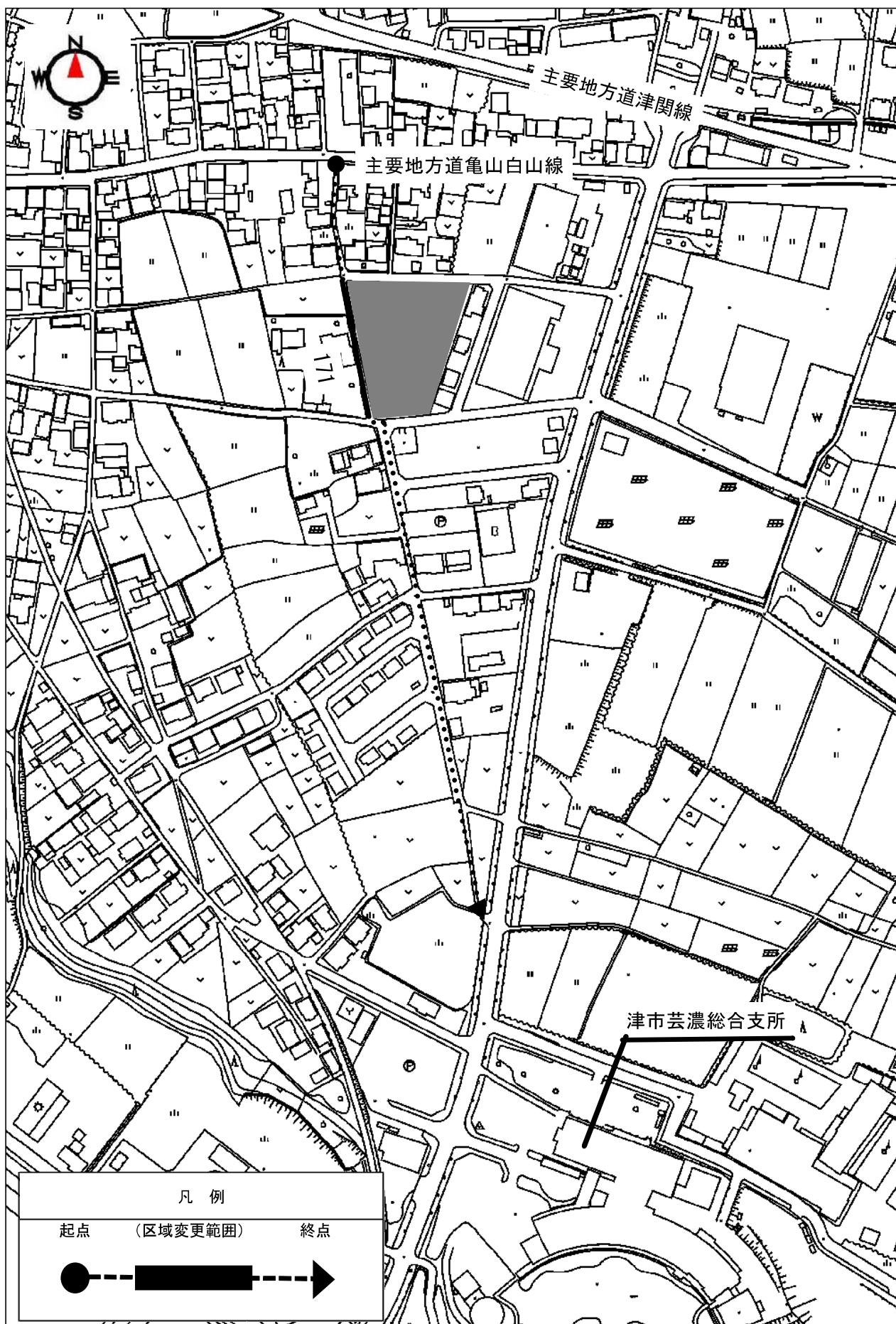
(旧) 最小 3.5 m

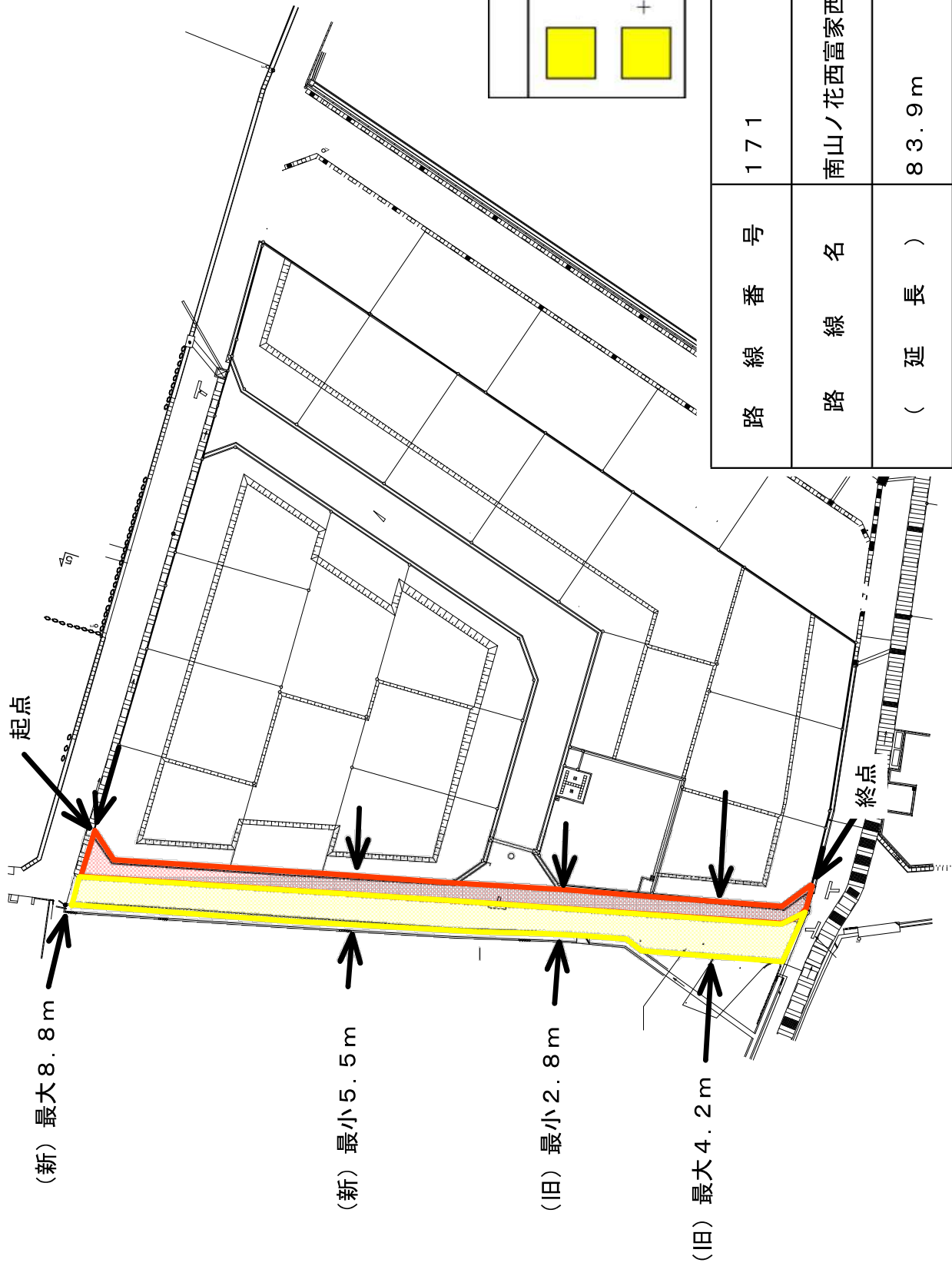
路 線 番 号	1 4 2 2
路 線 名	元町 1 3 号線
(延 長)	2 5 . 2 m
(幅 員)	4 . 0 m (3 . 5 m) ~ 4 . 0 m

イ 507-8 ハ 504-6 ニ 501-4 ト 501-65
ロ 504-7 ヒ 504-8 ヘ 501-39



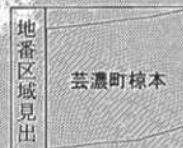
請求部	所在	津市川方町字里ノ内新畑				地番	509番5			
出力 縮尺	縮尺不明	精度 区分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面			種類	旧土地台帳附属地図	
作成 年月日				備付 年月日 (原図)				補記 事項		





凡 例	
	: 区域変更前
 + 	: 区域変更後

路 線 番 号	1 7 1
路 線 名	南山ノ花西富家西線
(延 長)	8 3. 9 m
(幅 員)	5. 5 m (2. 8 m) ~ 8. 8 m (4. 2 m)



芸濃町掠本

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

五局官地務記

津市告示第 2 1 9 号

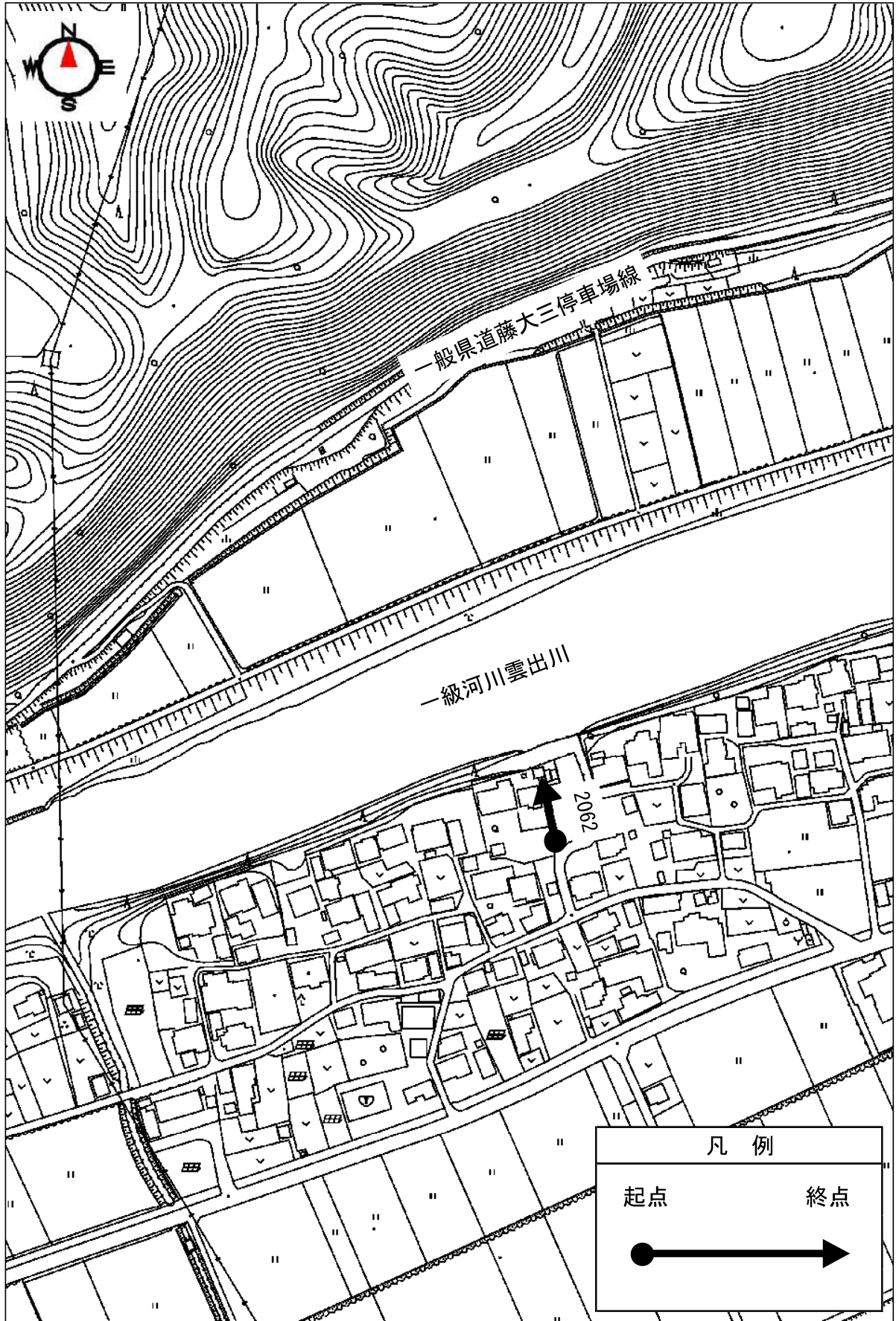
道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、次のように道路を廃止した。

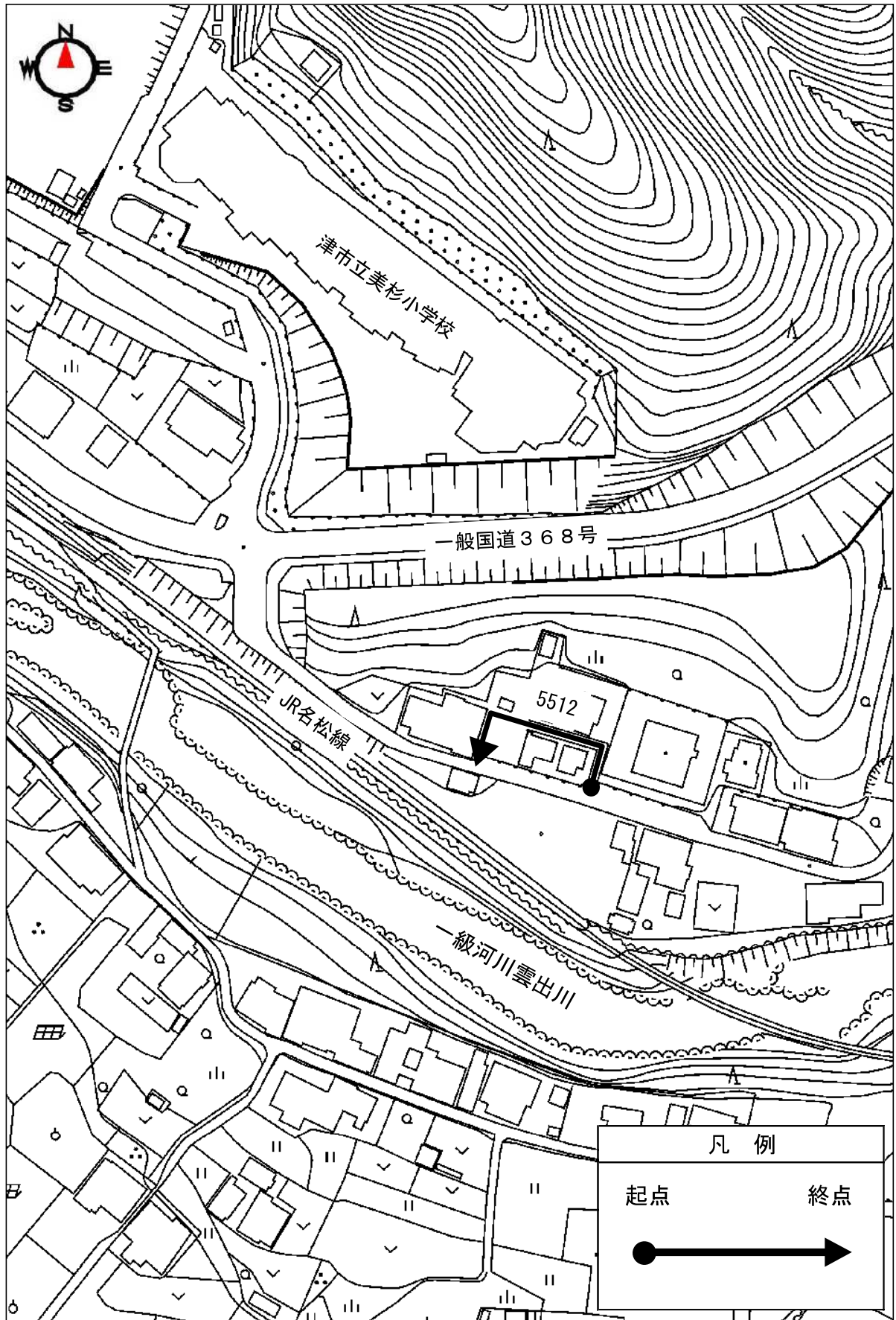
その関係図面は、津市建設部用地・地籍調査推進課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
2 0 6 2	杉ヶ瀬 4 号線	津市白山町川口	
		津市白山町川口	
5 5 1 2	奥津住宅線	津市美杉町奥津	
		津市美杉町奥津	





津市告示第 2 2 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年一志町告示第 1 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

向川原自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 4 月 5 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 2 2 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、令和 2 年津市告示第 6 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

山田野連合区

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 6 月 2 8 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 2 2 2 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条の規定に基づき撤去し、保管し
ている自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示
する。

令和 8 年 7 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
久居新町地内	1	令和 8 年 4 月 7 日
津駅東口自転車等放置禁止区域	2	令和 8 年 6 月 5 日
久居明神町地内	1	令和 8 年 6 月 8 日
一身田平野地内	3	令和 8 年 6 月 8 日
津駅東口自転車等放置禁止区域	1	令和 8 年 6 月 1 0 日
ポルタひさい公共自転車等駐車場	3	令和 8 年 6 月 1 1 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 8 年 6 月 1 2 日
津駅東口自転車等放置禁止区域	2	令和 8 年 6 月 1 5 日
津駅東口自転車等放置禁止区域	1	令和 8 年 6 月 1 6 日
津駅東口自転車等放置禁止区域	1	令和 8 年 6 月 1 9 日
津新町駅北公共自転車等駐車場	2	令和 8 年 6 月 2 9 日
津新町駅南公共自転車等駐車場	3	令和 8 年 6 月 2 9 日
津新町駅南第二公共自転車等駐車場	5	令和 8 年 6 月 2 9 日
津新町駅南第三公共自転車等駐車場	4	令和 8 年 6 月 2 9 日
阿漕駅前公共自転車等駐車場	1	令和 8 年 6 月 2 9 日
豊津上野駅前公共自転車等駐車場	1	令和 8 年 6 月 2 9 日
上浜町五丁目地内	1	令和 8 年 6 月 3 0 日
大倉地内	1	令和 8 年 6 月 3 0 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

下記の者の書類は、住所及び居所が明らかでなく送達することができないので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

令和8年7月10日

記

[illegible]

〇〇 〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年度 4 月 1 日付け津市資第 5 5 号）
〇〇 〇〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年度 4 月 1 日付け津市資第 5 5 号）
〇〇 〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年度 4 月 1 日付け津市資第 5 5 号）
〇〇 〇〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年度 4 月 1 日付け津市資第 5 5 号）
〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年度 4 月 1 日付け津市資第 5 5 号）
〇〇 〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年度 4 月 1 日付け津市資第 5 5 号）
〇〇 〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年度 4 月 1 日付け津市資第 5 5 号）
〇〇 〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年度 4 月 1 日付け津市資第 5 5 号）
〇〇 〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年度 4 月 1 日付け津市資第 5 5 号）
〇〇 〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年度 4 月 1 日付け津市資第 5 5 号）
〇〇 〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年度 4 月 1 日付け津市資第 5 5 号）

注意：地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 2 2 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定し、学校給食費の収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

株式会社 ファミリーマート

(2) 住所又は事務所の所在地

東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号

2 委託した公金事務に係る歳入等

学校給食費

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和 8 年 6 月 2 9 日

4 委託した日

令和 8 年 6 月 2 9 日

津市告示第 2 2 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 5 年一志町告示第 2 0 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 届出者
高野区会
- 2 代表者の氏名及び住所の変更
- 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 4 月 2 9 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 2 2 6 号

下記の者の書類は住所及び居所が明らかでなく送達することができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 8 年 7 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者	送達を受けるべき書類
〇〇 〇〇	地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 1 項（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の規定に基づき作成された書類（令和 7 年 2 月 2 0 日付け津市保第 5 0 0 4 号、令和 7 年 3 月 1 9 日付け津市保第 5 4 1 7 号）

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 2 2 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年 4 月 1 7 日法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 委託を受けた者の名称、住所又は事務所の所在地
 - (1) 名称
株式会社ソラスト 医療事業本部
 - (2) 住所又は事務所の所在地
東京都港区港南 2 - 1 5 - 3 品川インターシティ C 棟 1 2 F
- 2 委託した公金事務に係る歳入等
津市こども応急クリニック・休日デンタルクリニック及び津市応急クリニックの診療費使用料及び手数料
- 3 指定公金事務取扱者に指定した日
令和 8 年 4 月 1 5 日
- 4 委託した日
令和 8 年 4 月 1 5 日
- 5 委託期間
令和 8 年 8 月 1 日から令和 1 1 年 7 月 3 1 日まで

津市公告第 8 1 号

条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 7 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 保育所等における保育 I C T用タブレット型パソコンの購入
- (2) 規 格 別紙仕様書のとおり
- (3) 数 量 2 1 2 台
- (4) 納入期限 令和 9 年 2 月 2 6 日
- (5) 納入場所 別紙仕様書のとおり

2 入札参加者に必要な参加要件

本件の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とし、本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 7 条に規定する令和 8 年度津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）の希望業種「事務用機器・O A 機器及び関連製品」のうち「パソコン本体」に登載されており、津市内に本社または本店を有する者（市内業者）。
- (3) 本公告日から本契約締結日までの間に、津市建設工事等指名停止基準（平成 2 1 年 4 月 8 日施行）による指名停止（指名等見合わせを含む。）期間中でない者。
- (4) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 1 7 年法律第 8 7 号）第 6 4 条の規定による改正前の商法（明治 3 2 年法律第 4 8 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (5) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者。
- (6) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当するものでないこと及び次のアからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 本件入札の参加申込みに係る書類の配布

(1) 期間

令和 8 年 7 月 1 日から同年 7 月 1 0 日まで（土日を除く）

※ 津市条件付一般競争入札参加申込期限が令和 8 年 7 月 1 0 日正午のため注意すること。

(2) 時間

午前 8 時 4 5 分から午後 4 時まで

(3) 場所

津市総務部調達契約課物品調達契約担当

（下記【提出及び問い合わせ先】参照。以下同じ。）

(4) 上記以外の配布先

インターネットによるダウンロードサービス

津市ホームページ「産業・しごと」「入札・契約」「物件・業務委託関係」

(https://www.info.city.tsu.mie.jp/sangyou_shigoto/nyuusatsu_keiyaku/1003872/index.html)

4 質疑等の受付

仕様書等について質問がある場合は、下記のとおり提出期限までに質問書を提出すること。

(1) 提出期限

令和 8 年 7 月 7 日（火）正午まで

(2) 方法

質疑等は、公告において示す参加要件を有する者に限って指定の質問書（第1号様式）により、(3) 提出場所へ持参、若しくはFAXで受け付けます。電話、口頭、電子メール等によるものや、提出期限を過ぎて提出されたものは受け付けません。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限必着とし、必ず電話により着信の確認を行うこと。

(3) 提出場所

津市総務部調達契約課物品調達契約担当

- (4) 質疑等に対する回答は、令和8年7月8日（水）に、津市ホームページ「産業・しごと」「入札・契約」「物件・業務委託関係」において公開することとし、津市総務部調達契約課物品調達契約担当でも配付する。

回答に当たっては、質疑等を行った者の名称等は公表しません。

また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。回答に対する再度の質問は認めないので、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

5 同等品の申請について

同等品（OEM販売品を含む）によって、本入札に参加しようとする場合は、令和8年7月10日（金）正午までに、津市総務部調達契約課物品調達契約担当へ同等品申請書（第2号様式）により申請すること。

また、同等品申請に係る詳細については、入札参加条件（第3号様式）を確認すること。

なお、同等品認定結果は申請書受理後、令和8年7月15日（水）正午までに申請者に回答します。

6 入札参加資格の確認等

- (1) 本件の条件付一般競争入札に参加しようとする者は、津市条件付一般競争入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けること。

ア 提出期限 令和8年7月10日（金）正午まで

イ 提出場所 津市総務部調達契約課物品調達契約担当

ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

(2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書（第4号様式）

イ 宣誓書（第5号様式）

- (3) 入札参加資格の審査結果については、参加申し込みのあった者全員に令

和 8 年 7 月 1 5 日（水）正午までに、津市条件付一般競争入札参加資格審査確認結果通知書（第 6 号様式）により通知します。

7 入札及び開札の日時

令和 8 年 7 月 2 1 日（火） 午前 1 1 時 0 0 分から

※ 定刻になっても出席のない場合は棄権とみなします。

※ 入札参加者は、入札書の投函の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。この場合において、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

8 入札及び開札の場所

津市役所本庁舎 7 階入札室

9 入札保証金

免除

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 入札参加申込書等の提出資料に虚偽の記載があるとき。
- (3) 入札参加申込書等の提出資料（同等品申請書関係書類を除く。）に不備があるとき。
- (4) 入札者が同一事項の入札に対し 2 以上の入札をしたとき。
- (5) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (6) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (7) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (8) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (9) 入札金額を訂正しているとき。
- (10) 入札書に日付の記載がないとき。
- (11) 入札書に記載した金額その他載事項が不明確なとき。
- (12) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (13) 入札書を封入する封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (14) 入札書を封入する封筒表面に入札件名のないとき又は入札件名が異なるとき
- (15) 入札書を封入する裏面に封印のないとき
- (16) 入札者確認票（第 7 号様式）を提出しない入札代理人が入札を行ったと

き。

- (17) 再度入札において、当該再度入札前の入札における最低入札金額以上の入札金額を記載して入札を行ったとき。
- (18) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (19) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

11 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

12 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

13 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。

14 その他の注意事項

- (1) 入札に関する行為をする者は、入札室へ入室後、入札者確認票を提出すること。
- (2) 指定の入札書（第8号様式）により、仕様書に基づき入札金額等を記載の上、封書し、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（津市競争入札参加資格者名簿登録時の使用印鑑届に押印された印）、入札金額等を鮮明に表示すること。

なお、入札書は、封筒に封入し、件名、商号（名称）等を記載し、封印をすること。

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税対象事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金

額を入札書に記載すること。

なお、落札は、予定価格の範囲内で最低価格入札者とします。

- (4) 再度入札を行う場合があるので、入札書の予備を複数枚用意すること。
- (5) 予定価格の範囲内で同価格の最低価格入札者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。
- (6) この契約の締結については、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１８年津市条例第５３号）に該当するものであり、本市議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後、契約保証金その他の契約条件の適合をもって本契約とします。
- (7) 本件入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りにかかる費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (9) その他、入札参加者は、津市条件付一般競争入札参加者心得（第９号様式）に留意の上、入札を行うこと。
- (10) 入札について不明な点等が生じた場合は、必ず令和８年７月１７日午後４時までに、津市総務部調達契約課物品調達契約担当に確認すること。

【提出及び問い合わせ先】

津市総務部調達契約課物品調達契約担当
津市西丸之内２３番１号 津市役所７階
電話番号 ０５９－２２９－３１２１
ＦＡＸ ０５９－２２９－３３３３

津市公告第 8 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 8 年 7 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 8 年 6 月 2 9 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市河芸町杜の街一丁目～五丁目地内（9－3 工区）
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市丸之内 9 番 1 8 号
三交不動産株式会社
代表取締役社長 中村 充孝

津市公告第 8 3 号

安濃津未来子どもウキウキプロジェクトにおける外あそび推進事業業務について、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので、公告します。

令和 8 年 7 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 業務概要

(1) 件名

安濃津未来子どもウキウキプロジェクトにおける外あそび推進事業業務

(2) 業務の目的

津市独自の外あそびに関する認定制度を作り、外あそびに関する指導者（「つ・外あそびサポーター」という。）を育成することに加えて、市内の施設において出前講座を行うことでソフト面でのサポートを行い、外あそびのきっかけを作り、子どもの成長を支えるための土台作りを支援することで、公園を活用した外あそびの継続的な創出を目的とする。

(3) 業務内容

ア 「つ・外あそびサポーター」養成講座事業

(ア) 目的

保育士・教員・スポーツ関係者・施設管理者等を中心とし、子育て世代の保護者や高齢者も対象とし、地域全体で外あそびを支える社会の構築を目指し、外あそびに関する基本的な知識と適切な外あそび支援スキルをもつ人材を養成する本市独自の認定制度を作り、講義と実技の受講後に認定基準を満たした者を「つ・外あそびサポーター」として認定することで、指導者を養成する。

また、カリキュラムは、子どもの成長を支える外あそびの意義を理解し、安全で楽しい遊びの場所づくりをサポートできる人材を育成するためのものであり、地域全体で子どもの外あそびを支える仕組みづくりをすることが業務の目的であるため、外あそびに関わる理論及び実践を学ぶものとする。さらに、津市安濃中央総合公園の特性を踏まえた遊びの展開を組み込むことで、より実践的な公園活用を促進できるようにすることとする。

(イ) 回数等

同内容を2回以上実施することとし、参加料は、無料とする。

また、講義の会場は、津市安濃中央総合公園内体育館とする。

(ロ) 内容

- i サポーター養成事業企画（カリキュラム・研修資料・認定基準作成等）
- ii 事業管理（運営・問い合わせ対応を含む）
- iii 講師手配

- iv 事業広報作成・配付
- v 会場手配（津市安濃中央総合公園内体育館施設利用料金の支払いを含む）
- vi 認定書作成
- イ 外あそび推進出前講座事業
 - (7) 目的

未就学児等を対象に幼稚園や保育園等で外あそびの有識者が訪問し、子どもたちと一緒に外あそびを行い、楽しさを伝えるとともに昔から親しまれてきた遊びの継承を行う。
 - (4) 回数・開催時期

20か所以上で実施することとする。また、開催時期については、熱中症等に十分配慮し、決定することとする。
 - (7) 対象

本市内の幼稚園、保育園、こども園を対象とし、空きがある場合は小学校を含むこととする。ただし、安濃町内の施設分は優先的に確保する。

なお、小学校は2年生までを対象とする。

※ 安濃町内の施設分（安濃幼稚園、村主幼稚園、明合幼稚園、安濃保育園、安濃小学校、村主小学校、明合小学校、草生小学校）は優先的に確保することとする。
 - (5) 内容
 - i 事業広報作成・配付
 - ii 事業管理（各施設との日程調整を含む）
 - iii 外あそび指導講師派遣
 - (4) 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日まで
 - (5) 見積上限額

1,639,000円（税込）

2 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次の全ての要件を満たすものであること。

- (1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合に

っては、以下の書類を提出し確認を受けていること。なお、登載されている場合であっても、以下のオ～クの書類を提出すること。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑（登録）証明書

オ 法人にあつては、本社又は委任先となる営業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

カ 個人にあつては、事業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

キ 法人にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

ク 個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

(3) 本公告から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者でないこと。

(4) 入札参加資格審査の申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与して

いる者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (6) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (7) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

3 本プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、以下のスケジュールで行う。

公示	令和８年７月７日（火）
質問提出期限	令和８年７月１４日（火）午後３時まで
質問回答送付	令和８年７月２１日（火）
参加申込書提出期限	令和８年７月２２日（水）午後３時まで
参加資格審査結果通知	令和８年７月２４日（金）
企画提案書提出期限	令和８年７月３１日（金）正午まで
審査（提案書類審査、プレゼンテーション及び質疑応答）	令和８年８月７日（金）
審査結果通知	令和８年８月１０日（月）

4 実施要領等の配布

実施要領等は、本市ホームページの当該プロポーザル実施に係る記事内からダウンロードすること。

5 最優先候補者の選考について

安濃津未来子どもウキウキプロジェクトにおける外あそび推進事業プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提案書及

び提案説明について、審査を行い、企画提案内容を公正かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を契約の相手方となる最優先候補者として選考する。

6 契約の締結について

審査委員会にて選考された最優先候補者は、津市と仕様並びに価格等協議の上、津市の決定を受けることにより受注者となる。受注者は、津市と契約を締結し、受託業務を実施する。契約手続は、津市契約規則に定めるところによる。

ただし、最優先候補者と協議が整わない場合、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と協議を行うこととする。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「安濃津未来子どもウキウキプロジェクトにおける外あそび推進事業業務プロポーザル実施要領」による。

【問い合わせ先】

津市安濃総合支所地域振興課

電話番号：059—268—5511

FAX：059—268—3357

E-mail：268-5511@city.tsu.lg.jp

津市公告第 8 4 号

条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 7 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名

小学校等における使用済みGIGAスクールタブレット端末の売払い

(2) 規格

別紙仕様書のとおり

(3) 数量

13,818台

(4) 契約金額の支払い

本契約締結日から14日以内（土曜日、日曜日及び祝休日を含む。）に売主の指定する方法にて納入すること。

(5) 引取期限

契約金額納入後60日以内（土曜日、日曜日及び祝休日を含む。）に端末の引取りを完了すること。詳細な引取日時は、売主と事前に調整の上、決定する。

(6) 引渡場所

別紙仕様書のとおり

(7) 処理期限

令和9年2月28日まで

2 入札参加者に必要な参加要件

本件の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とし、本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

(2) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する令和8年度津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登載されている者。

(3) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、三重県を含んでいるものに限る。）を受けている者、または資源の有効な促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者であること。

(4) 本公告日から本契約締結日までの間に、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止（指名等見合わせを含む。）期

間中でない者。

(5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

(6) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者。

(7) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当するものでないこと及び次のアからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 本件入札の参加申込みに係る書類の配布

(1) 配布期間

令和 8 年 7 月 7 日から同年 7 月 17 日まで

※ 津市条件付一般競争入札参加申込書提出期限が令和 8 年 7 月 17 日正午のため注意すること。

(2) 配布場所

ア 津市総務部調達契約課物品調達契約担当

(下記【提出及び問い合わせ先】参照。以下同じ。)

※ 配布時間は、上記(1)の期間（土曜日・日曜日を除く。）の午前
8時45分から午後4時まで。

イ 津市ホームページ「産業・しごと」「入札・契約」「物件・業務委託
関係」からダウンロード

(https://www.info.city.tsu.mie.jp/sangyou_shigoto/nyuusatsu_keiyaku/1003872/index.html)

4 質疑等の受付

仕様書等について質問がある場合は、下記のとおり提出期限までに質問書を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年7月13日正午まで

(2) 方法

質疑等は、公告において示す参加要件を有する者に限って指定の質問書（第1号様式）により、提出場所へ持参、若しくはFAXで受け付けます。電話、口頭、電子メール等によるものや、提出期限を過ぎて提出されたものは受け付けません。

なお、提出は提出期限時刻必着とし、FAXの場合は必ず着信の確認を行ってください。

(3) 提出場所

津市総務部調達契約課物品調達契約担当

(4) 質疑等に対する回答は、令和8年7月15日に、津市ホームページ「産業・しごと」「入札・契約」「物件・業務委託関係」において公開することとし、入札参加申込書等提出期限の令和8年7月17日正午までは、津市総務部調達契約課物品調達契約担当でも配付します。

回答に当たっては、質疑等を行った者の名称等は公表しません。

また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。回答に対する再度の質問は認めないので、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

5 入札参加資格の確認等

(1) 本件の条件付一般競争入札に参加しようとする者は、津市条件付一般競争入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けること。

- ア 提出期限 令和８年７月１７日正午まで
- イ 提出場所 津市総務部調達契約課物品調達契約担当
- ウ 提出方法 持参またはＦＡＸによることとし、その他の方法は認めません。なお、提出は提出期限時刻必着とし、ＦＡＸの場合は必ず着信の確認を行ってください。

(2) 提出書類

- ア 津市条件付一般競争入札参加申込書（第２号様式）
- イ 宣誓書（第３号様式）
- ウ 「２ 入札参加者に必要な参加要件」の(3)を証明する書類の写し

- (3) 入札参加資格の審査結果については、参加申し込みのあった者全員に令和８年７月２２日（水）正午までに、津市条件付一般競争入札参加資格審査確認結果通知書（第４号様式）により通知します。

6 入札及び開札の日時

令和８年７月２４日午前１１時００分から

※ 定刻になっても出席のない場合は棄権とみなします。

※ 入札参加者は、入札書の投函の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。この場合において、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

7 入札及び開札の場所

津市役所本庁舎７階入札室

8 入札保証金

入札保証金の納付を免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 入札参加申込書等の提出資料に虚偽の記載があるとき。
- (3) 入札参加申込書等の提出資料に不備があるとき。
- (4) 入札者が同一事項の入札に対し２以上の入札をしたとき。
- (5) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (6) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (7) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (8) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (9) 入札金額を訂正しているとき。

- (10) 入札書に日付の記載がないとき。
- (11) 入札書に記載した金額その他載事項が不明確なとき。
- (12) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (13) 入札書を封入する封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (14) 入札書を封入する封筒表面に入札件名のないとき又は入札件名が異なるとき。
- (15) 入札書を封入する裏面に封印のないとき。
- (16) 入札者確認票（第 5 号様式）を提出しない入札代理人が入札を行ったとき。
- (17) 再度入札において、当該再度入札前の入札における最高入札金額以下の入札金額を記載して入札を行ったとき。
- (18) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (19) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

10 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

11 契約保証金

契約保証金の納付を免除します。

12 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。

13 その他の注意事項

- (1) 入札に関する行為をする者は、入札室へ入室後、入札者確認票（第 5 号様式）を提出すること。
- (2) 指定の入札書（第 6 号様式）により、仕様書に基づき入札金額等を記載してください。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があると

きは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税対象事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札は、予定価格以上において最高価格入札者とします。

- (4) 再度入札を行う場合があるので、入札書の予備を複数枚用意すること。
 - (5) 予定価格以上において最高価格入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。
 - (6) この契約の締結については、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、本市議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後、契約条件の適合をもって本契約とします。
 - (7) 本件入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
 - (8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。
- なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りにかかる費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (9) その他、入札参加者は、津市条件付一般競争入札参加者心得（第7号様式）に留意の上、入札を行うこと。
 - (10) 入札について不明な点等が生じた場合は、必ず令和8年7月23日午後4時までに、津市総務部調達契約課物品調達契約担当に確認すること。

【提出及び問い合わせ先】

津市総務部調達契約課物品調達契約担当
津市西丸之内23番1号 津市役所7階
電話番号 059-229-3121
FAX 059-229-3333

津市公告第 8 5 号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 5 条第 3 項の規定に基づく負傷動物の引取りについて通知がありましたので公告します。

令和 8 年 7 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 負傷動物の特徴

収容日	保護した場所	動物種及び種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
令和 8 年 7 月 2 日	津市 広明町	犬	白	メス	中	成犬	茶色の首輪

2 収容期間 令和 8 年 7 月 1 3 日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

三重県津保健所衛生指導課

電話番号 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市公告第 8 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 8 年 7 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 8 年 7 月 6 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市桜橋二丁目 3 3 番 1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
愛知県海部郡飛鳥村松之郷 3 - 5 7
中島 利文

津市公告第 8 7 号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 5 条第 3 項の規定に基づく負傷動物の引取りについて通知がありましたので公告します。

令和 8 年 7 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 負傷動物の特徴

収容日	保護した 場所	動物種及び 種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
令和 8 年 7 月 9 日	津市 垂水	猫（雑種）	白	メス	小	子猫	
令和 8 年 7 月 9 日	津市 垂水	猫（雑種）	白サバ トラ	オス	小	子猫	

2 収容期間 令和 8 年 7 月 1 4 日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

三重県津保健所衛生指導課

電話番号 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市公告第 8 8 号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 5 条第 3 項の規定に基づく負傷動物の引取りについて通知がありましたので公告します。

令和 8 年 7 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 負傷動物の特徴

収容日	保護した 場所	動物種及び 種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
令和 8 年 7 月 9 日	津市 上浜町	犬（柴犬）	黒	メス	中	成犬	黒色の首 輪（革製）

2 収容期間 令和 8 年 7 月 1 6 日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

三重県津保健所衛生指導課

電話番号 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市公告第 8 9 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 7 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年7月13日		業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	令和8年度営教施第1－18号 津市立一志中学校屋内運動場防水改修工事に係る設計業務委託					
業 務 場 所	津市一志町高野地内					
業 務 概 要	改修 (防水改修) ※上記に係る設計業務委託 一式					
期 間	契約締結日から起算して 135 日間					
発 注 業 種	建築関係コンサルタント					
参 加 資 格 等 に 関 する 事 項	登録要件	業 種	建築関係コンサルタント		部 門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店又は市内支店等				
	当該業種 における 営業収入 金額要件	営業収入金額を有すること				
	同種業務 実績要件					
	技術者要件	主任技術者	一級建築士(本市発注業務における専任配置)			
その他要件						
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年7月16日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで			
	回 答 日	令和8年7月21日	津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）又はFAX 059－229－3333				
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる				
	入札期間	令和8年7月14日 から 令和8年7月24日 まで				
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年7月29日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	1,549,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有		積 算 内 訳 書	要		
契約保証金	免 除		入 札 保 証 金	免 除		
前 金 払	無		部 分 払	無		
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年7月13日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和8年度北道維第4号 美里町五百野及び美里町三郷地内道路改修工事				
工 事 場 所	津市美里町五百野及び美里町三郷地内				
工 事 概 要	表層 49m2 側溝工 30m				
工 期	契約締結日から起算して 98 日間				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸ】安芸	【地区】 美里	【格付】 D・C・B・A2・A1	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸ】安芸	【地区】 河芸・芸濃・安濃	【格付】 D	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年7月16日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年7月21日	津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎 7 階) 又は F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年7月14日		から	令和8年7月24日 まで
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年7月29日 午前9時10分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	4,015,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要		
契約保証金	免 除	入 札 保 証 金	免 除		
前 金 払	有	部 分 払	無		
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・ 土日完全週休2日制工事 (発注者指定型) 試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年7月13日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和8年度北道維第5号 一身田平野地内道路改修工事				
工 事 場 所	津市一身田平野地内				
工 事 概 要	表層 97m2 側溝工 43m 集水桝・マンホール工 3箇所				
工 期	契約締結日から起算して 97 日間				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲	【格付】 D	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年7月16日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年7月21日	津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎 7 階) 又は F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年7月14日		から	令和8年7月24日 まで
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年7月29日 午前9時20分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	3,840,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要		
契約保証金	免 除	入 札 保 証 金	免 除		
前 金 払	有	部 分 払	無		
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・ 土日完全週休2日制工事 (発注者指定型) 試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年7月13日		工 事 担 当 課	建設政策課
工 事 名	令和8年度建政交安第1号 津駅東口駅前広場交通安全施設（区画線）改修工事			
工 事 場 所	津市羽所町地内			
工 事 概 要	小型標識工 7基 溶融式区画線 36m 溶融式カラー舗装 66m2			
工 期	契約締結日から起算して 139 日間			
発 注 業 種	塗装			
参 加 資 格 関 係 項 事	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1 ・ A 2		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去15年間(平成23年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 塗装工事で発注された路面標示・ライン設置工事等(舗装工事等に含まれるものを除く)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
	その他要件			
設 計 図 書 等 関 係 項 質 問	提 出 期 限	令和8年7月16日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで	
	回 答 日	令和8年7月21日	津市入札情報公開システムにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎 7 階）又は F A X 059－229－3333		
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年7月14日 から 令和8年7月24日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年7月29日 午前9時30分 津市役所（本庁舎）7 階 入札室			
予 定 価 格	5,629,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免 除	
前 金 払	有	部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ・土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行案件です。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年7月13日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和7年度南公園補第2号 南郊児童遊び場整備工事				
工 事 場 所	津市高茶屋三丁目地内				
工 事 概 要	遊具組立設置工 3基				
工 期	契約締結日から起算して 118 日間				
発 注 業 種	造園				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲	【格付】 A 1 ・ A 2	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年7月16日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年7月21日	津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎 7 階) 又は F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年7月14日		から	令和8年7月24日 まで
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年7月29日 午前9時40分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	3,932,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要		
契約保証金	免 除	入 札 保 証 金	免 除		
前 金 払	有	部 分 払	無		
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・ 土日完全週休2日制工事 (発注者指定型) 試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年7月13日		工 事 担 当 課	美杉総合支所地域振興課	
工 事 名	令和8年度杉地第2－1号 津市下之川住民交流センター給湯用ボイラー部品取替修繕				
工 事 場 所	津市美杉町下之川地内				
工 事 概 要	給湯設備取替修繕 給湯用ボイラー内部部品取替 一式 ※上記に係る機械設備修繕 一式				
工 期	契約締結日から起算して 117 日間				
発 注 業 種	管				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 格 付 要 件	【ブロック】 久居	【地区】 美杉	【格付】 C・B・A	
		【ブロック】 久居	【地区】 一志・白山	【格付】 C・B	
		【ブロック】 久居	【地区】 久居	【格付】 C	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年7月16日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで			
	回 答 日	令和8年7月21日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎 7 階) 又は F A X 059－229－3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年7月14日 から 令和8年7月24日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年7月29日 午前9時50分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	3,024,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	無	積 算 内 訳 書	要		
契約保証金	免 除	入 札 保 証 金	免 除		
前 金 払	有	部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年7月13日		工 事 担 当 課	市営住宅課	
工 事 名	令和8年度住第2－1号 津市市営青木団地22号及び23号屋根等修繕				
工 事 場 所	津市芸濃町雲林院地内				
工 事 概 要	修繕 (屋根修繕、塗装修繕) ※上記に係る屋根修繕等 一式				
工 期	契約締結日から起算して 99 日間				
発 注 業 種	屋根				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 格 付 要 件	【ブロック】 安芸	【地区】 芸濃・河芸・美里・安濃	【格付】 A 1 ・ A 2	
		【ブロック】 久居	【地区】 久居・一志・白山・美杉	【格付】 A 1 ・ A 2	
		【ブロック】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲	【格付】 A 1 ・ A 2	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年7月16日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年7月21日	津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階)又はFAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年7月14日 から 令和8年7月24日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年7月29日 午前10時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	6,748,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	無	積 算 内 訳 書	要		
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免 除		
前 金 払	有	部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・土日完全週休2日制工事(発注者指定型) 試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年7月13日		業 務 担 当 課	河川排水推進室		
業 務 名	令和8年度河川事推第1－2号 津市モーターボート競走場救助艇停泊場改修に係る実施設計業務委託					
業 務 場 所	津市藤方地内					
業 務 概 要	救助艇停泊場設計 一式					
期 間	契約締結日から起算して 215 日間					
発 注 業 種	土木関係コンサルタント					
参 加 資 格 関 連 事 項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント		部門	鋼構造及びコンクリート
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等				
	当該部門 における 営業収入 金額要件	営業収入金額を有すること				
	同種業務 実績要件	履行が完了した官公庁等元請実績でモーターボート競走場の競技運営における次の(1)又は(2)のいずれかを含む設計業務 (1) モーターボート競走水上施設統一基準に定める競走水上施設及び設備 (2) 防風ネット、防波堤、消波装置、発着ピット設備、救助艇停留設備				
	技術者要件	管理技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者（本市発注業務における専任配置）			
		照査技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はR C C Mのいずれかの者			
	その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 す る 質	提 出 期 限	令和8年7月22日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること （持参の場合）受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで （FAXの場合）提出期限日の午後5時まで			
	回 答 日	令和8年7月27日	津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）又はF A X 059－229－3333				
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる				
	入札期間	令和8年7月14日		から	令和8年7月31日	まで
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年8月5日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	23,161,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有		積 算 内 訳 書	要		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入 札 保 証 金	免 除		
前 金 払	有		部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。 ・同種業務実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・本件は津市公契約条例第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。 労働環境の確保に係る誓約事項及び令和8年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年7月13日		工 事 担 当 課	建設整備課
工 事 名	令和8年度建整道新補第2号 脇ヶ野篠ヶ広線道路改良工事（その1）			
工 事 場 所	津市美杉町八手俣地内			
工 事 概 要	掘削工 7, 580m3			
工 期	契約締結日から起算して 187 日間			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1 ・ A 2		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
		現場代理人	常駐配置（専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可）	
その他要件				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和8年7月22日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで	
	回 答 日	令和8年7月27日	津市入札情報公開システムにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）又はF A X 059－229－3333		
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年7月14日 から 令和8年7月31日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年8月5日 午前9時10分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	123,608,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免 除	
前 金 払	有	部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・本工事と「令和8年度建整道新補第3号内多清水ヶ丘線道路改良工事」は、一抜け方式試行案件です。 ・土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行案件です。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年7月13日		工 事 担 当 課	建設整備課
工 事 名	令和８年度建整道新補第３号 内多清水ヶ丘線道路改良工事			
工 事 場 所	津市安濃町太田及び安濃町内多地内			
工 事 概 要	側溝工 174m 集水桝・マンホール工 8箇所 表層(車道・路肩部) 1,090m ² 表層(歩道部) 527m ² 縁石工 93m 路側防護柵工 168m 防止柵工 124m			
工 期	契約締結日から起算して 180 日間			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1 ・ A 2		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
		現場代理人	常駐配置 (専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和8年7月22日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年7月27日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎 7 階)又はFAX 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年7月14日 から 令和8年7月31日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年8月5日 午前9時20分 津市役所(本庁舎) 7 階 入札室			
予 定 価 格	71,848,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免 除	
前 金 払	有	部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・本工事と「令和8年度建整道新補第2号脇ヶ野篠ヶ広線道路改良工事(その1)」は、一抜け方式試行案件です。 ・土日完全週休2日制工事(発注者指定型)試行案件です。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年7月13日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和8年度南生学第1号 津市南郊公民館新築に伴う外構工事				
工 事 場 所	津市高茶屋三丁目地内				
工 事 概 要	場所打擁壁工 32m3 コンクリートブロック工 25m2 側溝工 184m 集水桝・マンホール工 7箇所 照明設備工 1基 表層 2,000m2 柵工 194m				
工 期	契約締結日から起算して 179 日間				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸ】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲	【格付】 B	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和8年7月22日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年7月27日	津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) 又はF A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年7月14日 から 令和8年7月31日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年8月5日 午前9時30分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	48,370,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要		
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免 除		
前 金 払	有	部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・土日完全週休2日制工事 (発注者指定型) 試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年7月13日		工 事 担 当 課	津北工事事務所		
工 事 名	令和8年度北橋維補第4号 東出橋ほか2橋橋梁長寿命化修繕工事					
工 事 場 所	津市美里町三郷ほか2町地内					
工 事 概 要	ひび割れ補修工 一式 断面修復工 一式 表面含浸工 一式 橋面防水工 一式					
工 期	契約締結日から起算して 180 日間					
発 注 業 種	土木一式					
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等				
	格 付 要 件	なし				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】		
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】		
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】		
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去15年間(平成23年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は下請実績で以下のとおり 橋梁架設工事又は床版、主桁に係る断面修復工事(ただし、いずれの場合も支間長合計22m 以上かつ幅員2m以上の鋼橋、コンクリート橋(道路橋)に限る。)				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)			
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）			
	その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること(審査基準日:令和6年10 月1日～令和7年9月30日)				
設 計 図 書 等 に 関 する 質	提 出 期 限	令和8年7月22日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで			
	回 答 日	令和8年7月27日	津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）又はF A X 059-229-3333				
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる				
	入札期間	令和8年7月14日		から	令和8年7月31日	まで
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年8月5日 午前9時40分 津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	48,079,000 円（税抜き）					
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書		要		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入 札 保 証 金	免 除		
前 金 払	有	部 分 払		無		
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・ 同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンス登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ・ 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行案件です。					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年7月13日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和8年度北橋維補第3号 鹿毛橋橋梁長寿命化修繕工事				
工 事 場 所	津市安東町及び分部地内				
工 事 概 要	断面修復工 一式				
工 期	契約締結日から起算して 186 日間				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等			
	格 付 要 件	なし			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】		【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去15年間(平成23年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は下請実績で以下のとおり 橋梁架設工事又は床版、主桁に係る断面修復工事(ただし、いずれの場合も支間長合計78m 以上かつ幅員2m以上の鋼橋、コンクリート橋(道路橋)に限る。)			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること(審査基準日:令和6年10月1日～令和7年9月30日)				
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年7月22日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年7月27日	津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）又はF A X 059－229－3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年7月14日 から 令和8年7月31日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年8月5日 午前9時50分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	38,155,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書		要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入 札 保 証 金	免 除	
前 金 払	有	部 分 払		無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおりで郵送してください。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ・土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年7月13日		工 事 担 当 課	農業基盤整備課	
工 事 名	令和8年度農基補第1号 美里町日南田地内ため池（日南田池）改修工事				
工 事 場 所	津市美里町日南田地内				
工 事 概 要	取水工 1式				
工 期	契約締結日から起算して 180 日間				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸﾞ】安芸	【地区】 美里・河芸・芸濃・安濃	【格付】 B・A2・A1	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸﾞ】久居	【地区】 久居・一志・美杉	【格付】 B	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
	その他要件				
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年7月22日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年7月27日	津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）又はFAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年7月14日		から	令和8年7月31日 まで
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年8月5日 午前10時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	31,542,000 円（税抜き）				
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要		
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免 除		
前 金 払	有	部 分 払	無		
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・ 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年7月13日		工 事 担 当 課	津南工事事務所
工 事 名	令和8年度南橋維補第3号 赤岩橋橋梁長寿命化修繕工事			
工 事 場 所	津市一志町井生及び白山町二本木地内			
工 事 概 要	伸縮継手工 一式 ひび割れ補修工 一式 断面修復工 一式 表面被履工 一式			
工 期	契約締結日から起算して 143 日間			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格 付 要 件	なし		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去15年間(平成23年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は下請実績で以下のとおり 橋梁架設工事又は床版、主桁に係る断面修復工事(ただし、いずれの場合も支間長合計85m 以上かつ幅員1m以上の鋼橋、コンクリート橋(道路橋)に限る。)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること(審査基準日:令和6年10 月1日～令和7年9月30日)			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和8年7月22日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年7月27日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）又はF A X 059－229－3333		
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年7月14日 から 令和8年7月31日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年8月5日 午前10時10分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	26,667,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免 除	
前 金 払	有	部 分 払	無	
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・ 同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ・ 土日完全週休2日制工事（発注者指定型） 試行案件です。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年7月13日		工 事 担 当 課	津南工事事務所
工 事 名	令和8年度南道新第2号 八手俣川向線道路改良（舗装）工事			
工 事 場 所	津市美杉町八手俣地内			
工 事 概 要	表層 9, 020m2			
工 期	契約締結日から起算して 169 日間			
発 注 業 種	舗装			
参 加 資 格 関 係 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
		現場代理人	常駐配置（専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可）	
その他要件				
設 計 図 書 等 関 係 事 項	提 出 期 限	令和8年7月22日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで	
	回 答 日	令和8年7月27日	津市入札情報公開システムにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）又はFAX 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年7月14日 から 令和8年7月31日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年8月5日 午前10時20分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	76,955,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免 除	
前 金 払	有	部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試験案件です。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年7月13日		工 事 担 当 課	津南工事事務所
工 事 名	令和8年度南橋維補第2号 辻2号橋橋梁長寿命化修繕（上部工）工事			
工 事 場 所	津市白山町上ノ村地内			
工 事 概 要	支承取替工 4基 断面修復工 一式 橋梁塗装工 57m2			
工 期	契約締結日から起算して 138 日間			
発 注 業 種	鋼構造物			
参 加 資 格 関 係 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格 付 要 件	なし		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去15年間(平成23年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 鋼構造物工事で発注された、鋼橋架設工事又は修繕工事(ただし、いずれの場合も支間長合計 10m以上かつ幅員2m以上の鋼橋(道路橋)に限る。)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
	その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること(審査基準日:令和6年10 月1日～令和7年9月30日)		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年7月22日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで	
	回 答 日	令和8年7月27日	津市入札情報公開システムにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）又はF A X 059－229－3333		
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年7月14日 から 令和8年7月31日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年8月5日 午前10時30分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	22,781,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免 除	
前 金 払	有	部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ・土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行案件です。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年7月13日		工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和8年度営建整備第17号 安濃中央総合公園便所改修工事				
工 事 場 所	津市安濃町田端上野地内				
工 事 概 要	改修 (建具改修、内外装改修、躯体改修、電灯設備、機械設備) ※上記に係る建築工事等 一式				
工 期	契約締結日から起算して 169 日間				
発 注 業 種	建築一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸ】安芸	【地区】安濃・河芸・芸濃・美里	【格付】 C・B・A	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸ】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】 C・B・A	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】 C	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年7月22日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年7月27日	津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) 又は F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年7月14日		から	令和8年7月31日 まで
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年8月5日 午前10時40分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	20,174,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要		
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免 除		
前 金 払	有	部 分 払	無		
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・ 土日完全週休2日制工事 (発注者指定型) 試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年7月13日		工 事 担 当 課	営繕課
工 事 名	令和8年度営教施第2－7号 津市立西郊中学校照明器具取替修繕			
工 事 場 所	津市一色町地内			
工 事 概 要	照明器具取替修繕 LED照明器具 1,098台 ※上記に係る電気設備修繕 一式			
工 期	契約締結日から起算して 187 日間			
発 注 業 種	電気			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級電気工事施工管理技士又は同等以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年7月22日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで	
	回 答 日	令和8年7月27日	津市入札情報公開システムにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎 7 階) 又は F A X 059－229－3333		
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年7月14日 から 令和8年7月31日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年8月5日 午前10時50分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室			
予 定 価 格	42,112,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	無	積 算 内 訳 書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免 除	
前 金 払	有	部 分 払	無	
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年7月13日		工 事 担 当 課	営繕課
工 事 名	令和8年度営事推第2－8号 津市モーターボート競走場外向発売所等照明器具取替修繕			
工 事 場 所	津市藤方地内			
工 事 概 要	照明器具取替修繕 LED照明器具 754台 ※上記に係る電気設備修繕 一式			
工 期	契約締結日から起算して 185 日間			
発 注 業 種	電気			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1		
	地 域 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級電気工事施工管理技士又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年7月22日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年7月27日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) 又は F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年7月14日 から 令和8年7月31日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年8月5日 午前11時00分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室			
予 定 価 格	35,243,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	無	積 算 内 訳 書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免除	
前 金 払	有	部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年7月13日		工 事 担 当 課	市営住宅課	
工 事 名	令和8年度住補第6号 津市市営藤水団地1号館及び2号館外壁その他改修工事				
工 事 場 所	津市藤方地内				
工 事 概 要	改修 (塗装改修、外壁改修) ※上記に係る塗装工事等 一式				
工 期	契約締結日から起算して 142 日間				
発 注 業 種	塗装				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	A 1			
	地 域 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級建築施工管理技士(仕上げ)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年7月22日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年7月27日	津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) 又は F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年7月14日 から 令和8年7月31日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年8月5日 午前11時10分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	24,463,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要		
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免 除		
前 金 払	有	部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・土日完全週休2日制工事 (発注者指定型) 試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年7月13日		工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和8年度営事推第16号 津市モーターボート競走場スタンド棟等火災報知設備改修工事				
工 事 場 所	津市藤方地内				
工 事 概 要	火災報知設備改修 感知器 1,099個 発信機 88個 ※上記に係る電気設備工事 一式				
工 期	契約締結日から起算して 184 日間				
発 注 業 種	消防施設				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	A 1			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】		【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
		専門技術者	消防設備士甲種第4類の資格を有する者(主任技術者・現場代理人と兼務可)		
	その他要件				
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年7月22日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年7月27日	津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎 7 階) 又は F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年7月14日		から	令和8年7月31日 まで
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年8月5日 午前11時20分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	37,973,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書		要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入 札 保 証 金		免 除
前 金 払	有	部 分 払		無	
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。				

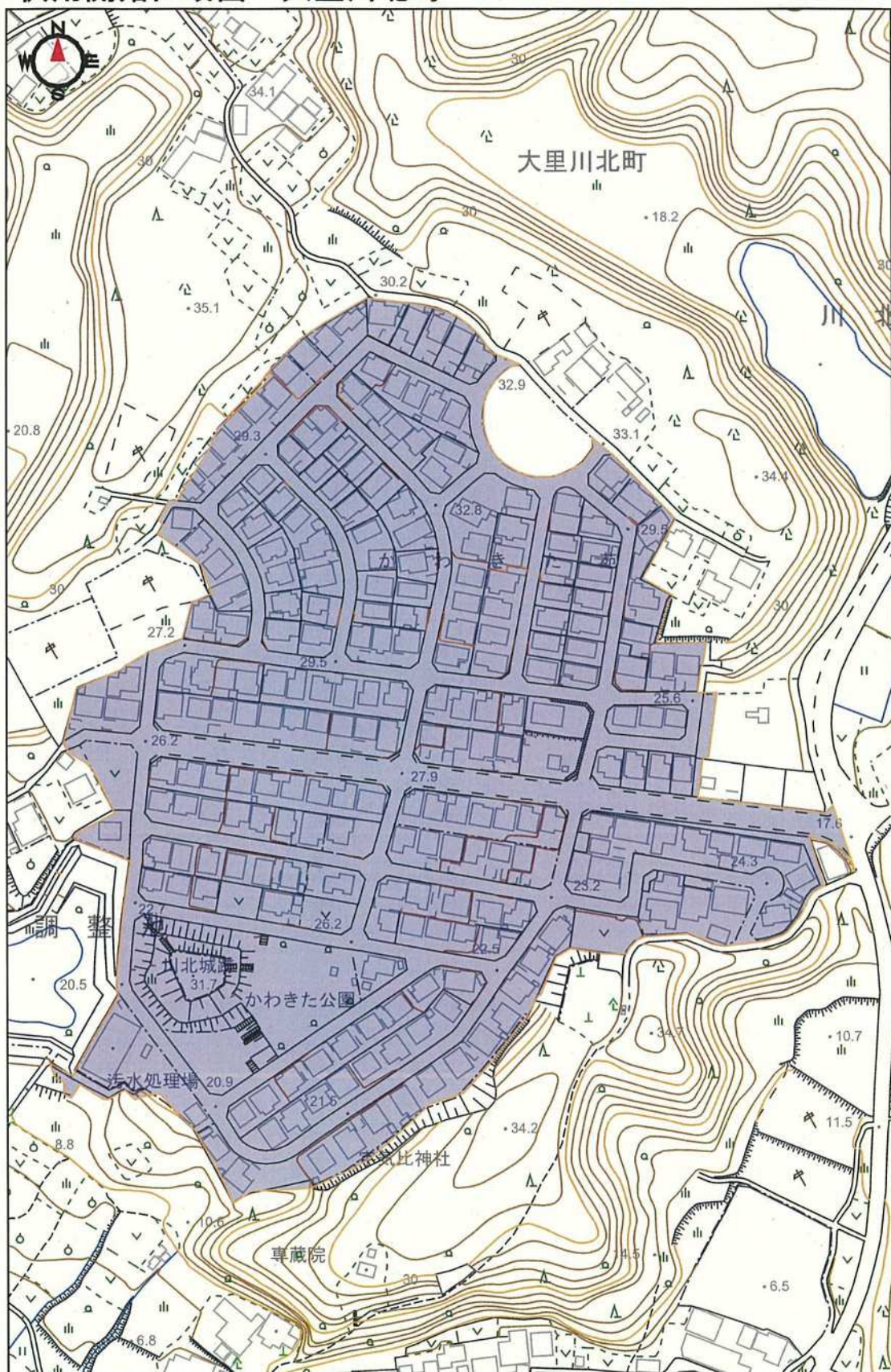
津市上下水道事業告示第 8 号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 1 日

津市上下水道事業管理者 渡 邊 公 隆

- 1 供用及び処理を開始する年月日
令和 8 年 8 月 1 日
- 2 下水を排除及び処理する区域
流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）
大里川北町の一部
- 3 供用を開始する排水設備の位置
別図（供用開始区域図）のとおり
- 4 供用を開始する排水設備の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 下水の処理を開始する公共下水道の終末処理場の位置及び名称
流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）
津市白塚町 1 5 9 2 番地
志登茂川浄化センター
- 6 縦覧場所
津市殿村 5 番地
津市上下水道管理局営業課
- 7 縦覧期間
令和 8 年 7 月 17 日から同月 31 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）
- 8 縦覧時間
午前 8 時 45 分から午後 4 時 00 分まで



津市上下水道事業公告第 23 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 7 月 13 日

津市上下水道事業管理者 渡 邊 公 隆

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年7月13日		工 事 担 当 課	水道整備課	
工 事 名	令和8年度水整第15号 乙部地内配水管布設工事				
工事場所	津市 乙部		地内		
工 事 概 要	配水管布設工 PPφ50mm 399.5m 仕切弁設置工 φ50mm 2箇所 不断水仕切弁設置工 φ100mm 4箇所 舗装本復旧工 1,880m ²				
工 期	契約締結日から起算して170日間				
発注業種	土木一式（配水管工事）				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者				
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年7月16日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで			
	回 答 日	令和8年7月22日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）又はFAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年7月14日 から 令和8年7月27日 まで ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開札日時及び場所	令和8年7月30日 午前9時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	41,005,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有		積算内訳書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入札保証金	免除	
前 金 払	有		部 分 払	無	
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・ 配置技術者について、3か月以上の雇用関係が継続していること。 ・ 上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。 ・ 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年7月13日		工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和8年度下工公補第9号 白山第2処理分区公共下水道工事				
工事場所	津市 白山町川口 地内				
工事概要	管布設工(管径75～150mm) 254m 組立マンホール工 3箇所 ます設置工 3箇所				
工 期	契約締結日から起算して120日間				
発注業種	土木一式				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】B・A2・A1	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
	その他要件				
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年7月16日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで			
	回 答 日	令和8年7月22日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階)又はFAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年7月14日 から 令和8年7月27日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開札日時及び場所	令和8年7月30日 午前9時15分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	37,527,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有		積算内訳書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入札保証金	免除	
前 金 払	有		部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて(令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・土日完全週休2日制工事(発注者指定型) 試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年7月13日		工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和8年度下工公補第10号 津北部第15-1処理分区公共下水道工事				
工事場所	津市 広明町及び鳥居町 地内				
工事概要	管布設工(管径150mm) 125m 組立マンホール工 1箇所 小型マンホール工 9箇所 ます設置工 6箇所				
工 期	契約締結日から起算して127日間				
発注業種	土木一式				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年7月16日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで			
	回 答 日	令和8年7月22日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階)又はFAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年7月14日 から 令和8年7月27日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開札日時及び場所	令和8年7月30日 午前9時30分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	23,168,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有		積算内訳書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入札保証金	免除	
前 金 払	有		部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて(令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・土日完全週休2日制工事(発注者指定型) 試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年7月13日		工 事 担 当 課	水道施設課	
工 事 名	令和8年度水施継第2号 美里家所送水ポンプ場電気設備（ポンプ制御盤）更新工事				
工事場所	津市 美里町家所 地内				
工事概要	電気設備(ポンプ制御盤)更新 一式				
工 期	契約締結日から起算して335日間				
発注業種	電気				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等			
	格付要件	なし			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件	過去15年間(平成23年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり電気工事で発注された水道施設の運転操作設備(建築電気設備は除く)の製作又は据付工事			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和6年10月1日～令和7年9月30日)				
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年7月16日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで			
	回 答 日	令和8年7月22日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）又はFAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年7月14日 から 令和8年7月27日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開札日時及び場所	令和8年7月30日 午前9時45分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	22,329,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有		積算内訳書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入札保証金	免除	
前 金 払	有		部 分 払	有	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンス登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。				

津市上下水道事業公告第 2 4 号

建設工事等に係る条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により次のとおり公告します。

令和 8 年 7 月 1 3 日

津市上下水道事業管理者 渡 邊 公 隆

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和 8 年度下工公補継第 1 号
波瀬川第六ポンプ場（ポンプ棟）築造工事
- (2) 工事場所 津市一志町八太及び一志町日置地内
- (3) 工事概要 躯体工 一式
- (4) 工期 契約締結日から起算して 5 1 5 日間
- (5) 予定価格 4 8 8 , 6 5 0 , 0 0 0 円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件入札は、特定建設工事共同企業体による入札としますので、本件入札に参加できる者については、本件入札に係る公告日から契約締結日までの間において、特定建設工事共同企業体の構成員全員が次に掲げる条件を全て満たし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体とします。

(1) 特定建設工事共同企業体の構成員共通の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者

イ 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成 1 8 年 1 月 1 日施行。以下「要領」といいます。）第 4 条第 1 項に掲げる要件を備えている者

ウ 要領第 4 条第 2 項各号の一に該当しない者

エ 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 1 7 年法律第 8 7 号）第 6 4 条の規定による改正前の商法（明治 3 2 年法律第 4 8 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあつては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

(2) 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

特定建設工事共同企業体の結成に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ア 構成員の数は２者とし、代表構成員及び第２構成員においては、各１者の組み合わせで自主結成すること。
- イ 運営形態は、全ての構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式であること。
- ウ 構成員の出資比率の最小限度基準は、３０％以上であること。
- エ 構成員は、本工事について他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。
- オ 共同企業体の構成員間で、実質的に経営が同一（当該企業の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し又はその出資の総額１００分の５０を超える出資をしている場合、若しくは当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合など、入札に参加する他の入札参加者との間に資本的又は人的関係がある者）でないこと。
- カ 構成員の変更は、原則として認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、津市と協議を行ってください。

(3) 特定建設工事共同企業体の存続期間

本工事の請負契約の相手方となった特定建設工事共同企業体については、成立してから本工事の請負契約の履行完了後３か月を経過するまで存続すること。また、本工事の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、本件入札に係る請負契約が締結された日又は締結される見込みがなくなった日までを存続期間とすること。

(4) 代表構成員の資格要件

代表構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ア 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登録されている者
- イ 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受けている者
- ウ 三重県、愛知県又は岐阜県内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいいます。）を有する者
- エ 審査基準日が令和６年１０月１日から令和７年９月３０日までの経営

規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の土木一式工事の総合評定値が、1, 200点以上の者

オ 構成員のうち施工能力及び出資比率が最大の者（出資比率が同等の場合は、施工能力の大きい者）

カ 官公庁等で発注され、過去15年間（平成23年度以降）に施工が完了した、次の工事の元請実績を有する者（共同企業体による工事の場合は、代表構成員としての実績に限ります。）

下水道法上の処理場又はポンプ場の新設又は増設の土木工事（ただし、鉄筋コンクリート造による水槽構造物に限ります。）

キ 本工事に、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第26条第3項第2号に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は2とします。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約締結日時点で他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約締結日時点で完成検査が終了していない施工現場の数が1以下であること。）

ク 上記(4)キに掲げる者は、代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限ります。）

(5) 第2構成員の資格要件

第2構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登載されている者

イ 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受けている者

ウ 本市の区域内に本店を有する者

エ 土木一式工事に係る格付区分がA1の者

オ 本工事の施工現場に、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を専任で配置できること。（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、契約締結日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）

カ 上記(5)オに掲げる者は、第2構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限ります。）

3 入札参加申込書等の配付

(1) 配付期間

令和8年7月13日（月）から同年7月31日（金）まで

(2) 配付場所

ア 津市入札情報公開システムからダウンロード

（津市入札情報公開システムの稼働時間中に限ります。）

イ 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

（配付期間は、上記(1)の期間（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前8時45分から午後4時まで）

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

(1) 入札参加者は、上記2に定めるところに従い特定建設工事共同企業体を結成した上、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の認定を受けなければなりません。

なお、提出期間に当該書類等を提出しない特定建設工事共同企業体又は本件入札の参加資格が認定されなかった特定建設工事共同企業体は、本件入札に参加することはできません。

ア 提出期間

令和8年7月13日（月）午前8時45分から令和8年7月31日（金）まで

（電子入札システム稼働時間中に限りますが、提出期間最終日（令和8年7月31日）は午後4時までとします。）

イ 提出場所

津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

ウ 提出方法

必ず特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書を電子入札システムで提出してください。

その他提出書類は上記イの窓口を持参してください。ただし、津市電子入札実施要綱第7条に基づき、郵便入札の承認を受けた者は、上記アの期間に全ての提出書類を持参により提出することができます。

(2) 提出書類

- ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書
- イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- ウ 使用印鑑届
- エ 委任状
- オ 特定建設工事共同企業体構成員の状況調書
- カ 配置予定技術者等届出書
- キ 上記 2 (4)カに規定する施工実績を証する書類（施工実績届出書及び工事内容等が確認できる書類）
- ク 各構成員の特定建設業の許可証の写し
- ケ 各構成員の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（審査基準日が令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 9 月 3 0 日までのもの）
- コ 配置予定技術者の資格証の写し
- サ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
- シ 各構成員の営業所専任技術者証明書の写し（建設業許可申請に必要な営業所の専任技術者調書の写し）
- ス 施工計画工程表（事前審査用）
- セ 宣誓書

(3) 入札参加資格審査結果の通知

- ア 入札参加資格の審査結果は、令和 8 年 8 月 1 0 日（月）までに代表構成員に対し、通知します。
- イ 入札参加者は、入札参加資格が認定されなかった場合、上記アの通知を受けとった日の翌日から 2 日以内に書面により説明を求めることができるものとします。

5 設計図書の閲覧等

(1) 閲覧期間

令和 8 年 7 月 1 3 日（月）から同年 9 月 1 日（火）まで

(2) 閲覧場所

- ア 津市入札情報公開システムからダウンロード
（津市入札情報公開システムの稼働時間中に限ります。）
- イ 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当
（閲覧期間は、上記(1)の期間（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前 8 時 4 5 分から午後 4 時まで）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付

令和 8 年 7 月 1 7 日（金）正午までに指定の質問書により F A X 又は持参により津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎 2 階）に提出してください。

なお、F A X の場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法

令和 8 年 7 月 2 4 日（金）までに津市入札情報公開システムに掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付

令和 8 年 8 月 7 日（金）正午までに指定の質問書により F A X 又は持参により津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎 2 階）に提出してください。

なお、F A X の場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法

令和 8 年 8 月 1 7 日（月）までに津市入札情報公開システムに掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法及び入札期間

(1) 入札方法

入札書は、電子入札システムを利用し、次の入札期間中に入札価格その他の所定の情報を入力し、積算内訳書（指定様式に限ります。）を電子入札システムにて提出してください。

なお、入札に使用する I C カードは代表構成員の名義で取得し、利用者登録をした I C カードを使用し、電子入札に参加するものとします。

(2) 入札期間

令和 8 年 8 月 1 2 日（水）から同年 8 月 2 8 日（金）まで

（電子入札システムの稼働時間中に限ります。）

ただし、津市電子入札実施要綱第 7 条に基づき、郵便入札の承認を受け

た者は、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和８年４月以降公告分より）」のとおり、入札書及び積算内訳書を郵送してください。

(3) 入札書の郵送提出先

〒５１４－８７９９ 日本郵便（株）津中央郵便局留 津市上下水道管理局上下水道管理課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和８年９月１日（火）午前９時から

(2) 場所 津市上下水道庁舎２階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成１８年津市規則第４０号。以下「規則」といいます。）第２７条第１項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第２８条第１項第１号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第２号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

入札をした者のうち開札の立会いを希望する者は、当該開札に立ち会うことができます。

12 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

無効の入札は、次の(1)から(3)に掲げるいずれかの事項に該当する場合とします。

(1) 共通の無効

ア 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。

イ 申請書類等に虚偽の記載があるとき。

ウ 申請書類等に不備があるとき。

エ 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。

オ 入札者が同一事項の入札に対し２以上の入札をしたとき。

カ 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。

- キ 著しく信義に反する行為をしたとき。
- ク 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- ケ 入札金額を訂正しているとき。
- コ 入札金額と積算内訳書の金額が異なるとき。
- サ 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

(2) 電子入札の無効

- ア 入札書に指定された事項が入力されていない入札、不要な項目が入力されている入札又は入力された内容が不明確な入札
- イ 電子入札システムにより積算内訳書が提出されていない入札
- ウ 記名又は押印に相当する電磁的記録が付されていない入札
- エ 電子証明書の不正な使用があった入札

(3) 郵便入札の無効

- ア 郵便入札を承認されていない者が行った郵便入札
- イ 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- ウ 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- エ 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- オ 入札書の記載事項が確認できないとき。
- カ 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- キ 指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したとき。
- ク 入札書が提出期限を過ぎて到着したとき。
- ケ 積算内訳書が同封されていないとき。
- コ 封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- サ 封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。

13 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。

- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

- (1) 前金払 有
- (2) 部分払 有（１回）
- (3) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を電子入札システムで入札書に入力してください。
- (4) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。
なお、落札者となるべき同価格の入札者が２者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定します。
- (5) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (6) 電子入札システムの障害等やむを得ない理由により電子入札を行うことができないと判断したときは、当該入札を延期し、若しくは中止し、又は郵便入札に変更することがあります。
- (7) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。
- (8) 入札の中止等に至った場合において、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (9) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成１８年１月１日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。
- (10) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (11) 本件工事は津市公契約条例（平成２９年津市条例第２２号）第６条の２

第 1 項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。

労働環境の確保に係る誓約事項及び令和 8 年度津市公契約条例労働報酬
下限額運用マニュアルを必ず確認してください。

(12) 本件は土日完全週休 2 日制工事（発注者指定型）試行案件です。

担当課（問い合わせ先）

津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

電話番号 0 5 9 - 2 3 7 - 5 8 0 3

F A X 0 5 9 - 2 3 7 - 5 8 1 9

津市消防本部告示第 1 号

津市火災予防条例（平成 18 年津市条例第 260 号）第 42 条の 2 第 1 項の規定により、指定催しを次のとおり指定したので、同条第 3 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 8 日

津市消防長 野 田 巧

1 指定催し

第 73 回津花火大会 2026

2 指定期間

上記の指定催しに対し、指定の日から当該指定催しが終了する日までとする。